

4 まちづくり宣言別計画

まちの将来像の実現に向けて、まちづくり宣言に基づく37の基本施策からなるまちづくり宣言別計画を策定し、各部門において市民との協働により計画的に施策を推進します。

●まちづくり宣言別計画の見方

まちづくり宣言別計画は、まちづくり宣言ごとに、基本施策を構成をする中施策を1単位として、次の項目を記載しています。

「基本施策」の名称と基本施策を構成する「中施策」の名称を記載しています。

「中施策」の名称と、「施策コード」、主な「担当課」を記載しています。

中施策に関連する本市をとりまく「現状・課題」を記載しています。

中施策の推進によって本市が「目指す姿」と、その達成度を測る「目標指標」を記載しています。

中施策に関する具体的な取り組みの方向を「施策の展開方向」として記載しています。

特に重点的・優先的に取り組む事業として「重点事業」の内容を記載しています。

本文中の専門用語・外来語などについて「用語解説」を記載しています。

基本施策3

(宣言6)

市民協働

- 1 市民参画と市民協働の推進
- 2 市民活動の支援
- 3 コミュニティ活動の支援

1 市民参画と市民協働の推進

施策 061

＜地域活動推進課＞

現状・課題

本市では、平成13年に市民活動の支援に関する条例を制定し、市民活動の拠点として市民活動支援センター「しみんてい」を設置するなど、県内の市町村のなかでも早くから、市民活動を推進するための環境整備に取り組み、市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

市民がまちに誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりを進める上で、市民参画、市民協働は、欠かすことができないものです。

今後は、市民と行政が共に考え、共に活動する協働型のまちづくりが求められており、人材の育成やまちづくり活動を支援していくための新しい仕組みづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

目指す姿と目標指標

市民が参画しやすい仕組みや機会が充実し、政策立案から事業推進に至る様々な場面で、多くの市民がまちづくりに参画し、協働による取り組みを実践しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加した市民の割合	%	6.5 2010年度	16.2	26.0

市民意識調査で「これまでに、市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加したことがありますか。」の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民参画しやすい環境を整備しパブリックコメントや意見交換会に参画する市民割合の向上を目指します。

施策の展開方向

①市民参画の促進	審議会や委員会などの委員選出時における市民公募やパブリックコメントを行うなど、市の政策立案や事業推進にあたって市民参画を積極的に推進します。
②市民協働の体系づくり	市民と行政が対等の立場で意見を出し合う機会を設け、協働への意識づけや意識改革につなげるとともに、まちづくりにおける双方の役割や互いの約束ごとを規定するための協働ルールブックなどを策定し、市民協働を一層推進します。

重点事業

★市民協働意識向上事業	市民協働の考え方や方針を明確にするため協働ルールブックや協働ロードマップを作成し、市民協働について広く周知することで市民意識の向上を図ります。
-------------	---

パブリックコメント 行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

協働ルールブック 四者（市民、市民活動団体、事業者、行政）がそれぞれの権利と責任のもと、対等な立場で協働を行うためのルールをまとめたもの

協働ロードマップ 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、市政各分野における特定課題をテーマに協働することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程書。

宣言 1

健康市民であふれるまちをつくります

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。



健康

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健サービスの充実
- 3 感染症対策

1 健康づくりの推進

施策 011

<健康推進課・建設課・社会教育課>

●現状・課題

健康は市民が生活を送る上で最も基本的なものであり、近年は健康への関心もますます高まっています。健康を維持するには、運動・栄養・心の健康といった基本的な要素から環境づくりまで、毎日の生活習慣が非常に重要になります。

本市では、平成 15 年度に策定した「みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」に、平成 20 年度に「犬山市食育推進計画」を取り入れ、この計画の 9 分野に基づき、関係機関と協働して健康づくりに関する様々な施策を推進しています。計画には、「市民一人ひとりの健康づくり」「地域全体の健康づくり」「行政の役割」が盛り込まれ、市全体での健康づくりの推進を重視していますが、関係機関や市民に計画内容が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

少子高齢社会や団塊の世代の大量退職を迎える中、人々がいきいきと暮らしていくには、一人ひとりの心身の状態、人間関係、環境を含めて、より良い状態であることが重要です。「健康市民づくり」をキーワードに市民と行政、関係機関が一体となって、ライフステージに応じた健康づくりを推進していくことが求められています。また、市民の憩いの場として、市民健康館周辺の関連施設の整備を検討していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、自ら進んで健康を保持する行動を実践することにより、健康的な生活習慣を身につけ、明るくいいきと生活しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆健康であると思っている市民の割合	%	72.1	2010 年度	75.0	80.0
市民意識調査で『ご自分は、健康であると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。60 歳以上の方が「はい」と回答した割合が 66.1%と全体の 72.1%に比べ低いことから、今後改善を図り 80%を目標値として目指します。					
◆ウォーキングを含み週 2 回 30 分以上の運動をする人の割合	%	44.9	2010 年度	51.0	57.0
市民意識調査で『普段、運動（ウォーキングなども含む）をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年代を問わず半数以上の方が継続的に運動週間をつけることを目指します。					
◆健康づくり応援宣言参加人数	人	2,584	2010 年度	5,000	7,500
健康づくりへの取り組みを個人、企業、グループ、家族などで宣言してもらう「健康づくり応援宣言」への参加人数。市民の 1 割の参加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①健康づくり行動の展開 「健康づくり応援参加宣言」を推進するとともに、誰もが気軽に参加できるウォーキング事業や乳幼児、学童、妊産婦、成人、高齢者などライフステージに応じた健康づくり事業を実施することにより、市民の健康意識を醸成し、市民自らの健康づくり行動を促します。

イラスト・写真など

- ②**市民ボランティアの育成支援** 健康づくり推進員や食生活改善推進員、さらさくら会などをはじめ、地域での健康づくり活動を支援するボランティアの育成と活動支援を行います。
- ③**市民の健康を支える環境整備** 市民の日常的な健康づくりの活動を支える拠点である市民健康館の利用促進に向けた駐車場の拡張や、ふれあい広場をはじめとした関連施設の環境整備を進めるとともに、健康づくりに繋がる活動の場である遊歩道や体育館、グラウンドなどの整備を行います。
- ④**全庁的な推進体制の確保** 現在、市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、『健康づくり事業』として体系化し、全庁的に健康づくりに取り組む推進体制を確保します。

●重点事業

★健康づくり事業

健康市民づくりを促進する事業を総合的に実施します。主には、子宮頸がん予防と乳幼児・75歳以上を対象とした肺炎球菌、乳幼児用を対象としたインフルエンザ菌b型（Hib＝ヒブ）の各ワクチン接種などの任意予防接種費用の助成を行うほか、ウォーキングマップや案内看板の作製を行います。現在、市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、『健康づくり事業』として体系化して展開します。



用語解説

■**ライフステージ** 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

2 保健サービスの充実

施策 012

<健康推進課>

●現状・課題

本市では、保健センターを拠点とした母子保健や予防接種の取組み、市民健康館を拠点とした成人保健や健康診査の取組みをはじめ、福祉医療と連携を図りながら、総合的な保健サービスを提供しています。

平成 19 年度から乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や、国による平成 20 年度からの医療制度改革での特定健康診査の開始に加え、妊婦健康診査や予防接種の充実や生活習慣病予防のための保健指導の強化が求められるなど、少子高齢化に伴い、保健・医療・福祉の分野全体で制度が目まぐるしく変化しています。そうした各種制度の動向や市民ニーズを見定め、本市の現状を分析し、関係機関との連携を密にした効果的な保健サービスを提供していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

ライフステージに合わせた個々の健康診査や各種健康相談、健康教室が充実し、出生時から高齢期に至るまで安心して健康的な生活を維持することができます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ 特定健康診査受診率	%	43.2	2009 年度	65.0	65.0
国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率。厚生労働省より「特定健康診査等実施計画」作成にあたって示された平成 27 年度までの標準目標値を目指します。					
◆ がん検診受診率	%	14.6	2009 年度	50.0	50.0
がん検診の受診率。愛知県がん対策推進計画（平成 20 年度～平成 24 年度）の目標値を目指します。					
◆ 妊婦健康診査の平均受診回数	回	11.2	2009 年度	14	14
妊娠初期から出産までに受診する健康診査回数。国により健診を受けることが望ましいと示された回数を目標値とします。					

●施策の展開方向

①**健康診査・教育・相談の推進** 成人から老年期における生活習慣病の予防やがんの早期発見に向けて、特定健康診査・がん検診・歯科健康診査・緑内障検診などの健康診査を行うほか、生活習慣病改善のための健康教育・相談などの充実を図ります。

②**妊婦・乳幼児の健診・相談の推進** 妊婦健康診査・乳幼児健康診査・赤ちゃん訪問・乳幼児健康相談を実施し、妊娠期から出産、乳幼児に関する母子保健サービスを充実します。



用語解説

■**特定健康診査** 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40 歳から 74 歳までを対象として実施される健診のこと。

■**乳児家庭全戸訪問事業** 生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。

■**生活習慣病** 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。

●現状・課題

平成 21 年に新型インフルエンザが発生し、世界的な流行を引き起こしましたが、こうした感染症の流行は市民生活に大きな影響を及ぼします。市民一人ひとりが正しい知識を持ち、予防に向けた行動をとることができるよう情報提供や啓発を行い、感染症の発生予防やまん延防止に努め、疾病の流行を最小限に抑えていくことが必要です。

現在、本市では、ポリオ、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳混合）、日本脳炎の 5 種類の予防接種を乳幼児期と学童期を中心に定期的に行っています。また、65 歳以上の高齢者にはインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を行っています。

感染症対策の中でも予防接種は最大の防御策であり、高い接種率を保つことが市民全体の免疫水準を維持することにつながるため、接種機会を安定的に確保するとともに、接種を促し、予防接種を一層有効なものにしていくことが求められています。また、感染症が流行したときには、迅速に行政や関係機関が連携し、予防防災対策や市民への情報提供を実施することも求められています。

イラスト・写真など

●目指す姿と目標指標

感染症に対する知識の普及が図られ、安心して検査や治療を受けられる体制が整っており、感染症全般の拡大を防止するための備えができています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆MR予防接種率(追加接種(中 1、高 3))	%	91.2	2009 年度	95.0	95.0
新たに追加された対象者の接種率。麻診排除に向けた国の取組みでの目標接種率を目指します。					
◆高齢者インフルエンザ予防接種率	%	51.1	2009 年度	55.0	60.0
65 歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種率。高齢者インフルエンザ予防接種率は 2006 年度 50.9%で 2009 年度には 51.1%と横ばいで推移しています。今後さらなる接種率の向上を図り目標接種率 60%を目指します。					

●施策の展開方向

①**予防接種の実施と知識の普及推進** 法定予防接種や任意接種などの区分に応じて、乳幼児期から老年期に至るまでの各種予防接種の実施と正しい知識の普及啓発に努めます。

②**任意予防接種費用の助成** 子宮頸がん予防ワクチンや肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンなどの任意予防接種に係る接種費用の助成を実施することにより、各種感染予防対策の充実を図ります。

イラスト・写真など

- ③**感染症予防体制の確立** インフルエンザをはじめ伝染病やエイズなど各種感染症の予防知識の普及に努めるとともに、感染症の流行など様々な状況に対応できるよう行政や関係機関と連携を強化し感染症予防体制を確立します。

●重点事業

★法定予防接種事業	対象年齢や接種方法が法律で定められた予防接種[ポリオ、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳混合）、日本脳炎]の接種率の向上を図りながら適切に接種を実施します。
★任意予防接種助成事業	法定予防接種以外に本市が独自に、子宮頸がん予防、肺炎球菌（乳幼児）、肺炎球菌（75歳以上）、ヒブ（乳幼児）の予防接種費用を助成することにより、接種しやすい環境づくりを提供し、感染症対策の充実を図ります。

医療

- 1 地域医療の充実
- 2 救急医療の充実

1 地域医療の充実

施策 021

<健康推進課>

●現状・課題

今日では、高齢者が増加傾向にあり、市民の健康寿命を延ばしていくことが、地域の活力の源にもつながる重要な課題となっています。健康寿命を延ばしていくためには、医療における人材不足を解消し地域の医療体制を充実していくことが不可欠です。看護医療を担う地元看護学校の尾北看護専門学校は、平成 21 年度から全日制となり、管内就職率は 47.5%であったため、今後、管内医療機関への就職を推進し、地元医療の充実や人材不足の解消をしていくことが必要となります。また在宅医療を行う訪問看護ステーションの支援を強化するとともに、今後も尾北医師会と協力しつつ、地域の診療所と専門医療や高度医療としての役割を担う病院との病診連携を強化するとともに、救急医療に関する第 1 次救急医療機関と第 2 次救急医療機関による機能分担と連携を明確にし、地域医療を充実させていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

尾北医師会による協力と指導のもとで、地域の診療所と病院が連携した地域診療システムが確立し、市民が安心して医療を受けることができます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆尾北看護専門学校卒業生の管内就職率	%	47.5	2009 年度	55.0	60.0
年度ごとの尾北看護専門学校卒業生に占める管内医療機関への就職率。平成 21 年度には、定時制となり、管内就職率が 47.5%のため、60%を目標に目指します。					
◆第 2 次救急医療機関数	病院	3	2009 年度	3	3
地域診療所の後方支援の役割を担う圏域での 2 次救急医療機関の数。尾張北部地域では、犬山中央病院、江南厚生病院、さくら病院が第 2 次救急医療機関として指定されており、今後も医療機関の充実や病診連携の強化を継続して行います。					

●施策の展開方向

- ①病診連携の推進 尾北医師会との連携により、地域の医療機関と病院との病診連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着化などを推進します。
- ②看護師育成の支援 管内にある尾北看護専門学校の運営に係る支援を継続して行い、地域医療の充実に欠かせない看護師育成を支援します。
- ③尾北看護専門学校卒業生管内就職の推進 尾北看護専門学校を卒業する看護師に対して、管内の医療機関への就職を促進し、管内医療機関の充実や人材不足などの問題解消を図ります。

イラスト・写真など

●重点事業

★病診連携の推進事業	尾北医師会と連携し地域の医療機関の相互連携と機能分担を促進することで病診連携体制の強化を図ります。
-------------------	---



用語解説

■**健康寿命** 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。

■**第1次救急医療機関** 軽いけが、かぜ、子供の軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設

■**第2次救急医療機関** 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為の実施できる医療体制の整備された総合的な病院。

2 救急医療の充実

施策 022

<健康推進課・救急通信課・消防署>

●現状・課題

本市では、休日（日曜・祝日）の急病患者に対する医療サービスとして、休日急病診療所で診療を施しており、さらに休日の夜間（午後5時～午後8時）には、市内在住の当番医師が、引き続き自宅の診療所で診療にあたっています。また、緊急入院や緊急手術が必要な急病患者については、第2次救急医療機関で対応するとともに、第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中、心筋梗塞その他特殊診療を必要とする重篤な救急患者の救命を24時間体制で行う救命救急センターとしての第3次救急医療体制が構築されています。

今後も、このような休日、夜間などにおける急病患者や重篤患者に対して、各医療機関の役割分担のもと、速やかに対応できる医療システムを維持していくことが必要です。また、救急車への救急救命士の乗車数を増加するなどの救急搬送体制の充実を図っていくことも必要です。

●目指す姿と目標指標

尾北医師会の協力のもとで、休日急病診療所における医療機器、診療体制が充実し、休日や夜間でも迅速に医療サービスを受けることができます。さらに、救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車している状態になっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆休日急病診療所開設日数	日	70	2009年度	70	118
年間の日曜日、国民の祝日、年末年始の数。土曜日の午後も開設することを目指します。					
◆消防署の運用救命士の配置	人	14	2009年度	18	20
救急搬送体制を担う救急救命士の数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車していることが可能となる数を目指します。					

●施策の展開方向

①**休日急病診療所の充実** レントゲンをはじめとした医療機器・設備の充実を図るため、最新機材を導入するほか、尾張医師会犬山支部の協力により、診療日に土曜日（午後）も加え、開設日数の増加を促進することで診療サービスの向上を図ります。

②**第2次救急医療機関の充実** 第1次救急医療機関の後方病院として、常時、救急医療の態勢をとり、緊急入院や緊急手術を要する患者に対し、適切な処理ができるよう体制の整備や医療サービスの向上を図ります。

③**専門的人材の確保** 常時2人の救急救命士が救急車に乗車可能となる救急救命士の確保を図ります。



用語解説

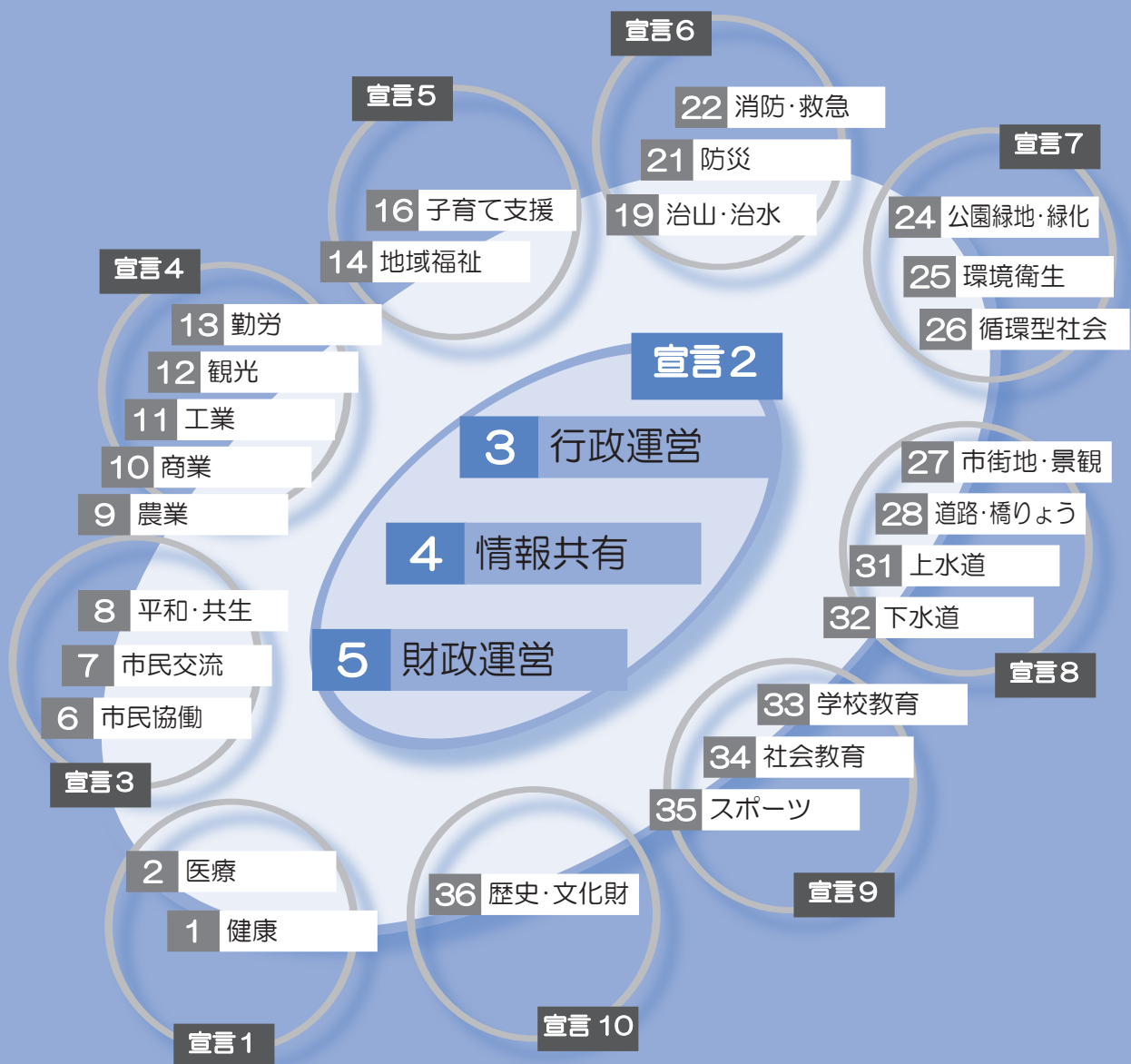
■**第2次救急医療機関** 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為の実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、犬山中央病院、江南厚生病院、さくら病院（平成22年12月現在）

■**第3次救急医療体制** 重篤な救急患者の救命を24時間行う医療体制

宣言 2

自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます

事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、自主財源を拡大し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって市民が暮らしやすい安定した自治体をつくります。



行政運営

- 1 行政改革の推進
- 2 組織・人事管理の適正化
- 3 窓口サービスの向上
- 4 消費者の保護・育成
- 5 電子自治体の推進
- 6 公共施設の整備・管理
- 7 広域行政・自治体連携の推進

1 行政改革の推進

施策 031

<総務課>

●現状・課題

国と地方を通じた厳しい財政状況の中であって、本市では、行政改革大綱を継続的に策定しており、現在は平成 21 年度から 23 年度の期間で、第 5 次行政改革大綱に基づく実施計画（集中改革プラン）に沿って事務事業の見直しなどの具体的な取組みを進めています。

しかし、市民ニーズが多様化し、行政に求められるサービスも拡大する傾向にあり、また、地方分権の推進と地方の自立が求められるようになり、自らの責任のもとで自らの進むべき方向を定めていくことが一層求められるようになっていきます。そのため、市民からの様々なニーズに適切に対応していくとともに、さらなる行政基盤の強化と行政運営の効率化を図っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

行政資源が積極的に活用され、市民と行政がそれぞれの長所を活かして相互に補完し合い、市民の視点による行政サービスが提供されています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆行政改革実施計画における目標達成率	%	39.0	2009 年度	60.0	80.0
行政改革大綱に基づく実施計画の目標値への達成件数の割合。現在の大綱期間である 3 年間をベースに 10 ポイント程度の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①行政改革のさらなる推進 行政改革大綱とその内容に基づいた実施計画（集中改革プラン）の継続的な見直し・策定を行い、大綱に基づく行政改革の取組みを推進します。
- ②効率的な事業の見直し 事務事業評価を活用するとともに、外部評価の導入など行政評価への市民参画を推進し、行政事務の一層のスリム化、効率化を図ります。
- ③行政資源の活用 職員の能力向上や施設の効果的な運営など行政資源の一層の有効活用を図ります。



■行政資源 行政が保有する施設、資金、機器、人材、情報などすべてのもの。

■事務事業評価 施策目標を達成するための手段となる事務事業について、有効性、効率性など様々な視点から評価し、改善につなげるための手法。

2 組織・人事管理の適正化

施策 032

<総務課>

●現状・課題

地方分権が進み、行政施策における市民との協働や市民参画がますます推進され、地方自治は成熟期を迎えつつあります。こうした状況の中、地域の特性や資源を活用し、市民の視点に立った行政経営を進めていくためには、職員が常に目的意識を持ち、行政組織の慣例や前例にとらわれない柔軟な発想を持つことが求められています。

また、それと同時に、市民ニーズの多様化、専門化、高度化に柔軟に対応していくためには、行政組織も、従来の固定型・縦割り型から横断的な組織への転換が必要であり、新たな行政課題に柔軟に対応できる組織づくりが求められています。

イラスト・写真など

●目指す姿と目標指標

職員一人ひとりが自己啓発と意識改革により、企画立案や法制執務、政策形成にかかる能力を高めるとともに、住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことができる、スケールメリットを活かした横断的行政組織へ転換し、市民の参画と協働のもとで、本市の特性を活かした独自の地域づくり、まちづくりを展開しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆犬山市の行政全般に対する市民満足度 (CS)	%	67.1	2010 年度	80	90
市役所への来庁者に対するアンケートで『犬山市の行政全般について満足していただいていますか。』の設問に対して「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**人材育成の推進** 人材育成型人事評価制度の導入により、職員に求められる能力を明確にするとともに、職員個々の強み・弱みを明らかにし、気づきを促し、職員一人ひとりの能力開発を進めていくことで、職員全体の資質の向上を図ります。
- ②**専門職制度の導入** 行政課題の多様化、専門化、高度化に対応するため、特定の分野に精通した専門職を養成する仕組みを確立するとともに、職場環境、人事管理制度を整備します。
- ③**組織・機構の弾力化** 従来の固定型・縦割り型行政組織から、多様化・専門化・高度化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、スケールメリットの活かせる「部」単位型の組織に変革するとともに、部を横断するワーキンググループ・プロジェクトチームを組織し、横断的な行政組織への転換を図ります。

イラスト・写真など

●重点事業

★トータル研修プログラムの活用	地域の特性や資源を活用し、市民の視点に立った行政運営、行政経営を進めていくため、人事評価制度と研修制度を連携させ、段階的に人材育成を推進します。
★ワーキンググループ・プロジェクトチームの設置	多様化・専門化・高度化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、特定の施策・テーマを「調査・研究」若しくは「遂行」していく部・課の枠を越えたワーキンググループ・プロジェクトチームを設置し、組織・機構の弾力化を図ります。



用語解説

- 人材育成型人事評価制度** 職員個々の目標の進捗管理と能力分析を行うことで、職員のやる気（意欲）を高め、能力を最大限に活かしていく評価制度。
- ワーキンググループ／プロジェクトチーム** 特定の施策・テーマを「調査・研究」するために、部・課の枠を越えて特別に編成されたグループ／特定の施策を「遂行」するために部・課の枠を越えて特別に編成されたチーム。

3 窓口サービスの向上

施策 033

<市民課>

●現状・課題

地方分権が進展し、地方の自立や地域主権の確立が一層求められるとともに、市民の行政に対するニーズが一層多様化・高度化する中であって、住民に最も身近な基礎自治体である市町村には、市民ニーズを的確に把握し、迅速に良質な窓口サービスを提供することが求められています。

そのためには、市民が利用しやすい、市民に親しまれる市役所となるよう窓口サービスの向上に取り組んでいくとともに、高齢社会に即応するため、市内4箇所にある出張所においてもその機能を強化・拡充し、地域に密着した、地域に根ざした行政サービスを展開していく必要があります。

また、市政への市民参画や市民との協働によるまちづくりの重要性が一層高まる中、市民により身近で、より信頼される行政であり続けるため、今後も市民の目線で窓口サービスの充実を図っていくことが求められています。

イラスト・写真など

●目指す姿と目標指標

市職員が市民の視点に立ち、市民ニーズに応じた良質なサービスを提供しており、市民は不便を感じることなく心地良く市庁舎、出張所などを利用し、行政が提供する窓口サービスに満足しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆窓口での申請や手続きなどがしやすいと感じている市民割合 市民意識調査で『市役所などでの申請や手続きはしやすいと感じますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。申請書・案内などの工夫によって、市民にとってわかりやすいものとすることを目指します。	%	65.0	2010 年度	80.0	100.0
◆窓口での職員の対応や接遇に満足している市民割合 市民意識調査で『市役所などでの職員の対応や接遇は良いと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。すべての市民が満足できる窓口の対応や接遇を目指します。	%	94.6	2010 年度	100.0	100.0

●施策の展開方向

①窓口機能の向上 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、相談窓口の充実、各種証明書類の発行時間の短縮など窓口機能の向上を図ります。

②出張所の機能強化、拡充と適正配置 出張所における窓口機能の拡充を図り、平日窓口の時間延長や休日窓口を開設することで地域に密着した行政サービスの推進を図ります。
また、将来のまちづくりを見据える中で、出張所の適正配置を検討します。

●現状・課題

近年、社会の複雑化・高度化などを背景に、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、悪質商法による高齢者などへの被害や電子商取引によるトラブルの増加、さらには、食品の偽装表示など食の安全・安心を脅かす問題や身近な生活用品の製品事故や施設事故など、消費者を取り巻く問題は、ますます多様化し広範にわたっています。

本市では、このような状況に対し、消費者の利益と安全を守るため、商品・サービスの購入、契約等について疑問・トラブルなどの相談窓口として消費生活相談、多重債務や消費者金融、クレジット等に関しては弁護士による消費生活法律相談、自立した消費者育成のための消費生活講座などを開催し、消費者行政施策を推進しています。

今後も、迅速かつ効果的な消費者被害の救済を図るとともに、誰もが安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる環境を整えていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

県、市町村、消費者、関連団体などの相互の信頼と連携が図られ、消費者の権利が尊重され、安心して安全で豊かな消費生活が営まれています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆消費生活相談の開設日回数 消費生活相談の開設日の回数。近年、消費生活にかかる相談は多分野にわたり複雑化していることや相談業務の継続性の対応の充実のため、現在の週 2 日の開催から順次回数を増やし、週 3 回の開催を目指します。	回	94	2010 年度	100	150
◆市が「消費生活相談」を設置していることを知っている市民割合 市民意識調査で『市が「消費生活相談窓口」を設置していることを知っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。愛知県消費生活モニターによる消費者啓発事業の認識率 75.6% の達成を目指します。	%	39.1	2010 年度	57.0	76.0

●施策の展開方向

- ①消費生活相談体制の整備 消費者の利益を守るため、消費生活相談員との消費生活相談や弁護士との消費生活法律相談の体制を強化するとともに、的確かつ迅速な相談対応ができるよう消費生活相談員の資質の向上を図ります。
- ②消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発 国や県、他市町村、関係機関などとの連携により、消費者被害の情報収集や掘り起こしを行うとともに、消費生活講座などの開催や各種広報などの活用により消費者トラブルの事例を紹介するなどして、消費者被害の拡大防止及び未然防止を図ります。
- ③消費者の自立支援 消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するための施策を推進し、自立した消費者の育成を支援します。

5 電子自治体の推進

施策 035

<情報管理課>

●現状・課題

近年は買い物や引越しの手続きなど日常生活に密着したサービスをインターネット経由で利用できるようになり、インターネットは市民生活に欠かせないものとなりました。

本市では、市民サービスの向上につながる電子化への取り組みとして、戸籍の電算化や住基ネットシステムの構築などに取り組んできました

今後は、インターネットをはじめとした情報技術をさらなる市民サービスの向上につなげていくため、自治体内のみならず、自治体間、民間企業間での情報連携の仕組みづくりが求められています。また、行政情報の処理、サービス提供という観点からは、市民サービスの向上はもとより、コスト面や機能面を含めた高次元のバランスを保つとともに、継続性や安定性、安全性の確保にも留意した上で、より最適な方法によるシステムの導入、運用を実現することが求められています。

一方、個人情報の漏洩も問題となっており、その多くは人的な要因により発生しています。

今後、さらに高度な自治体間、企業間の連携によるシステム構築を行うためには、システム上の個人情報保護機能の強化と合わせて、人的な面での一層の強化、育成が必要です。

●目指す姿と目標指標

自治体内、自治体間、民間企業と連携したシステムが導入され、ワンストップで様々な市民サービスが利用できます。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆基幹系システムの再構築業務数	業務	— 2009 年度	12	16
基幹系システム再構築を完了し、官民連携の基盤が構築できた業務数。現在ホストコンピュータで運用している住民基本台帳や住民税をはじめとした全 16 業務について新たな行政情報システム基盤を構築することを目指します。				

●施策の展開方向

- ①**電子自治体の推進** 国、県、近隣市町の動向を踏まえつつ、市民のニーズを的確に捉え、共同アウトソーシングや次世代の行政情報システムへの移行を視野に入れた最適なシステム構築を進めます。
- ②**基幹系システムの再構築** 基幹系システムをパッケージシステムにより再構築し、コストの削減と自治体内や自治体間での業務システム間の連携基盤の構築を目指します。
- ③**セキュリティ対策と個人情報保護の推進** 自治体内だけでなく、他自治体や民間企業との連携を意識したセキュリティ対策、個人情報保護の検討を進めます。



用語解説

- ワンストップ** 一度の手続（単独の窓口）で、必要となる関連手続をすべて完了すること。
- 基幹系システム** 住民基本台帳、住民税、固定資産税、国民健康保険など住民情報を扱う主な業務の電算システム
- 共同アウトソーシング** 複数の市町村などが共同で電自自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うこと。
- 地域情報プラットフォーム** 行政、民間を問わず地域の様々なサービスを全国規模で連携させる仕組みのこと。
- パッケージシステム** 業務用にあらかじめ作成され、市販されている既製のソフトウェアによって構築されたシステム。

●現状・課題

少子高齢化が進行する中にあって、年齢や身体能力など様々な状況にある誰もが、社会に参画し、活動できる環境を整えていく必要があります。そのため、ユニバーサルデザインを考慮した施設の整備を進めていく必要があります。

また、市が管理する公共施設については、平成 21 年度に市役所庁舎が完成しましたが、老朽化が進んでいる施設も多く、適切な維持管理や計画的に改修などを行っていますが、今後は施設を適正に管理することとあわせ、利用率や維持費用などを多角的な視点に立ち、施設自体のあり方や機能の見直しも含めた検討が必要となります。また、経営の視点から施設を戦略的に活用し、最小のコストで最大の効果を得るための効率的な管理や適正配置も必要となります。

●目指す姿と目標指標

公共施設の効率的な管理や適正配置により、施設の長寿命化やコストの縮減などが図られるとともに、誰もが使いやすい施設となっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆犬山市は各種公共施設が利用しやすいと思う市民割合	%	42.6 2010 年度	50.0	65.0
市民意識調査で『市の各種公共施設は利用しやすいと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年齢性別などを問わず、誰にでも使用しやすい施設とするため、最も多くの割合が『利用しやすい』と回答した 29 歳以下の水準（60.9%）を上回ることを目指します。				

●施策の展開方向

- ①ユニバーサルデザインを考慮した施設づくり すべての市民が快適に暮らせる環境を創造するため、道路など公共的な空間においてバリアフリー化を進めるとともに、公共施設、交通、情報など様々な面でユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進めます。
- ②公共施設の整備・管理 既設公共施設のライフサイクルコストを把握し、ファシリティマネジメントなどの手法を取り入れることにより、効率的な施設の維持管理・整備を行います。

●重点事業

★ファシリティマネジメント事業	すべての公共施設を最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するため、利用状況を考慮した質的・量的な見直しの検討を行い、総合的な管理手法及びその推進体制について検討します。
-----------------	---



用語解説

- ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
- ファシリティマネジメント 土地、建物、建築物などすべてを経営にとって最適な状態（最小コスト、最大効果）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な管理手法。
- ライフサイクルコスト 製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。

7 広域行政・自治体連携の推進

施策 037

<秘書企画課>

●現状・課題

本市では、行政サービスの一部を共同で行うことを目的に関係市町村を構成団体とした一部事務組合、尾張北部広域行政圏協議会、各種期成同盟会などにより広域的な行政の推進を図っていましたが、地方分権が進み、広域行政のあり方は変化しています。

近年では、国が地域の振興整備を進めるために展開していた広域行政圏施策を、社会経済背景や市町村合併をはじめとして市町村を取り巻く環境が変化していることを理由に廃止し、新たな施策である定住自立圏構想へと転換しています。これにより、本市においても、県知事により設定された圏域により、昭和 55 年に設立した尾張北部広域行政圏協議会（春日井市・小牧市・犬山市・江南市・岩倉市・扶桑町・大口町）を平成 21 年度に解散したところです。

今後は、市民の生活圏の拡大やニーズの多様化に対応していくため、広域というスケールメリットを活かした新たな連携施策を構築する必要があります。

また、広域に係わる課題に対応していくため、近隣市町との総合的な調査・研究機会を設けるとともに、さらなる連携を強化し、財政の効率化や市民サービスの向上を推進していくことも必要となります。

●目指す姿と目標指標

近隣市町との総合的な調査・研究機会を新たに設けるほか、目的を明確にした近隣自治体との機能分担や適切な連携が推進され、必要に応じてスケールメリットを活かした、効率的かつ効果的に広域事業が展開されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆近隣市町との総合的な調査研究機会	回	0	6	6
近隣市町との総合的な調査・研究や意見交換などを実施した回数。広域にわたる分野が特定できない総合的な課題への対応を目的とするため、年間 6 回以上継続的（会議開催、情報共有など）に実施することを目指します。				

●施策の展開方向

①**自治体連携の推進** 近隣市町と緊密な情報交換を行い、地域の実情に応じた弾力的な連携を推進し、公共事業の効率化と市民サービスの向上に努めます。

②**共同事業の推進** 一部事務組合や協議会など周辺市町と共同で行っている事業の一層の効率化に努めるとともに、広域による事業展開が必要な事業については、積極的に推進します。



用語解説

■**定住自立圏** 一定要件を満たす「中心市」の都市機能と周辺市町村の自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用し、相互に役割を分担し、医療や商業、公共交通などについて総合的に連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。圏域は、各自治体が協定を結ぶことに決定。現在のところ、犬山市は中心市としての要件は満たしていない。県内では 1 つの圏域が形成済（平成 21 年 12 月 3 日現在）

情報共有

- 1 情報の公開
- 2 広報・広聴活動の充実

1 情報の公開

施策 041

<総務課>

●現状・課題

本市では、個人のプライバシーに関する情報を最大限に保護しながら、市民の知る権利を最大限に尊重するため、国の法整備に先駆け、平成 11 年に情報公開条例、個人情報保護条例を制定し、その適切かつ積極的な運用に努めています。

その一方で、個人情報の保護に関する法律の施行や、インターネットをはじめとした情報通信技術の進歩・普及に伴い個人情報の保護に対する意識もまた同様に高まってきています。

そのため、今後も引き続き、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市民と行政との信頼関係を構築し、市政への参画を促進させるとともに、市政の透明性を確保していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

個人情報が適正に管理され、市政の情報が速やかに公開されており、市政の透明性が確保されることにより、市民と行政の信頼関係が築かれています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ 広報誌などによる市政運営状況の積極的な発信 広報誌やホームページなどによる市政情報の発信。年間 1 回の増加を設定し、積極的な発信を目指します。	回	12	2009 年度	18	24
◆ 犬山市は市政情報がしっかりと公開されていると思う市民割合 市民意識調査で『市民が知りたい市政情報がきちんと公開されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	44.7	2010 年度	50.7	56.7

●施策の展開方向

- ①**情報公開の推進** 行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、市民が必要とする市政情報を適切かつ迅速に市民に公開するため、情報公開制度を推進します。また、広報誌やホームページなどを活用し、市政情報を積極的に発信します。

2 広報・広聴活動の充実

施策 042

<秘書企画課>

●現状・課題

広報活動は、市民に市政情報を伝達するために必要不可欠なものです。本市では、毎月2回の広報誌の発行や市ホームページ、コミュニティFMを利用した市政情報の発信など、様々な媒体を活用して情報発信を行ってきました。特に、広報誌については、全国に先駆けて企画編集業務をNPO法人に委託し、民間のノウハウや創意工夫を活かすことにより、市民に市政情報をわかりやすく、市民目線に立った分かりやすい情報提供を努め、開かれた市政を進めてきました。

広聴活動では、市民の身近な相談機会を確保するため市役所で各種市民相談を実施し、専門分野については、担当部署との連携や弁護士による法律相談、消費生活相談などの紹介を行い、課題の解決を図っています。また、電子メールや文書での市民からの意見・提案・相談などに対しても速やかに対応しています。

今後は、行政と市民の双方向での情報発信を実現するため、より多くの媒体を利用して広報活動の充実を図るとともに、市民の声を幅広く把握するための広聴活動についても充実を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

広報誌や市ホームページの内容が充実し、行政が伝えたい情報をいつでも市民が受け取れる仕組みが確立しています。また、様々な媒体を活用し、市民の意見が市政に反映できるようになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆ 広報誌を読んでいる市民割合	%	89.0 2010 年度	95.0	100.0
市民意識調査で『「広報いぬやま」を読んでいますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。紙面を充実させることによりすべての市民が広報誌を読んでいる状態を目指します。				
◆ 市ホームページのアクセス件数（月平均）	件	25,127 2009 年度	25,700	26,300
市ホームページの年間アクセス件数を月数（12 か月）で割った数値。現状値に対して年間 100 件の上昇を目指します。				

●施策の展開方向

①**市政情報の共有化の推進** 広報誌や市ホームページ、コミュニティFM放送から発信する内容を、市民目線でとらえ分かりやすさに加え、情報の充実と共有化を図ります。

②**広報広聴活動のさらなる充実** 市民の声を市政に反映するため、市と市民が直接意見交換できるタウンミーティングなどの機会を充実させるとともに、携帯電話など新たな媒体を用いて市民と行政とが、情報の送受信ができる環境整備を進めます。

●重点事業

★ 市ホームページ機能充実事業	携帯サイトの充実や多言語対応などを積極的に進め、市ホームページの機能充実を図り、市民の利便性を確保します。
------------------------	---



用語解説

■**コミュニティFM** 平成4年に制度化された超短波放送（FM放送）の一形態で、市町村の区域などを放送エリアとして情報発信するラジオ放送局。放送エリアが限定されるため、地域に密着した情報を素早く伝えることができる。

財政運営

- 1 財政運営の適正化
- 2 自主財源の確保・拡充

1 財政運営の適正化

施策 051

<財政課>

●現状・課題

急速な世界経済の悪化に伴い、日本経済についても景気は後退し、消費が落ち込み、さらに雇用情勢が悪化するなど、国民生活にも大きな影響が出てきています。

本市における歳入の根幹となる市税においても、こうした景気悪化の影響を受け、平成 21 年度決算は、前年度比約 7 億 8 千万円の減額となり、特に法人市民税については、約 5 億 2 千万円の減額（約 50%減）と大きく落ち込み、財源は、非常に厳しい状況となっています。

また、歳出においては、少子高齢化の進展などにより、医療費をはじめとする扶助費など社会保障費の増加や公債費の伸びなど、義務的経費の増加を想定せざるを得ない状況にあります。

市民の財政に対する関心は一層高まっており、今後においても、適正な財政運営を推進するためには、市民の理解が必要とされます。そのため、限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的、効果的に提供できるよう、持続可能で健全な財政運営に努めていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

中長期的な視点で持続可能な財政運営が行われ、将来にわたり市民サービスが安定的に提供されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆経常収支比率	%	90.3 2009 年度	88.2	84.9
市の財政構造の弾力性を測定する比率。経常的に収入される一般財源の確保を推進するなど、長期的な取組みで比率の低下を図り、県内都市平均値及び類似団体最上位を目指します。				

●施策の展開方向

①**計画的かつ効率的な財政運営** 今後の財政需要を的確に把握するとともに、国や県の動向などを勘案した歳入状況を見込み、中長期的な展望に基づいた財政計画を策定し、毎年度の予算編成や予算管理を行い、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

②**財政状況の公表** 財政健全化法に基づく健全化判断比率をはじめとする各指標や、新公会計制度における財務諸表の整備を行い、財政状況をわかりやすく公表します。



用語解説

■**経常収支比率** 市の歳出のうち、人件費や扶助費、公債費など、毎年経常的に支出される経費が、市税などの経常的に収入される一般財源（使途が特定されないもの）に占める割合で、財政の硬直度を表す。

■**財務諸表** 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書のこと。

■**新公会計制度** 従来から各地方自治体で作成・公表されてきた財務諸表について、より詳細な管理と分析を求め、資産・負債の状況をより分かりやすく伝えるための財務書類の追加などを盛り込んだ会計制度。

2 自主財源の確保・拡充

施策 052

<財政課・税務課・収納課>

●現状・課題

地方分権により、国と地方の役割が明確になることで、地方自治体は、自主性・自立性を持って、自らの判断の下に、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになりました。

しかし、世界経済の悪化に伴い、日本経済においても、依然として厳しい状況に変わりはなく、本市における市税について、平成 20 年度決算額約 122 億円から平成 21 年度決算額約 114 億円と大幅に落ち込むなど、回復には、一定期間が必要と考えられ、今後の行政運営に大きな影響を及ぼします。

市民生活において最も身近なサービス提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていかなければなりません。これらに対応し得る安定した財源の確保を図るため、市税をはじめとする自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、その確保・拡充を図ることが課題となっています。

今後においても、行政サービスを低下させることなく、効率的な財政運営を積極的に進めていくため、事務事業の見直しや経費の削減による歳出の抑制を図ることが必要となります。歳入の確保に向けては、市税の安定的確保、受益者負担の見直し、未利用地の売却・賃貸、企業誘致や産業振興など新たな取組みを積極的に実施していくことが必要になります。

●目指す姿と目標指標

安定した自主財源を確保することで、経済状況などに影響されることなく、行政需要に的確に対応した市民サービスを継続的に提供しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆自主財源比率	%	66.8	2009 年度	71.4	74.8
県自主財源比率及び県内類似団体最上位を目指します。					

●施策の展開方向

①**税収確保の推進** 市税の課税にあたっては、適正に課税客体を把握し、税法に則った賦課を行っています。そして、納税者の利便性を高めるため、インターネットを活用したオンラインサービスシステムを利用した税手続き、住民税にかかる給与からの特別徴収の推進に努めます。また、口座振替制度の促進や新たな納付方法の導入を検討し、納税にかかるサービス向上を推進します。

②**新たな財源確保** 将来にわたり安定した市税を確保するため、地元産業の振興や企業誘致活動をその有効な手段の一つとして位置づけ、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取組みを積極的に推進します。また、未利用地の売却や公共施設を広告媒体とした広告収入事業など、市の資産を利活用する手法を積極的に導入し、さらなる財源確保に努めます。

イラスト・写真など

●重点事業

★適正な賦課・徴収事業	税の適正な賦課をすすめるため、インターネットを活用して申告や納税などの手続きを行う e-tax（国税）、eltax（地方税）の利用を促進します。 また、市税の効率的な収納を図るため、納税者の利便性を高める様々な納付方法の導入を推進します。
★新規財源確保推進事業	新たな自主財源を確保するための市ホームページや広報などの刊行物、公共施設などを活用した広告収入事業の拡大や、未利用地の売却・賃貸などを推進します。また、各種使用料など受益者負担の見直しなどにより財源の確保を図ります。



用語解説

■**自主財源比率** 市が自主的に収入することができる財源（自主財源）を歳入総額で割ったもの（自主財源：市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれにあたる）。

■**課税客体** 課税の対象となる物、行為または事実。

宣言 3

市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動や市民が主体となった交流や活動を推進し、性別や年齢、国籍などの枠にとらわれない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。



市民協働

- 1 市民参画と市民協働の推進
- 2 市民活動の支援
- 3 コミュニティ活動の支援

1 市民参画と市民協働の推進

施策 061

<地域活動推進課>

●現状・課題

本市では、平成13年に市民活動の支援に関する条例を制定し、市民活動の拠点として市民活動支援センター「しみんてい」を設置するなど、県内の市町村のなかでも早くから、市民活動を推進するための環境整備に取り組み、市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

市民がまちに誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりを進める上で、市民参画、市民協働は、欠かすことができないものです。

今後は、市民と行政が共に考え、共に活動する協働型のまちづくりが求められており、人材の育成やまちづくり活動を支援していくための新しい仕組みづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

市民が参画しやすい仕組みや機会が充実し、政策立案から事業推進に至る様々な場面で、多くの市民がまちづくりに参画し、協働による取組みを実践しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加したことがある市民の割合	%	6.5	2010 年度	16.2	26.0
市民意識調査で『これまでに、市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加したことがありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民参画しやすい環境を整備しパブリックコメントや意見交換会に参画する市民割合の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①市民参画の促進 審議会や委員会などの委員選出時における市民公募やパブリックコメントを行うなど、市の政策立案や事業推進にあたって市民参画を積極的に推進します。
- ②市民協働の体系づくり 市民と行政が対等の立場で意見を出し合う機会を設け、協働への意識づけや意識改革につなげるとともに、まちづくりにおける双方の役割や互いの約束ごとを規定するための協働ルールブックなどを策定し、市民協働を一層推進します。

●重点事業

★市民協働意識向上事業	市民協働の考え方や方針を明確にするため協働ルールブックや協働ロードマップを作成し、市民協働について広く周知することで市民意識の向上を図ります。
-------------	---



用語解説

- パブリックコメント 行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
- 協働ルールブック 四者（市民、市民活動団体、事業者、行政）がそれぞれの権利と責任のもと、対等な立場で協働を行うためのルールをまとめたもの
- 協働ロードマップ 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、市政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程書。

2 市民活動の支援

施策 062

<地域活動推進課>

●現状・課題

本市では、市民活動支援センター「しみんてい」を拠点として、環境美化、子育て支援、高齢者のサポート、多文化共生などの様々な取り組みを行っている市民活動団体に対し相談・助言など支援を行い、市民活動の充実・拡大を推進しています。また、先進的な取り組みに対して事業費の一部を支援する目的で平成13年度より助成金事業を継続して実施するとともに、市民活動団体の育成を目的に事業委託を積極的に進めています。

これからのまちづくりは、市民活動団体や企業などを含めた市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解し合い、共に考え、共に活動する協働の精神が重要となり、市民の主体的な活動を一層推進していくことが求められています。

今後は、市民自らが地域の課題やニーズに向けた取り組みを実践していくため、協働社会形成に向けた人材、団体の育成や関係機関の連携強化を図っていくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりの意見がまちづくりに反映されています。また、市民と行政がお互いの立場を理解し、協働できる環境が整い、誰もがまちづくりのために個々の能力を活かすことができる社会になっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆行政との協働事業数 市民活動団体の育成を目的とした事業委託の総事業数。現状値に対して年間1事業の増加を目指します。	事業	17	2009年度	23	29
◆市民活動を行っている市民割合 市民意識調査で『現在、市民活動（NPO・ボランティア活動など）を行っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民活動支援センターと協力をしながら啓発に力を入れ、市民活動を行っている市民の増加を目指します。	%	10.4	2010年度	16.0	22.0

●施策の展開方向

- ①協働意識の向上と人材育成 市民協働についての職員研修会の開催や市民対象のフォーラムを開催するなど、市民と行政双方の協働意識を高めるとともに、協働社会にふさわしい人材の育成に努めます。
- ②市民協働事業の推進 NPOをはじめとする市民活動団体との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織や団体を育成し、協働によるまちづくりの浸透を図るため、事業委託を推進します。
- ③社会福祉協議会や市民活動支援センターとの連携 社会福祉協議会や市民活動支援センターと市民活動団体が緊密な連携を図り、市民活動に関する横のつながりを広げるとともに、研修などを行い各市民活動団体の能力向上に努めます。



■NPO Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

3 コミュニティ活動の支援

施策 063

<地域活動推進課>

●現状・課題

近年、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、地域住民相互の交流機会は、減少し、地域の連帯感や帰属意識はますます希薄化しています。

一方で、高齢者や子育て世代に対する支援、防災・防犯など住民生活に直結する様々な課題が地域で発生しています。

これからのまちづくりは、地域の課題解決に向け地域住民が主体的に関わっていくことが求められています。

本市においては、町内会を単位としたコミュニティが形成されており、特に城東、楽田、羽黒の3地区では、小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会が組織され、夏まつりや地域でのふれあい運動会、青パトによる防犯活動、小学生の登下校時における見守り活動など、地域の課題解決に向けた様々な取り組みを実践しています。

今後は、既存のコミュニティ推進協議会の更なる支援と小学校区単位を基本としたコミュニティ形成に向けた人材育成、意識の醸成が求められています。

●目指す姿と目標指標

小学校区単位を基本としたコミュニティ活動が活発化し、自助・共助の精神に基づき、多くの人が地域活動に参加することで、地域における人の輪が広がり、ふれあいと活気あふれる自立した地域社会になっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆コミュニティ推進協議会に加入する町内会率 立ち上がったコミュニティに加入している町内会の割合。広報などを活用したコミュニティ活動の情報提供やコミュニティ活動の環境整備に努め、加入町内会の増加を目指します。	%	75.0	2009 年度	89.0	91.0
◆コミュニティの総数 コミュニティが立ち上がっている総数。中間の6年後に基本となる小学校区において、半数の地区コミュニティを立ち上げ、12年後には全地区にコミュニティを立ち上げることを目指します。	団体	3	2009 年度	5	10
◆地域（町内会など）の活動に参加している人の割合 市民意識調査で『清掃活動やお祭りなど、地域（町内会など）の活動に日頃から参加していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。町内会などの活動へ自主的な参加を促しコミュニティ意識の高揚を図り、参加者の増加を目指します。	%	60.0	2010 年度	70.0	80.0

●施策の展開方向

①コミュニティ意識の啓発 広報紙や研修会などを通して、コミュニティの目的や必要性を啓発するとともに、町内会などの住民組織や地域のボランティア活動などへの自主的な参加を促し、コミュニティ意識の高揚を図ります。

②コミュニティ組織の育成 地域の実情に合った地域の特色を活かした地域づくりを展開するため、自主的・主体的なコミュニティ活動を行う小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の設立や育成を推進します。

イラスト・写真など

●重点事業

★コミュニティ推進地区助成事業	コミュニティを市民へ浸透させるため、助成金等事業を展開し市民意識の向上を図りながらさらなるコミュニティの自立の実現を図ります。
★コミュニティリーダー育成事業	コミュニティの発展を図るために、研修会や意見交換会を行い、次世代のリーダーの育成を行います。



用語解説

■コミュニティ 地域における何らかの行事や活動に関わることで、それまでは知らない間柄だった人々が新たな協力関係を築いたり、共通の目標を通じた地域ネットワークが広がっていくこと。

市民交流

- 1 都市間交流の推進
- 2 国際交流推進体制の充実
- 3 国際交流活動の推進

1 都市間交流の推進

施策 071

<地域活動推進課>

●現状・課題

本市は、昭和 48 年に富山県立山町と平成 12 年に宮崎県日南市と姉妹都市を締結し、ホームステイ交流、少年野球、サッカーなど、様々な取り組みを継続し、相互交流を深めています。また、沖縄県石垣市や長野県松本市、富山県婦中町、京都府宇治市など、多くの市町と市民レベルの交流や観光、文化資源などを活かした物産展、国宝 4 城サミット、うかいサミットなどの取り組みを積極的に実施しています。

都市間交流は、それぞれの地域が持つ、歴史、文化、自然、観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を共有することで、新たなまちづくりに繋げていく有効な取り組みのひとつです。

今後も、市民レベルの交流を支援するとともに、地域、企業、行政レベルなど様々な分野で情報共有を図り、新たな交流の枠組みや形態を検討し、市民同士の交流がさらに育まれていく仕組みづくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民グループ主導による都市間交流が行われ、それぞれの都市の観光資源などを活かした相互交流が活発化しています。また、スポーツや文化交流によるレベルの向上、相互訪問による観光客増加、産地直送による物産展開催など市民、企業、行政のそれぞれが都市間交流の利益を享受しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆姉妹都市交流事業の実施	件	6	8	10
姉妹都市交流事業の数。市民グループ主体の新たな交流事業の増加を目指します。				

●施策の展開方向

①**市民グループ主体の交流活動の支援** 市民グループに対し、都市間（姉妹都市など）の歴史・観光・特産品・催事など情報を提供し、市民グループが主体となった交流活動を積極的に支援します。

②**都市間交流の周知** 姉妹都市をはじめとした都市間交流が幅広い世代の市民、企業など様々なレベルでの交流となるように周知・啓発を行います。

●重点事業

★市民グループ主体の交流活動の支援事業	国内の都市間交流（姉妹都市など）の中心となり活動する市民グループの設立を支援するため、歴史・観光・特産品・催事などの情報を提供し組織化を図ります。
---------------------	---

2 国際交流推進体制の充実

施策 072

<地域活動推進課>

●現状・課題

本市では、犬山国際観光センターの開設と犬山国際交流協会の設立以来、行政と協会が中心となって、国際的に通用する人材の育成や国際理解交流推進に向け、語学講座や国際理解講演会などの事業を積極的に展開してきました。その結果、市民の間にも国際交流の意識が浸透し、様々な国際交流グループが活発に活動を展開しています。

現在、行政主導から市民主体の国際交流へと転換を進めていますが、今後は、行政と関係する組織が協力しながら、関係組織の自立を推進し、犬山国際交流協会と各ボランティアグループとの協働事業が推進できるような組織づくりを進めていく必要があります。

イラスト・写真など

●目指す姿と目標指標

犬山国際交流協会が自立し、行政との協力関係の中で独自の事業展開を進め、海外との交流、市民の国際理解、地域在住外国人との多文化共生、地域からの国際支援などの事業を各種ボランティアグループと協働して行っています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆国際交流ボランティアグループ	団体	6 2009 年度	7	8
国際交流を行っているボランティアグループの数。ボランティアグループ数の増加を目指します。				

●施策の展開方向

①**市民の国際理解の啓発** 市民の声を将来の国際交流・異文化交流につなげるため、国際理解や多文化共生に関するアンケートを実施するほか、広報紙や国際交流協会の機関誌などの発行を通して、国際理解の推進と国際人の育成に努めます。

②**組織強化と自立支援** 犬山国際交流協会をはじめとする各グループの連絡調整及び協働事業に対する支援を行いながら、国際交流協会と市内国際交流グループの自立を促進し、組織運営を強化します。

3 国際交流活動の推進

施策 073

<地域活動推進課>

●現状・課題

本市は、昭和 58 年に中国・襄樊市と、平成 4 年に独・ザンクトゴアルスハウゼン市と友好都市提携を結びました。当初は、行政間での交流が主でしたが、平成 13 年に米・デービス市と姉妹都市提携を結んだ頃から市民主体の交流が盛んになってきました。平成 21 年度末現在、6 団体の市民グループが誕生し、米・ニューヨーク市、独・ハレ市、ハイデンハイム市、台湾・草屯市、中国・内モンゴル・ナイマン旗などと植林などを通じた自然環境保護やスポーツや音楽を通じた市民交流などを積極的に実施しており、市民主体の海外都市交流が着実に定着しつつあります。

今後は、市民グループを中心として、幅広い海外都市との交流を広げていくとともに、環境問題をはじめ世界で取り組むべき課題に対し、協力・支援をしていく必要性も高まっています。

●目指す姿と目標指標

市民主体の海外都市交流が積極的に行われ、世界共通の課題である地球温暖化や環境問題に対する充実した取り組みが行われ、大災害・飢饉などに対する支援を積極的に行っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆国際交流や異文化交流事業の実施数 国際交流や異文化交流などに関する事業の実施数。新たな国際交流グループの新設による事業の倍増を目指します。	事業	10	2009 年度	16	22
◆国際協力・支援事業の実施数 国際協力・支援事業に関する事業の実施数。災害復興支援事業の増加を目指します。	事業	3	2009 年度	4	5

●施策の展開方向

- ①海外都市交流の推進 現在交流のある海外都市との交流を継続するとともに、市民グループを中心として、近隣諸国をはじめとする幅広い海外都市との交流を拡大します。また、それぞれの交流グループが交流都市や国を市民に対し紹介する活動を支援します。
- ②国際協力・支援事業の実施 世界各地の深刻な災害に対する復興支援及び環境に関する情報提供や各種募金活動など国際支援事業を継続的に行うとともに、国際協力支援団体の組織化や活動を支援します。

●重点事業

★海外都市交流の推進事業	幅広い海外都市との多様な交流を図るため、海外都市の紹介などを通じて新たな市民グループの設立を支援します。
--------------	--

平和・共生

- 1 平和活動の推進
- 2 男女共同参画の推進
- 3 多文化共生の推進

1 平和活動の推進

施策 081

<秘書企画課・学校教育課>

●現状・課題

核兵器廃絶・軍縮に向けた国際世論が高まりを見せる中で、依然として世界各地で戦争や地域紛争・テロ行為が続いており、多くの人々が悲しい思いをしています。

本市では、昭和 60 年に人類の平和を願い、非戦・核兵器廃絶のため全力を尽くすことを誓う「平和都市宣言」を行い、平和を願うパネル展の開催や平和行進などへの哀悼の言葉を通じた啓発、戦争体験者の講演、子どもへの平和教育など、平和の重要性の啓発・教育に努めています。また、平成 21 年に平和市長会議、平成 22 年には日本非核宣言自治体協議会へ加盟しました。しかし、戦争の悲惨さを知る戦争体験者が年々減少し、平和の重要性を直接聞く機会も失われつつあり、平和活動の重要性も高まっています。今後も、戦争の悲惨さを風化させることのないように、恒久平和の実現に向けて市民一人ひとりの平和意識の高揚を図るとともに、平和の重要性を次代につなげる様々な取組みを継続的に展開していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

恒久平和の実現に向けた教育や啓発活動が継続的に展開され、平和都市宣言を基調とした平和意識が市民に浸透しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆平和を学ぶ取組みを推進する市内小中学校の数 平和の尊さや大切さを学ぶ機会や取組みを推進する市内小中学校の数。市内の全小中学校で平和を学ぶ機会の充実を図りながら、継続的に取り組みます。	校	14 2009 年度	14	14
◆平和パネル展開催時における署名者数 市民に平和の尊さを訴える平和パネル展における平和に関する署名数。現状値の 3 倍に増加することを目指します。	人	100 2010 年度	200	300

●施策の展開方向

①**平和啓発の推進** 平和都市宣言に基づき、平和パネル展や署名活動、さらには広報紙などを通じて平和を願う啓発活動を積極的に展開するとともに、平和活動を行う団体との連携を図り、市民の平和に対する意識の高揚を図ります。

②**平和教育の推進** 次代を担う子どもたちが平和の尊さを学び、受け継ぐことができるように、学校と連携して体験学習や講話会などの効果的な平和学習の充実を努め、子どもたちが平和の尊さを学ぶ機会を整えます。

●重点事業

★平和教育推進事業	平和教育の推進を図るため学校と連携し講話会などの開催や平和学習の充実を図ります。
-----------	--

2 男女共同参画の推進

施策 082

<地域活動推進課>

●現状・課題

本市では、平成9年度にボランティア団体などにより推薦された委員による男女共同参画推進懇談会を発足し、この懇談会を中心に平成17年度に男女共同参画社会を実現させるために「男女の平等」と「男女の自立」を基本理念とした犬山市男女共同参画プランを策定しました。平成18年度からは、策定したプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実践していく目的で、男女共同参画推進懇談会が中心となり市民が主体となった男女共同参画市民会議を設置しました。この市民会議では、市広報紙やアンケート調査などによる広報広聴活動や女性映画祭・講演会などのイベントを通じた普及啓発活動など、男女共同参画を推進する様々な活動を展開しています。

しかし、市民や社会全体を見ると、男女共同参画に対す意識は十分に浸透していないのが現状です。

今後、少子高齢化が進行する中、政治家、企業の管理職などあらゆる分野において女性進出がめざましい先進北欧諸国に見られるように、官民が一体となった男女共同参画社会の実現が、安定した労働力の確保につながり、将来の社会を支える基本となることを市民一人ひとりが十分に理解して、行動することが求められています。

●目指す姿と目標指標

男女を問わず、安心して働くことのできるワーク・ライフ・バランスの整った社会の中で、様々な分野で活躍する女性とともに、家事や育児などに取り組む男性の環境も整っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆性別に関係なく、平等な生活を送っていると思う市民の割合 市民意識調査で『男女の性別に関係なく、平等な生活を送っていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。男女共同参画社会づくりの推進と市民への一層の意識啓発を図り78%以上を目指します。	%	65.7	2010 年度	72.0	78.0
◆審議会などへの女性の登用率 審議会などの委員として登用されている女性の割合。男女共同参画プランでは2015年度に30%の目標を設定しており、2022年度には35%以上を目指します。	%	21.6	2009 年度	30.0	35.0

●施策の展開方向

- ①**男女共同参画意識の向上** 社会における様々な組織や企業の管理職への女性の登用率など北欧を中心とした先進国の状況を調査し、あらゆる機会を通して市民に紹介するほか、講演会やフォーラム、映画祭などを通じて男女共同参画社会に対する理解と必要性に関する意識啓発に努めます。
- ②**女性の就労機会の確保に向けた環境整備** 男女共同参画社会の実現に向けて、託児所をはじめとした保育の施設整備やサービスの充実、フレックスタイムの導入など子育てや介護中であっても仕事が続けることができるような支援や、子育てなどによりいったん仕事を辞めた人の再就職支援などを中心に、行政としてワーク・ライフ・バランスの保てる環境整備を積極的に推進します。
- ③**性別にとらわれない人材登用の促進** 官民の各機関に対して性別にとらわれない人材登用のための環境づくりや女性の雇用促進に対する提言活動を行い、企業や各種団体などに意識改革や環境整備を進めるとともに、女性の登用率の目標値の設定と実施を啓発し、様々な分野において女性の社会進出を促進します。

イラスト・写真など



用語解説

- ワーク・ライフ・バランス** 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。
- フレックスタイム** 各人の1日の労働時間は一定（たとえば拘束 8 時間）とするが、出・退勤時間は、各自の職務内容と身辺の都合を自己調整して自由裁量にゆだねる制度。自由勤務時間制ということもある。

3 多文化共生の推進

施策 083

<地域活動推進課>

●現状・課題

少子高齢化や雇用環境の悪化など将来への不安を抱える中、働き盛りの世代が大半を占める在住外国人は将来の日本にとってなくてはならない存在と言えます。

本市では、平成3年に入国管理法が改正されたことを受け、在住外国人が次第に増加し、外国人登録者数は、フィリピン人やペルー人をはじめとして、平成22年4月現在で1,859人にのぼっており、増加した在住外国人に対応した快適な居住環境の整備を進めていく必要があります。同時に、地域住民との多文化共生も大きな課題であるため、今後は国籍を超えた組織づくりを行い、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化の違いを認め合いながら、共に生きる多文化共生の地域づくりが重要になっています。

在住外国人のための教育、医療、福祉、環境など、広範囲にわたる行政サービスを整え、快適な社会生活が送れるようコミュニケーションや生活の支援を行うことが必要であり、幅広い分野における多文化共生の地域づくりを推進していくための体制整備が求められています。

●目指す姿と目標指標

日本人と外国人が国籍の垣根をなくし、互いに個人を尊重しながら地域で共に生活しています。また、外国人も市民として同じ市民サービスを受け、市民としての責任も担っています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆各種イベントへの外国人参加率 各種イベントにおける外国人の参加者数の割合。市内で行われる交流イベントなどの外国人参加者の割合を12年後に20%を目指します。	%	— 2010年度	10.0	20.0
◆日常生活で外国人と接する機会のある市民の割合 市民意識調査で『日常の生活の中で、外国人と話をするなど接する機会がありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。地域住民とのコミュニケーションを促し12年後に50%を目指します。	%	9.7 2010年度	30.0	50.0
◆広報誌の多言語化 広報誌における言語数。現状日本語のみでの作成に対して6年間で、居住者数が多いスペイン語と英語の2言語の増加を目指します。	言語	1 2010年度	3	5

●施策の展開方向

①在住外国人の生活・コミュニケーション支援 NPOや外国人の自助組織などと連携し、日本語教室や日本社会の習慣などに関するオリエンテーションの実施、情報提供メディアの構築、通訳ボランティアの育成などによる地域情報や行政情報の多言語化など、在住外国人の生活やコミュニケーションの支援を図ります。

②多文化共生の地域づくり 住民、企業、NPOなどと協力し、市内在住外国人との交流イベントなどを開催することにより互いの文化を理解する多文化共生の意識啓発を行います。また、交流イベントなどの開催を通し、コミュニティリーダーとしてのキーパーソンを発掘・育成し、自助組織を構築するほか、在住外国人のグループ化・組織化、ネットワークづくりなどを支援し、在住外国人の地域社会への参画と自立を支援します。

イラスト・写真など

- ③**多文化共生の推進体制の整備** 行政の推進体制については、多文化共生推進委員会を中心として庁内の横断的な連携を図るほか、地域社会の構成員である外国人市民自らが生活に関わる問題を話し合い、その生きた声を市政に取り入れることで、外国人市民と日本人市民のすべてにとって暮らしやすい「共生のまちづくり」を推進します。

●**重点事業**

★**多文化共生推進事業**

在住外国人の生活やコミュニケーションの支援を図るため、多文化共生ソーシャルワーカーの育成や行政情報の多言語化などの総合的な事業展開を行います。

宣言 4

まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます

新たな工業用地の確保や企業の誘致を通じた工業振興や多くの来訪者でにぎわいをもたらす観光産業を一層推進するほか、商業、農業も含めた新たな担い手の育成や既存事業者の活性化を進め、まちを支え、さらなる活力をもたらす産業の確立を目指します。



農業

- 1 農業生産基盤の保全
- 2 農業経営の確立
- 3 農地の活用
- 4 地産地消の推進

1 農業生産基盤の保全

施策 091

<農林治水課、道路維持課>

●現状・課題

本市の農地は、市域の 20%弱を占めており、これまでにほ場整備により農業生産基盤の整備を進めてきました。

近年、食に対する安全意識の高まりなどから、農業の重要性が再認識されている一方、農業従事者の減少や高齢化が問題となっており、今後一層農業生産が健全に行われることが期待されます。

また、ほ場整備地区内に整備された道路や用排水路などの公共施設は、今後も引き続き維持管理が必要となっています。具体的には、資材の搬入や農産物の搬出のために、車両走行に適した道路舗装や草刈りを行い、地区要望に基づいた整備が必要となっています。用排水路やため池も、地元要望に基づき草刈りや浚渫^{しゅんせつ}、老朽施設の修繕などの対策が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

ほ場整備地内の道路整備や用排水路などの維持に市民参加による管理が進み、農業生産基盤が整っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆地元要望により実施した用排水路・ため池などの整備率	%	60.0	2009 年度	60.0	60.0
地元から要望のあった用排水路・ため池などを整備した実施率。地区により要望内容にばらつきがあるが一定水準を保つのに必要な現状値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

①用排水路・ため池などの維持管理 用排水路やため池などの維持管理に対する地元要望を的確に把握し、地元土木常設員との施設管理や維持に関する協議を行い、市民参加により事業を推進します。草刈りなどの実施については、積極的に市民に参加してもらえよう補助制度を検討します。

②ほ場整備地内道路の整備 ほ場整備地区内における道路の現状を的確に把握し、計画的な整備を推進します。



■ほ場整備 農地の基盤整備事業で、区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地（道路や水路など）の創出による土地利用の秩序化などを行う。

用語解説

2 農業経営の確立

施策 092

<農林治水課>

●現状・課題

本市の農業は、水稻や桃・柿などの果樹を中心に行われています。兼業農家が多く、農家全体の約 94.7%を占めています（平成 17 年農林業センサス）。また、本市農業を今後推し進めていくことが期待される担い手については高齢化や後継者の他産業への流出などが進み、その減少が懸念されています。

優良農地での水田耕作は、徐々に専業農家や大規模農家に移りつつあります。そうした中、本市では、健全な農業経営を促進するため、農業近代化資金等利子補給補助などにより財政面で農家の支援を行っています。

農業は国の政策に大きく左右されますが、本市としても、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農用地の利用集積、認定農業者や大規模経営者の育成、農産物ブランドの商品化などを推進し、魅力ある農業を育成していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山産農産物のブランドが確立され、認定農業者や大規模経営者を中心として農業経営が健全に行われています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆認定農業者数	人	11 2009 年度	14	17
認定農業者の数。2 年間で 1 人の認定農業者の育成を目指します。				
◆農産物ブランド対象種数	件	2 2009 年度	3	4
ブランド化できそうな農産物の種類の数。現状の 2 種類（桃、じねんじょ）から倍増の 4 種類を目指します。				

●施策の展開方向

- ①認定農業者・大規模経営者の育成 水稻、野菜、果樹、花卉園芸などの認定農業者を育成し、未利用農地の幹旋などを行い、農地の利用集積化の推進と大規模経営者の健全経営を支援します。
- ②農業の担い手育成 農家の後継者の確保・育成や新規就農者の養成に努め、野菜農家育成に向けたより実践的な農業講座を開催するなど、農業の担い手を育成します。
- ③農産物ブランドの推進 果樹ジャムやじねんじょ「夢とろろ」をはじめとした犬山産の農作物を活用（加工）した農産物のブランドの商品化を推進します。



用語解説

■農業近代化資金等利子補給補助 農業者などが生産性の向上や農業経営の合理化に必要な施設資金などを融資機関から借りた農業近代化資金及び農業一般資金に係る利子の補給補助を行う制度。

■認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づく制度により農業者の農業経営改善計画が市の基本構想などの基準に適合した農業者として、市が認定した者。

3 農地の活用

施策 093

<農林治水課>

●現状・課題

市内の農業振興地域内農用地は、ほ場整備がほぼ完了した集約的な優良農地となっています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化により農業の担い手が不足し、耕作放棄地や管理不十分な農地が増加しています。また、今井地区で昭和52年に実施された「今井開拓パイロット事業」により70ha余りの果樹園が造成され、ブドウや柿の栽培が行われていましたが、有力な商品となる果物ができず赤字が続いたなどの理由から農家も撤退し、現在では、大部分が耕作放棄地となっています。

このような中、近年では野菜づくりを楽しむ人が増えてきており、また、平成21年農地法改正により企業も農業参入しやすくなり、農業を取り巻く環境も変わってきたことから「今井開拓パイロット」を活用する新たな方策を打ち出す必要があります。

●目指す姿と目標指標

農業振興地域内の農用地が、食料の安定供給のための優良農地として、また、都市における貴重な緑地空間や保水空間として役割を発揮し、有効に活用されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆農用地内耕作放棄地	ha	62.1 2009年度	53.4	46.0
農地パトロール（現地調査）による耕作放棄地の面積。毎年2%の耕作放棄地の解消を目指します。				

●施策の展開方向

①耕作放棄地の解消と有効活用 耕作放棄地の実態を的確に把握し、耕作できる人に斡旋するなど有効活用を図ります。また、体験学習を通じて、生命あるものを育てる仕事を知り、食の大切さに気づき、自分自身の成長に気づく場となる教育ファームや観光農園としての利用なども含め、農地の多面的な有効活用策を検討するほか、民間企業による適正な農業参入を促進します。

②今井開拓パイロットの利活用 アンケートなどにより農地の利活用意向を把握し、グリーンツーリズムや観光農園、市民農園としての活用を含め、長年にわたって耕作放棄されている今井開拓パイロット内の農用地の利活用を図ります。

●重点事業

★耕作放棄地解消事業	農地情報の電子化、農地基本台帳及び農地地図のシステム化を図ることで、耕作放棄地の実態を的確に把握し、耕作できる人へ情報発信し、耕作放棄地を解消します。
------------	---

4 地産地消の推進

施策 094

<農林治水課>

●現状・課題

近年、食の安全・安心に対する意識が高まり、食料需給や環境問題なども含めて、地産地消の重要性が一層認識されています。これまで本市では、地元農産物を市内小中学校の給食に納入するためのシステムづくりを行ってきました。納入量も増えて（平成 18 年度 2,686kg—平成 21 年度 12,916kg）きておりますが、小中学校の給食に使用する全体量からするとわずかな量にとどまっています。他にも朝市の振興のための支援、農業講演会や農業実践講座の開催などを行ってきました。

農業を取り巻く環境は厳しくなっており、機械を導入し大規模に作付けしないと採算がとれなくなってきました。犬山の土地は畑作に向いていないところが多く農業者も高齢化してきています。したがって、犬山特有の地産地消や農産物の直売所の設置が求められています。

●目指す姿と目標指標

地域の生産者によって安全・安心な農産物が作られ、朝市や農産物直売所を通して地域の消費者に届けられています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆学校給食での地元農産物使用量	kg	12,916	2009 年度	13,820	14,595
学校給食における市内の朝市出店農家が生産・納品した地元農産物の使用量。毎年 1 % の増加を目指します。					
◆農業実践講座の修了者数	人	244	2009 年度	524	764
野菜作りの実践者を育成するための農業実践講座の修了者数。講座カリキュラムなどの充実を図り、毎年、過去 7 年間の平均値以上の農業実践講座修了者数を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**農業生産者の育成** 安全・安心な地元農産物の供給に向けて、野菜農家の育成を目的とした農業実践講座を実施し、農業生産者の育成や新規就農者の拡大を図ります。
- ②**地元農産物の消費促進** 地場の農産物を地域の消費者に届けるため、直売所の設置を検討し、生産者の販売場所の確保や朝市の活性化を支援します。また、小中学校の給食食材として、地元農産物の利用を促進します。
- ③**農業に触れる機会の確保** 市民が自ら農産物の生産を行い、農業に触れることができ、農業の楽しさを認識することができる市民農園の設置を進めるとともに、農業講演会や農業実践講座を開催するなど、農業者と消費者や学校、行政などが一体となって、市民が気軽に農業に触れることができる機会の確保・充実を図ります。

●重点事業

★農業実践講座事業	安全・安心な地元農産物の安定供給に向けて、野菜農家を育成するための農業実践講座を実施します。
-----------	--



用語解説

■地産地消 地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。

商業

- 1 魅力ある商業地の整備
- 2 中小事業者の育成

1 魅力ある商業地の整備

施策 101

<商工企業振興課>

●現状・課題

商業は都市を形成する重要な要素の一つです。しかし、モータリゼーションの進行や郊外型大型店舗への顧客の集中などにより、既存の商店街は衰退が進んでいます。

本市では、平成 12 年度から商店街の販売促進事業や街路灯電灯料などの支援、平成 13 年度より城下町地区における空き店舗の活用への支援に取り組んでいます。

より魅力ある商店街づくりのため、市民と商店街、関係団体との協働によりまちの活性化を図り、既存商店街のにぎわい創出に取り組むとともに、大型店舗の立地に対しては、地域商業の活性化・共存共栄が図られるよう努める必要があります。

●目指す姿と目標指標

地域資源の魅力を活かした商業機能とともに、子育てや介護などの保健・医療・福祉サービスやコミュニティ活動などの市民交流機能も備えた、集客性の高い魅力ある商業地が形成されます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆市内の商店（店舗）で買い物をする人の割合	%	58.0	2010 年度	63.0	68.0
市民意識調査で『市内の商店（店舗）で買い物をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。全世代で市内の商店（店舗）で買い物をする人の割合を高めるため、年齢別の集計結果のうち最も高い世代（70 歳代 67.8%）を上回ることを目指します。					
◆市内の商店が魅力あると思う人の割合	%	21.5	2010 年度	30.0	39.0
市民意識調査で『市内の商店街には、商品（品揃えや価格など）だけでなく、お店の人や雰囲気、人が交流する場（子育て、介護、コミュニティなど）としての魅力があると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。全地区で市内の商店が魅力あると思う人の割合を高めるため、地区別の集計結果のうち最も高い地区（池野地区 38.9%）を上回ることを目指します。					

●施策の展開方向

①**商業機能の充実** おもてなしの心のある商業機能の充実に向けて、城下町地区を中心とした中心市街地や駅周辺地区ではにぎわいの核を形成するとともに、地域では生活拠点として市民の交流や生活サービス提供の場の導入を図ります。

②**商店街の魅力づくり** 県や犬山まちづくり(株)、商工会議所をはじめとする関係機関との連携のもと、地域イベントなどとタイアップした活性化事業や空き店舗活用、商業団体等による販促活性化事業などへの補助を活用し、地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進めます。

③**犬山らしい特色ある商業の振興** 犬山特産品協会をはじめとする関係機関と連携し、地酒や和菓子などの飲食料品、犬山焼などの伝統工芸品、犬山の農産物など地場産品の流通拡大と地域ブランド化を促進します。また、観光を含めた他産業と連携したイベントの開催による地場産業の普及啓発や新たな地場産品の開発などを進め、犬山らしい特色ある商業を振興します。

イラスト・写真など

●重点事業

★空き店舗活用事業費補助事業	城下町地区の 10 指定地域における空き店舗などを活用する事業で、その経費の一部の補助を実施します。
★商業団体等事業費補助事業	商業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体など実施する事業に要する経費の一部の補助を実施します。



用語解説

■モータリゼーション 自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

2 中小商業者の育成

施策 102

<商工企業振興課>

●現状・課題

本市の商業は、平成 19 年の商業統計調査によると商店数 642 で従業者数 3,947 人、年間商品販売額 739 億 6,576 万円となっており、事業所の 66.5%が従業者数 5 人未満の小規模企業者となっています。

これまで、融資資金の預託や信用保証料・融資利子補給などの助成制度や中小企業相談所の運営費補助などに努めていますが、近年の景気悪化や地域間の競争が激しくなり、商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。大型店や量販店など郊外型・沿道型の店舗の進出などにより顧客の流出が進むなど、商店数は平成 9 年には 752 ありましたが、その数は減少を続けております。

商業の振興は、市民に豊かな生活をもたらすだけではなく、まちの魅力や活力をつくる重要な要素です。地域全体が活力あるまちになるように、国・県や商工会議所などの関係機関との連携のもと、社会経済の動向に合わせた取組みを推進し、中小商業者の育成を進めることが求められています。

●目指す姿と目標指標

中小商業者の経営の安定化・合理化が図られ、魅力ある商店づくりが進み、まちの産業が活性化し元気あふれる地域となっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆商店数	事業所	642	2007 年度	650	650
「商業統計調査」による商店数。現在、商店数が減少している実態に加えて、これからの超高齢社会の進展の中において、生産年齢人口の増加による現状値の維持を目指します。					
◆商工業融資件数	件	105	2010 年度	160	160
商工業振興資金の融資件数。社会経済の動向の影響が大きいため、過去 5 か年の融資件数の平均値を目指します。					

●施策の展開方向

- ①経営の安定化・合理化の推進 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営費補助を行い、商工会議所をはじめ関係機関と連携して、魅力ある商店経営のための経営診断、指導、研修などの充実を図ります。
- ②融資制度の活用促進 国・県や関係機関との連携のもと、中小商業者の運転資金及び設備資金のための融資資金の預託や信用保証料などの助成制度など、有効に活用できる取組を展開するとともに広く周知し、中小商業者の基盤強化並びに活性化を図ります。
- ③中小商業者の育成 県や犬山まちづくり(株)、商工会議所をはじめとする関係機関との連携や財政的な支援・協力のもと、経営・技術改善支援、創業者支援、ソーシャルビジネス支援、空き店舗活用支援、イベントの企画開催や交流の支援などを通して、中小商業者の育成を図るとともに、商店街などの組織基盤を強化します。



■ソーシャルビジネス 少子高齢化や環境など様々な社会的課題を、ビジネスとしての事業性を確保しながら解決しようとする活動。

用語解説

工業

- 1 中小企業の振興
- 2 工業用地の確保と企業誘致

1 中小企業の振興

施策 111

<商工企業振興課>

●現状・課題

本市の工業は、平成 20 年の工業統計調査によると事業所数 250 で従業者数 12,877 人、製造品出荷額等 4,515 億 5,934 万円となっており、事業所の 66.4%が従業者数 20 人未満の小規模企業者となっています。

そのような中で、融資資金の預託や信用保証料・融資利子補給などの助成制度や中小企業相談所の運営費補助などを行い、中小企業の振興に取り組んできました。

世界経済の国際化が進み、経済活動の機会が拡大する一方で、国際間・地域間の競争は激しさを増しており、また、平成 20 年の世界同時不況により経済情勢は大きな打撃を受け、本市でも事業所数が平成 10 年には 309 事業所ありましたが、現在の事業所数まで減少し、今後の景気の先行きは不透明な状況であり、工業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

しかし、工業の振興は、地域経済の活性化のために重要な役割を担っており、中小企業の経営の安定化・合理化を強化していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

設備の近代化や高度化などを含め、中小企業の経営力や技術力が向上し、まちの産業が活性化し元気あふれる地域となっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆事業所数	事業所	250	2008 年度	250	250
「工業統計調査」による事業所数。現在事業所数が減少している実態に加えて、これからの超高齢社会の進展の中において、生産年齢人口の増加による現状値の維持を目指します。					
◆商工業融資件数	件	105	2010 年度	160	160
商工業振興資金の融資件数。社会経済の動向の影響が大きいと、過去 5 か年の融資件数の平均値を目指します。					

●施策の展開方向

①経営の安定化・合理化の推進 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営を補助し、商工会議所をはじめ関係機関と連携して、企業相談・指導体制の充実を図るとともに、市内事業所への経営支援や技術改善のための支援などに努めます。

②融資制度の活用促進 国・県や関係機関との連携のもと、中小企業者の運転資金及び設備資金のための融資資金の預託や信用保証料などの助成制度など、有効に活用できる取組を展開するとともに広く周知し、中小企業者の基盤強化並びに活性化を図ります。

③伝統産業の振興・活性化支援 犬山焼や犬山の地酒をはじめとした地域産業資源を活用することにより、業界や関係機関との農商工連携や創業支援、観光産業との連携の強化などに努め、地域ブランド化を促進するなど伝統産業の振興・活性化に取り組めます。

2 工業用地の確保と企業誘致

施策 112

<商工企業振興課>

●現状・課題

本市の工業は、昭和 30 年代後半から急速な発展をとげてきました。これは、名古屋内陸工業地帯の外延化がこの時期に波及してきたことや、本市が昭和 34 年頃から積極的な企業受け入れ体制を整えてきたことによるものです。

市内の工業用地としては、愛知県企業庁の協力を得て、昭和 41 年から羽黒・楽田地区において、平成 15 年から高根洞地内において工業用地の分譲を開始し、企業立地を積極的に促進しています。羽黒・楽田地区の犬山市工業団地では 40 企業余り、高根洞地内の犬山高根洞工業団地では 10 企業が操業しており、安定した雇用と地域経済の活性化につながっています。

地域経済を取り巻く環境が大きく変化し、地方分権が進展する中であって、各自治体においては自立に向けた健全な行財政基盤の確保が必要とされています。

将来に向けさらなる地域経済基盤の確立と雇用の確保のため、環境と調和した工業用地の確保と優良な企業の誘致をしていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場の拡張などが進み、地域経済を支える工業の振興が図られています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92	2009 年度	92	122
県及び市により整備された工業用地と地区計画の算定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造出荷額の伸び率を今後も確保するため必要な新しい工業用地の確保を目指します。					
◆工業用地に立地した事業所数	事業所	48	2009 年度	48	54
工業用地に立地した事業所の数。新たに拡大した工業用地や、既存の工業用地で未利用な用地へ新しい事業所を誘致することで、製造出荷額伸び率の確保を目指します。					

●施策の展開方向

①**工業用地の確保** 総合計画土地利用計画のもとに工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備を進めます。

②**企業の誘致** 県や関係機関との連携のもと、地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、市内企業の工場拡張など地元企業の基盤強化を支援します。また、企業誘致においては、国、県や関係機関との連携のもと有効な助成制度の活用を図ります。

●重点事業

★工業用地造成事業	新しい優良な企業を誘致するため、環境と調和した工業用地の整備を行います。
★企業誘致推進事業	新たに拡大する工業用地や、既存の工業用地で未利用な用地などへ、国や県との連携のもと有効な助成制度の活用を図りながら企業誘致を進めます。

観光

- 1 観光資源の整備・充実
- 2 観光宣伝・情報発信の充実と誘客対策
- 3 観光推進体制の充実

1 観光資源の整備・充実

施策 121

<観光課>

●現状・課題

本市の観光客は、その約 60%が県内から、約 80%が中部地方からの観光客が占めており、その多くが日帰りです訪れています。観光客による市内の経済効果を高めるには、名古屋から電車で 30 分、中部国際空港から約 1 時間という交通の利を活かして、国内外を問わず宿泊客をいかに獲得するかが重要な課題となっています。そのためには、犬山城を中心とした歴史文化や自然、さらには公共施設・民間を問わず既存の多彩な観光資源を活用した振興策の創造や新たな観光資源もさらに発掘し、観光客が市内の多くの観光施設を訪れることにより滞在時間を延ばすなど、宿泊客を増やしていくための取組みを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

それぞれの観光資源の魅力が増し、観光資源をめぐる滞在型の観光が定着しており、犬山城を中心とした城下町地区が観光客でにぎわっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆犬山城登閣者数 犬山城の年間登閣者数。年間 40 万人の水準を目指します。	人	280,180	2009 年度	400,000	400,000
◆木曾川うかい観覧者数 木曾川うかいの年間乗客数。年間 3 万人の水準を目指します。	人	26,355	2009 年度	28,000	30,000

●施策の展開方向

- ①観光資源の魅力向上と新たな資源の活用 犬山城を中心とした城下町地区の街並み、歴史、文化、伝統を活かした観光客増加を図ります。新たな観光振興として、整備が進められた電線類等の地中化や道路の美装化により歩きやすくなった城下町地区や犬山遊園駅から犬山城への桜並木の遊歩道など、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めるほか、1300 年の歴史をもつ伝統文化である木曾川うかいや伝統的建造物の保存・活用など「本物」を求めて訪れる人が増えるまちづくりを進めます。なお、鶺鴒について、老朽化した鶺鴒管理事務所の改築にあわせ、鶺鴒実演の機会や場を設ける検討を行います。
- ②滞在型観光の推進 木曾川を軸とする広域観光連携により犬山での滞在時間を延ばすことで宿泊客の増加を図ります。
- ③観光地を結ぶ交通網の整備 関係機関等と連携し、来訪者が犬山城を拠点として博物館明治村、リトルワールドや日本モンキーパーク（センター）など市内各地に点在している多彩なテーマパークや四季折々の豊かな自然を楽しむことができ、円滑に観光地間を移動できる環境の充実を図ります。また、駐車場が不足している場所については、観光客用駐車場の充実を図ります。

2 観光宣伝・情報発信の充実

施策 122

<観光課>

●現状・課題

現在、市や観光協会では、主にパンフレットやホームページ、観光宣伝キャンペーンなどを通して、観光宣伝の情報発信を行っています。

また、名古屋圏観光宣伝協議会や犬山・各務原広域観光推進協議会、木曽川夢空間事業連絡会など、複数の市町で広域観光圏を形成することで、遠方都市や近隣市町への宣伝活動を行ってきました。近年では、行政組織だけでなく、企業とも連携し犬山の宣伝を行っており、こうした活動によって徐々に認知度は高まり、新規の観光客も増加傾向にあります。

しかし、都市間競争が激しさを増しており、他の観光地との差別化を図り、二度、三度と犬山を訪れたいように、多くの人々の注目を惹きつける新しい企画や、観光PR方法などの検討が課題となっています。近年は、観光ニーズが多様化し、情報媒体も多様化・高度化しており、また、犬山へ観光に訪れる人々の多くは、本市が実施したアンケート調査（観光実態調査（H22）・市民意識調査（各 H22））によると、テレビ・ラジオの紹介や旅行雑誌、インターネットなど様々な方法で事前に調べて訪れています。今後は、観光客が求めるニーズを的確に把握するとともに、多様なメディアを有効に活用した効果的な情報発信が求められています。

●目指す姿と目標指標

効果的に観光地犬山の宣伝や情報発信が行われており、新規の観光客も増加し、近隣、遠方を問わず多くの観光客が訪れる観光地となっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆ホームページ閲覧者数	人	6,392 2009 年度	8,000	12,000
市観光情報（犬山市観光協会）ホームページの1日の平均閲覧者数。携帯電話用ホームページによる情報発信の充実を図ることで、1日平均5%増のアクセス数を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**観光宣伝・情報発信の充実** 犬山観光に関するホームページを拡大、充実したり、多様なメディアを活用し、より積極的な情報発信に努めます。また、ビジットジャパンキャンペーンの目標に向け、外国人観光客の誘致に向けた海外への情報発信などインバウンド誘致活動を推進します。
- ②**広域観光圏における誘客活動** 名古屋圏観光宣伝協議会、犬山・各務原広域観光推進協議会、木曽川夢空間事業連絡会などの広域観光圏による事業の実施を通して、観光客の集客や海外でのインバウンド誘致活動を積極的に進めます。
- ③**「犬山ブランド」の確立** 犬山観光のブランド力を高めるとともに、効果的に新しい企画を実施することでマスコミへの掲載を拡大するなど、県外での犬山の認知度や知名度を高め、イメージアップを図ります。

イラスト・写真など

●重点事業

★「犬山ブランド」 推進事業

県外での認知度や知名度を高めるため、新たな企画を実施することでマスコミへの掲載を増強し、犬山の歴史、文化を活かした観光PRを国内外に向けて実施します。



用語解説

- ビジットジャパンキャンペーン 国（国土交通省）が主導する外国人旅行者の訪日推進キャンペーン。
- インバウンド誘致活動 外国人旅行者の訪日推進活動全般を指す。

3 観光推進体制の充実

施策 123

<観光課>

●現状・課題

来訪者意識調査（H22）の結果から、観光のきっかけとなるのは、家族や友人・知人からの紹介のほか、前回訪問時の印象が大きく影響していることが分かります。

また、訪問時の印象として、目的地の周辺まではたどり着くことができて、駐車場の場所がわからなかったり、入口が目立たなかったり、道路や建物などの形状が変わっていたりなどで、迷うことが多々あるとの意見も多く、効果的な案内看板の設置や観光案内所でのきめ細かい対応をしていくことが必要です。

また、高度なガイド案内に対応できるようボランティアガイドの育成や、城下町地区などを散策する際に課題となっている観光客向けの休憩・食事場所の確保なども求められています。

●目指す姿と目標指標

案内看板や観光案内所を利用して、観光客が不便を感じることなく犬山観光を楽しむことができます。また、質の高い観光案内をいつでも聞くことができるようになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆観光案内所の利用者数 市内 2 ヶ所（犬山駅構内・城前広場）に設置されている観光案内所の利用者数。観光案内所の利便性を高めることにより利用者の拡大を図り、城下町地区を訪れる観光入込客数の 30% を目指します。	人	75,006	2009 年	92,000	107,000
◆ボランティアガイドに対する満足度 来訪者意識調査で『ボランティアガイドを利用した感想』に関する設問に対し、「満足」または「どちらかといえば満足」と回答した来訪者（ボランティアガイド利用者）の割合。ボランティアガイドの育成により、観光客の満足度 100% を目指します。	%	80.0	2009 年	85.0	100.0

●施策の展開方向

- ①わかりやすい看板の設置 文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記などの工夫を行い、高齢者や障害者、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。
- ②観光案内所の充実 様々な観光客の要望に応えられる、きめ細かな対応ができるように観光案内所の機能の強化やスタッフを増員するとともに、観光マップの充実を図ります。
- ③ボランティアガイドの充実 ボランティアガイドの知識や話術の向上を図ることに加え、海外からの観光客にも満足していただけるように、通訳ボランティアガイドを育成し、受入れ態勢を充実させます。
- ④接客術の向上 犬山に来訪した観光客へのおもてなしを強化するため、ハード面のみならずソフト面の観光業に携わる人々の接客マナーの向上を図り、観光客による口コミ宣伝の効果を引き出します。
- ⑤休憩・食事場所の充実 城下町地区における休憩・食事場所を掲載したマップ作成や雑誌、ホームページを通じた様々な店舗紹介のほか、飲食店とタイアップしたサービスを行い、様々な方法での各店舗への誘客に努めます。また、来訪者が増加するキャンペーン時などには臨時の店舗を設置するなど、来訪者の利便性を高める休憩・食事場所づくりを進めます。

勤労

- 1 雇用環境の向上
- 2 勤労者福祉の充実

1 雇用環境の向上

施策 131

<商工企業振興課>

●現状・課題

市内の事業所に従事している従業者は、事業所・企業統計調査によると平成 8 年度 33,918 人から平成 18 年度 33,296 人となっており、大幅な増減はありませんが、将来的には超高齢社会が進み、労働者人口の減少が予測されています。

また、近年、グローバル化や情報化の進展などによる産業構造の変化、フリーターやニートの増加、非正規雇用や外国人労働力の増加など雇用形態の多様化による賃金格差の拡大など、雇用環境は大きく変化しています。

本市では、こうした環境の変化の中にあっても、誰もが安心して働くことができる雇用環境を確保するため、雇用情報の提供やキャリア形成機会の創出、勤労者一般退職金共済などの加入促進の支援などに努めてきました。

これからも安定した雇用の確保と勤労者福祉に関する制度の周知・啓発を図るとともに、仕事と生活の調和を確保するワーク・ライフ・バランスの推進などにより、市民一人ひとりが働きやすい環境整備をしていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

性別や年齢を問わず市民の勤労意欲に応じて、誰もが働きやすい雇用環境が整っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆従業者総数	人	33,296	2006 年度	33,500	35,000
「事業所・企業統計調査」による従業者総数。工業用地の拡大などにより新しい事業所を誘致することで従業者数の増加を目指します。					
◆仕事と生活の調和がとれていると思う市民割合	%	54.8	2010 年度	62.5	70.0
市民意識調査で『仕事と生活の調和がとれていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した働いている市民の割合。全世代で仕事と生活の調和を高めるため、年齢別の集計結果のうち最も高い世代（29 歳以下・69.6%）を上回ることを目指します。					

●施策の展開方向

- ①雇用の確保 地元企業の振興を図るとともに、企業誘致の促進や工業団地の整備を推進することにより、雇用の場の確保に努めます。
- ②雇用の支援 関係機関や企業との連携のもと、フリーターやニートなど、若年者や女性、高齢者、障害者などへの雇用情報の提供やキャリア形成機会の創出など、雇用の支援に取り組みます。
- ③雇用環境の整備 事業者に対する人材活用や継続雇用制度、育児・介護休業制度の周知と啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、雇用環境の向上に取り組みます。

イラスト・写真など

●重点事業

★工業用地造成事業	新しい優良な企業を誘致するため、環境と調和した工業用地の整備を行います。
★企業誘致推進事業	新たに拡大する工業用地や、既存の工業用地で未利用な用地などへ、国や県との連携のもと有効な助成制度の活用を図りながら企業誘致を進めます。



用語解説

- グローバル化** 経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模で一体化していく現象のこと。
- フリーター** 日本で正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す言葉。和製の造語（「フリーランス・アルバイト」の略称）。
- ニート** 「仕事につかず、就学もしていないし、就労のための訓練も受けていない人」Not in Employment, Education or Training の略称。
- キャリア形成** 労働者が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練などを受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。
- ワーク・ライフ・バランス** 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

2 勤労者福祉の充実

施策 132

＜商工企業振興課、社会教育課＞

●現状・課題

本市では、企業、勤労者、行政が一体となって、勤労者福祉の取組みを推進するための指針となる「愛知県勤労者福祉推進ビジョン」に基づき、継続雇用制度等の普及や効果的な福利厚生制度の充実・支援などの取組みを進め、勤労者の就業環境の向上に努めてきました。

一方、平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、本市においては、従業者数 10 人未満の事業所が全体の 79.4%を占めており、このような小規模事業所は大規模事業所と比べると景気動向の影響を受けやすく、また、福利厚生など勤労者福祉の面でも格差が大きいと言われています。

このため、市民が働きやすい環境を整備し、ゆとりある生活が実現されるよう、勤労者福祉を一層充実していくことが求められています。

また、勤労青少年ホームでは、勤労青少年の余暇活動の充実をサポートするため、料理、着物の着付け、茶道、華道などの教養講座やクラブ活動などを開催していますが、全体の利用では勤労青少年の利用割合が低く、特に男性の利用が少ない状況となっているため、施設の活用促進を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

勤労青少年ホームが勤労者や青少年の余暇活動に有効に活用されるなど、勤労者福祉が充実し、勤労者が働きがいや生きがいを実感しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆労働相談の開設日回数	回	12 2010 年	12	24
勤労者福祉に関する労働相談の開設日の回数。現在の月 1 回の開催から、従業者数の増加に伴う相談実態にあわせて月 2 回の開催を目指します。				
◆勤労青少年ホーム教養講座開催日数	日	90 2009 年度	100	110
勤労青少年を対象に実施する教養講座の開催日数。お茶やお花など文化的な講座以外に、新たな講座の充実を図り、講座開催日数 110 日を目指します。				

●施策の展開方向

①**勤労者融資制度の活用** 勤労者生活資金や住宅資金融資制度などの勤労者融資制度の活用に取り組みます。

②**勤労者福祉制度の周知と啓発** 関係機関や企業と連携し、各種共済事業の充実や中小企業退職金共済制度の加入など、勤労者福祉制度の充実を図るとともに、制度の有効活用に向けた周知・啓発に取り組みます。

③**勤労青少年ホームの有効活用** 勤労青少年のニーズを反映した教養講座やクラブ活動の充実に努めるなど、勤労青少年ホームの有効活用を図ります。中でも、男の料理教室、スポーツ系の教室など男性が参加しやすい講座の実施をしていきます。

宣言 5

誰もが安心して暮らせるまちをつくります

次代を担う子どもを生み育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないように、地域での支え合いを通して、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。



地域福祉

- 1 福祉の心の醸成
- 2 地域福祉推進体制の充実
- 3 地域福祉施設の整備

1 福祉の心の醸成

施策 141

<福祉課>

●現状・課題

少子高齢化の急速な進行、家族形態の多様化、価値観の変化などにより、地域福祉の基盤となる地域における人と人とのつながりや、助け合い、支え合いは弱体化しています。

一方、地域における社会貢献活動などへの参画意識の高まりから、ボランティアなど市民の自主的な活動が活発になってきています。

こうした状況の中、社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体などが福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動などを通して、福祉の心を育む機会を市民に提供しています。

また、学校においても、社会奉仕体験活動や総合的な学習の時間の中などで施設訪問やボランティア活動など福祉の心を養う学習や実習に取り組んでおり、その重要性は一層高まっています。

地域社会は、高齢者や障害者、子どもなど、多様な人々で構成されています。

誰もが安心して生活できる環境にしていくためには、助け合い、支え合う思いやりの心を醸成し、豊かな福祉社会を創造していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

高齢者や障害者などわけへだてなく共に生きる心情と理念を育むことにより、福祉活動について関心を持ち、実践する人が多くいます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆福祉教育参加延べ人数	人	2,135	2009 年度	2,440	2,700
社会福祉協議会が行う福祉実践教室と福祉体験学習の参加延べ人数。福祉実践教室など福祉教育の充実や啓発を推進し、過去 4 年間の実績における最高参加者数を上回る 2,700 人を目標します。					
◆福祉ボランティア登録人数	人	1,033	2009 年度	1,240	1,420
社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している福祉ボランティアの人数。過去 3 年間の平均増加人数を上回る毎年 30 人程度の増加で合計 390 人増を目標します。					

●施策の展開方向

①福祉教育の推進 学校教育でも福祉の心の醸成が必要であるため、各小中学校での福祉実践教育への講師派遣などに力を入れ、福祉教育を支援します。また、大学生などを対象とした福祉ボランティア学習についても関係機関と連携して実施します。

②ボランティアの確保・養成 社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動支援や手話及び要約筆記、点字などの福祉ボランティアを養成する事業などを実施します。また、今後の有力な地域福祉の担い手として期待される団塊の世代の中から、ボランティアリーダーの育成に努めます。

③社会福祉協議会への支援 「福祉の心の醸成」を中核的に担う社会福祉協議会に対し、財政援助を行います。

2 地域福祉推進体制の充実

施策 142

<福祉課・長寿社会課>

●現状・課題

本市では、高齢者福祉計画や障害者基本計画などの策定を通じて、保健・医療・福祉の連携を図り、市民と行政の協働による福祉推進ネットワークの確立に向けた取組みを進めています。

地域でのつながりが希薄となる中で、自助・共助・公助の考え方にに基づき、家族や地域で支え合い、助け合っていくことの大切さも一層認識されてきています。そのため、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、町内会などとの協力体制を構築するとともに、市民一人ひとりに自助・共助・公助の考え方をさらに浸透させながら、市民同士が支え合い、身近な地域で多様な福祉サービスを利用でき、安心とぬくもりを感じながら暮らしていける体制づくりを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民が地域福祉活動に主体的に参加・協力し、みんなで支え合って暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆民生児童委員による相談・支援延べ件数	件	2,825	2009 年度	3,000	3,200
民生児童委員の活動記録票の集計数。過去 5 年間の平均増加件数を上回る毎年 30 件程度の増加で合計 380 件増を目指します。					
◆災害時要援護者台帳登録人数	人	—	2009 年度	1,900	2,150
災害時要援護者支援計画に基づく台帳に登録した人数。地域の支援者との連携を進め、支援体制の強化を図りながら、先進自治体の登録率を参考とし、平成 22 年度対象者の半数にあたる 2,150 人を目指します。					

●施策の展開方向

①**地域支援ネットワークの構築** 誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、ボランティア、市民活動団体などとの協力体制の構築に努めます。また、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な人に対して、地域支援者と連携しながら支援する体制をつくり、登録者を広げていきます。

②**地域福祉計画の策定** 市民の主体的な参加により、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる地域福祉計画の策定を目指します。

●重点事業

★災害時要援護者 避難支援事業	災害時に自力で避難することが困難な人を事前に把握しながら台帳を作成し、台帳登録者の増加を目指します。また、制度内容の見直しを行うとともに、その情報を、行政、関係団体、地域などが共有することにより一体となって支援します。
--------------------	---

3 地域福祉施設の整備

施策 143

<福祉課・長寿社会課>

●現状・課題

福祉会館は、城下町地区に昭和 45 年に建築され、各種市民団体などの福祉活動や学習・集会の場をはじめ、社会福祉協議会や中央児童館、長寿館が併設され、デイサービス事業や各種相談事業など幅広いサービスを提供する施設として使用されています。また、地域の避難所としても位置づけられています。近年は、設備の老朽化が進行し、施設の維持管理が困難になっています。また、城下町地区を訪れる観光客の増加に伴う交通渋滞の発生や駐車場の不足、景観的な問題などの視点からも福祉会館の移転が提案されています。

また、養護老人ホームは、昭和 51 年に移転建築された施設であり、便所や浴室をはじめ施設内のバリアフリー化がされておらず、空調などの設備も改修が必要となっています。

そのため、それぞれの施設の利用者や居住者のニーズに応えた機能を組み込んだ複合的な福祉施設の整備に向けて検討を進めていくとともに、年齢や身体能力など様々な状況にある誰もが、社会に参画し、活動できる環境を整えていく必要があり、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備や改修を進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

新たな福祉施設が整備されるなど地域福祉を支える環境整備が進み、市民誰もが快適に福祉サービスを受けることができるようになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆福祉会館の移転 福祉会館の機能分散移転を目指します。	%	— 2010 年度	—	100.0
◆養護老人ホームの整備方針の決定 平成 34 年度までに養護老人ホームの整備方針を決定することを目指します。	%	— 2010 年度	—	100.0

●施策の展開方向

①福祉会館の移転 施設利用者の意向などへも配慮しながら、福祉会館内に混在する様々な業務や機能を目的別に集約して複数の施設へ分散することも考えながら、現在地からの移転を進めます。

②養護老人ホームの整備 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を基に、居住者が必要とする機能を充実させるため、養護老人ホームの整備について、施設の複合化も含め検討を進めます。併せて、高齢者福祉サービスの充実や世代間交流の促進を図るため周辺の保育施設などとの連携を強化するなど、エリアの整備を検討していきます。

●重点事業

★福祉会館移転事業	建設後 40 年を経過した建物で、老朽化も進んでいます。加えて、城下町地区を訪れる観光客の増加による駐車場の不足や景観的な問題などの視点からも、現在地からの移転を進めます。
★養護老人ホームの整備	昭和 51 年に建設された養護老人ホームの老朽化に対応するため、施設の複合化も含めた整備を検討します。

高齢者福祉

- 1 高齢者の生きがいつくりと社会参加
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 地域包括ケア体制の確立
- 4 介護保険サービスの提供

1 高齢者の生きがいつくりと社会参加

施策 151

<長寿社会課>

●現状・課題

今後、ますます高齢化が進展する中で、団塊の世代の大量退職なども進み、高齢者が持つ豊かな知識や技術、経験などを有効な社会資源として活用していくことが重要です。こうした資源の活用を提供することが、高齢者の生きがいつくりと社会参加につながり、自立した高齢者の増加も期待できます。

また、生涯学習やスポーツなども、高齢者の生きがいつくりにつながる重要なものです。生きがいを持つことで、心身ともに健康を保持・増進することができ、介護予防にもつながります。

そのため、シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営のための経費の補助や、各地区の老人クラブの活動に対し、指導や援助を行っています。

今後も、高齢者の生きがいつくりと社会参加への支援や、生涯学習やスポーツの促進を積極的に行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

就労対策、社会参加への支援、生涯学習やスポーツの促進など総合的な取組みが進められ、高齢者が生きがいを持って地域で安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆シルバー人材センター会員数	人	975 2009 年度	1,060	1,080
高齢者への就業の提供及び健康増進と社会交流を図るシルバー人材センターの会員数。平成 21 年度末の加入率（会員／60 歳以上人口）4.2%を維持することで、会員数の増加を目指します。				
◆老人クラブ会員数	人	3,021 2009 年度	3,350	3,400
犬山市老人クラブ連合会加入の老人クラブ会員数。平成 21 年度末の加入率（会員／60 歳以上人口）13.3%を維持することで、会員数の増加を目指します。				

●施策の展開方向

①**高齢者の生きがいつくりの支援** シルバー人材センターや老人クラブが円滑に事業運営できるよう援助し、就労機会の提供や社会奉仕活動の推進などを通して、高齢者の生きがいつくりを支援します。

②**高齢者の社会参加の促進** 市民活動団体などとも協働し、高齢者自らが積極的に学んだり、個性や能力を伸ばしたり、地域社会において豊富な知識や経験を活かして活躍できる場や機会を確保して、高齢者の社会参加を促進します。

③**高齢者の生涯学習・スポーツの促進** 市民総合大学を中心とする生涯学習事業や、さくら工房におけるものづくり講座など、高齢者の生きがいつくりの一助として参加を促進します。また、身近な地域で、年齢を問わず誰もがができるスポーツを楽しめるようスポーツ教室への参加を推進します。

2 高齢者福祉サービスの充実

施策 152

<長寿社会課>

●現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、日常生活上の不安解消に向けた支援や介護予防の取り組みが必要であるとともに、要介護状態に陥った場合にも、介護保険のサービス以外で、在宅介護の負担を軽減することができる支援などが必要とされています。

そのためには、高齢者が、それぞれの身体状況や生活状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、高齢者福祉サービスの一層の充実を図っていくことが求められています。

今後、高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるため、高齢者福祉サービスの内容や利用対象者、事業の効果的な周知方法などについての検討と、地域における見守り体制の強化を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

各種の高齢者福祉サービスの利用と、地域コミュニティやボランティアなどによる見守り体制の強化により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ 高齢者食事サービス利用者数 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯に食生活の改善と安否確認のため昼食を配達する高齢者食事サービスの利用人数。過去 3 か年の最高値の水準を目指します。	人	52	2009 年度	60	65
◆ ひとり暮らし高齢者安否確認対象者 虚弱なひとり暮らし高齢者で安否確認申請がなされ対象となった人数。過去 3 か年の最高値の水準を目指します。	人	159	2009 年度	200	240

●施策の展開方向

①ひとり暮らし高齢者などの生活支援の充実 高齢者食事サービスやひとり暮らし高齢者安否確認事業、緊急時に消防署へ通報できる緊急通報事業など的高齢者福祉サービスについて、広報周知を進め、利用の促進を図ります。併せて、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、安心して自立した生活を営めるように、サービスの内容などについて随時見直しを進め、充実を図ります。

②高齢者の見守り体制の強化 民生委員や高齢者あんしん相談センター職員が訪問する安否確認調査の充実を図るとともに、高齢者の生活を地域で支えるため、高齢者あんしん相談センターが中心となって、近隣住民、町内会、ボランティア、市民活動団体などと連携し、高齢者それぞれの状況に応じた見守り支援体制を強化します。



用語解説

■**高齢者食事サービス** 食生活に援助が必要な方に、食事の提供と安否確認のため、昼食を配達するサービス。

■**ひとり暮らし高齢者安否確認事業** 虚弱なひとり暮らし高齢者の安否確認のため、週 3 回牛乳などを配達する事業

■**緊急通報事業** 緊急時に消防署へ通報が可能な機器を貸与する事業。

3 地域包括ケア体制の確立

施策 153

<長寿社会課>

●現状・課題

高齢期になっても安心して在宅で生活するためには、地域で保健・医療・福祉・介護のサービスが切れ目なく提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていく地域包括ケアシステムの整備が必要となります。

現在、地域ケアの核として設置している地域包括支援センターに、平成 22 年度からはこれまでの在宅介護支援センターが培ってきた総合相談支援業務や、緊急時に 24 時間対応できる機能を統合し、市民にわかりやすい機関とするために「高齢者あんしん相談センター」と愛称をつけ、地域住民の保健・医療・福祉の向上や、虐待防止、介護予防マネジメントなど総合的な支援を行っています。

今後も、高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップによるケアマネジメントや総合相談の体制を強化するとともに、地域にある社会資源と相互にネットワークされた支援体制を確立していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップによるケアマネジメントや総合相談体制とともに、地域の保健・医療・福祉に関する各資源とのネットワーク化による支援体制が確立され、高齢者が安心して在宅で生活しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ 高齢者あんしん相談センター相談件数 来所・電話・訪問の相談援助実績。過去 3 か年の相談割合（相談件数／高齢者人口）24％に推計高齢者人口を乗じて算出しています。	件	4,428	2009 年度	4,960	5,100
◆ 認知症サポーターの人数 認知症サポーター養成講座を受講した人数。サポーター 1 人当たり的高齢者人口の目標値を 2,016 年は 15 人、2,022 年は 10 人として推計人口より算出しています。	人	805	2009 年度	1,380	2,150

●施策の展開方向

①**保健・医療・福祉サービスの連携の充実** 高齢者の相談などに適切に対応するため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力・連携体制を強化し、早期段階の認知症の発見に加え、相談時に的確な対応や支援ができる体制を確立します。

②**高齢者あんしん相談センターの機能充実** 認知症高齢者や高齢者虐待などの問題に適切に対応するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、虐待防止・権利擁護業務や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを実施する高齢者あんしん相談センターを中心に、在宅介護相談協力員との連携体制の強化や総合相談対応職員の確保を進めます。また、地域において認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを増やします。

イラスト・写真など

●重点事業

★高齢者あんしん 相談センター事 業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者あんしん相談センターの機能を強化し、医療や福祉、介護などの生活支援サービスが包括的・継続的に提供できる体制づくり（地域包括ケア）の実現を図ります。



用語解説

■ケアマネジメント 利用者や家族が必要とする各種サービスを組み合わせ、評価・調整・管理をすること。

■認知症サポーター 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守ることで暮らしやすい地域をつくっていく人達。

4 介護保険サービスの提供

施策 154

<長寿社会課>

●現状・課題

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加している中で、介護保険サービス(以下、「サービス」という。)については、特別養護老人ホームや地域密着型サービスの整備を進めてきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、要支援認定者など介護状態の比較的低い高齢者の状態が悪化、重度化しないように、身体能力の維持と改善に向けた介護予防の取り組みや、増加する認知症高齢者への対応が重要となります。

状態が悪化した場合でも、可能な限り生きがいやゆとりを持った生活を送ることができるようにするため、引き続きサービスの必要量を的確に把握して、サービスの基盤整備を進めていく必要があります。

また、利用者の安心を確保するために、サービスの質の向上への取り組みも重要となっています。

●目指す姿と目標指標

介護保険サービスについて量も質も充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心してゆとりを持った生活を送っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆介護保険サービス利用者数 介護認定を受けサービスを利用する人数。平成 20 年度と 21 年度の伸び率(2.8%)から目標値を設定し、サービスの充実を目指します。	人	1,614	2009 年度	1,885	2,155
◆介護相談員受入事業所数 市内の介護保険サービス事業所のうち介護相談員の派遣を受入れた事業所数。犬山市介護保険事業計画に基づき整備を進め、8 箇所の新規受入れを目指します。	所	42	2009 年度	45	50

●施策の展開方向

①**介護保険サービスの充実** 利用者の増加に対応できるよう、3 年ごとに策定する介護保険事業計画において、介護保険事業の枠組みや目標について、市民ニーズを踏まえながら適切に設定し、サービスの充実を図ります。

②**介護保険サービスの質の向上** 相談員が介護保険サービス事業所を訪問し、利用者からの疑問、不満及び不安の解消を図る介護相談員派遣事業により、サービスの質の向上を図ります。また、介護保険サービス事業者を対象に介護保険に関する知識や質の向上を目的とした協議会を開催し、介護保険制度に関する情報提供を行い、事業者間の連携の強化を図るとともに、事業所を訪問して、サービス内容などの調査や指導を実施します。



用語解説

■**地域密着型サービス** 住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで平成 18 年 4 月に創設され、原則市民のみが利用でき、市が指定・指導監督の権限を持つ。

子育て支援

- 1 地域における子育て支援
- 2 保育サービスの充実
- 3 子どもを育む環境整備

1 地域における子育て支援

施策 161

<子ども未来課>

●現状・課題

本市では、子育て支援センターを開設し、子育て相談の実施や子育て情報の提供など子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、核家族化や地域の連帯意識の希薄化が問題視されるようになって久しく、子育て家庭においては、子育てに対する不安や負担感が増えています。

子育てと仕事が両立でき、子どもたちが地域で健やかに育つためにも、地域と行政が連携して、子育てがしやすい地域環境づくりを進める必要があります。具体的には、地域における人的・物的な資源を活かした子育て支援を展開することにより、子育てへの不安や負担を軽減し、誰もが安心して子育てができ、子どもが健全に育成される環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

地域と行政との連携により、子育てに関する支援体制が充実し、子育て家庭が孤立や負担を感じることなく、安心してゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆地域子育て支援拠点施設利用者数 子育て支援の拠点となる 10 施設の年間延べ利用者数。乳幼児数は年々減少していくことが予測されるが、利用者数は直近の利用実績数の維持を目指します。	人	45,211 2009 年度	45,500	45,500
◆ファミリー・サポート・センター援助会員数 ファミリー・サポート・センター事業の援助会員数。年度により依頼件数は増減するものの、いつでも対応できるようにするため、直近の登録者数から算出した 5 人程度の増加を毎年目指します。	人	546 2009 年度	580	610

●施策の展開方向

- ①**子育て支援の拠点機能の充実** 児童館や児童センターの子育て広場ぽんぽこ、犬山市子育て支援センターなどの拠点施設において子育て親子の遊び場・交流の場の提供、子育てに関する相談・情報提供、講習会などを実施するほか、出張型の地域子育て支援拠点事業の拡充に努めます。また、利用者の意見を反映し、ニーズに合った内容を実施します。
- ②**相互援助活動の拡充** 援助会員・依頼会員のニーズ把握に努め、ファミリー・サポート・センター事業の時間の延長や活動内容の拡大を図ります。また、援助会員のさらなる確保に努め、依頼に対応できるサポート体制の充実に努めます。
- ③**活動の世話人の確保** 児童館や児童センター、児童クラブ、子ども会など、子どもの育成に関わる活動に対し、地域住民の力を活かした子育て支援ができるようボランティアによる世話人の養成、確保に努めます。



用語解説

■ファミリー・サポート・センター 保育園などの送迎や保護者の急用時の預かりなど、子育ての援助をして欲しい人（依頼会員）と援助をしてもよい人（援助会員）が会員となり、子育てに関し助けたり助けられたりできるよう、会員相互間をつなぐ仕組み。

2 保育サービスの充実

施策 162

<子ども未来課>

●現状・課題

少子化や核家族化の進行、女性の就業率の高まりの中で、子育て支援に対する保護者のニーズは高まり、多様化しています。

本市では、「犬山の子は犬山で育てる」を視点に子どもの自律「子育て」、親の子育て力向上「親育ち」の支援、充実を図るとともに、就学前から中学校までの一貫した教育の実現を目指し、幼保共通のカリキュラムを実践しています。平成 19 年度には、幼保一体化を総合的かつ効果的に推進するため、子ども未来センターを設置しました。

また、待機児童をつくらないよう 0 歳児保育の拡充、保育時間の延長など子育て支援施策を推進し、さらに園舎の耐震・大規模改修工事を計画的に実施し、安心・安全な保育環境づくりに努めてきました。

一方で、3 歳未満の入園児や長い時間保育が必要な園児が増加していることから、長時間保育を実施する園の増加など、園児の受け入れ体制を充実していくことが課題となっています。

今後も、保護者の多様なニーズに応えられるよう、職員の資質向上や保育内容の充実を図り、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

多様な保育ニーズに対応した保育環境が整備され、充実した保育サービスが提供されています。また、保護者は、就労と子育てを両立することができ、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆長時間保育（11 時間を超える保育）実施園数（公立）	園	6	2010 年度	9	9
11 時間を超える保育を実施している保育園の数。市内の 4 地区すべてに複数の長時間保育実施園を設置することを目指します（犬山地区 3 園、城東・羽黒・楽田地区 各 2 園）。					
◆保育園入園児数（0～2 歳）（公立）	人	315	2009 年度	320	320
低年齢（0～2 歳）の保育園利用者数。乳幼児数は年々減少していくことが予測されるが、社会的な要因などを踏まえて、現状値と同程度の乳幼児の受け入れ継続を目指します。					

●施策の展開方向

①多様な保育サービスの提供 乳幼児保育の拡充や保育時間の延長など保育サービスの充実を図ります。また、一時保育の拡充、病後児保育の推進など緊急時の保育サービスの提供を進めます。さらに、地域の未就園児と保護者、お年寄りなどとの交流を進めます。

②幼保小連携の推進 保育園、公立幼稚園では、幼保共通のカリキュラムに基づき、保育園・幼稚園の区別なく同一内容の養護・教育を実施することにより、小学校教育へつなげる連続性を持った質の高い幼児教育・保育を提供します。また、保育園（子ども未来園）・私立幼稚園・公立幼稚園・小学校が合同して研修を行うなど幼保小の連携を進めます。

イラスト・写真など

③子育て力の向上 地域住民の知識や技能など地域の子育て力を活用するなど、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援を行い、家庭の子育て力の向上を図ります。

④保育士の資質向上 保育に関する研究や研修などに参加し、保育の専門知識や技術の習得に積極的に取り組み、保育士の一層の資質向上を図ります。

●重点事業

★幼保小連携推進事業

犬山幼稚園・子ども未来園で実践している共通のカリキュラムについて、内容を検証・改訂しながら、犬山幼稚園・子ども未来園から小学校へ学びをつなぐために、幼児教育と学校教育の連携を図り、教育・保育・子育て支援のさらなる充実に努めます。



用語解説

■幼保共通のカリキュラム 幼稚園と保育園（子ども未来園）の一体化を推進するにあたり、公立の犬山幼稚園と子ども未来園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

3 子どもを育む環境整備

施策 163

<子ども未来課、公園緑地課>

●現状・課題

子どもの豊かな心や丈夫な身体を育むためには、家庭・地域・学校など多くの人との交わりの中で、様々な体験・経験をしていく必要があります。

しかし、都市化や少子化の進行、遊び方の変化などにより、子どもたちが年齢の異なる友だちと集団で遊んだり、世代を超えた人たちと交流したりする機会が減少しています。

子どもの健全な発育を支援していくためには、交流・ふれあい・体験機会の拡充や放課後児童クラブの活動内容の充実、また、子どもの遊び場である児童遊園などの計画的な修繕や児童センターの整備などが求められています。

また、子育て家庭への様々な支援が求められる中で、増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、自立を促進するための経済的負担の軽減、就労相談などを適切に行っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

子どもの成長・発達に寄与する「遊び」・「集い」・「交流・ふれあい」の機会や環境が整い、子どもたちが、地域での様々な体験活動を通して社会性を身につけています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆ 地域交流事業実施回数	回	49 2009 年度	60	70
児童館・児童センターが地域と連携して行った行事の開催回数。7つの児童館・児童センターが年間 10 回程度の交流事業を継続して実施することを目指します。				
◆ 放課後児童クラブ実施場所数	箇所	13 2010 年度	14	14
放課後児童クラブの実施場所数。既存クラブの活動内容を充実するとともに、1 クラブの登録人数が 40 人程度となるよう、羽黒小学校区での増設（1 箇所）を目指します。				

●施策の展開方向

①**児童館・児童センターの利用促進** 放課後児童クラブの利用者ばかりでなく、一般児童の利用拡大を図ります。また、児童に関わる各種団体やボランティアなどと協力し、子育て支援の核となる施設運営や施設整備を図り、さらなる地域との交流を推進します。

②**乳幼児との交流・ふれあい機会の充実** 子どもを生み育てることや生命の大切さを学ぶことができるよう、中学生をはじめとして次代の親となる若い世代を対象に、乳幼児とのふれあい体験や、助産師・保健師・乳児を持つ母親などから直接話を聞く機会を設けるなどの拡充を図ります。

③**子育て家庭への支援** 子育てに関する情報提供の機会や出張型家庭児童相談室など各種相談機会を拡充するほか、子ども手当・児童扶養手当など諸手当の適正な支給に努めます。また、ひとり親家庭の自立に向けた支援の推進を図ります。

④**児童遊園・ちびっこ広場の維持管理** 遊具や植栽などの設置状況や維持管理状況を台帳により管理し、定期的な点検と適切な修繕を行うとともに、PTAなどの地域ボランティアの協力を得ながら、安心して利用できる子どもの遊び場を整備します。草刈りやゴミ拾いなどの日常管理は地元町内会などに管理委託し、地域住民の愛園精神の向上を図るとともに、子どもへの見守り意識を高めます。

イラスト・写真など

●重点事業

★楽田児童センター 一整備事業	施設の充実と利便性を向上させ、子どもを育む環境機能の強化を図るため、現在、楽田出張所に併設されている楽田児童センターを移転新築します。
--------------------	---



用語解説

■放課後児童クラブ 授業後や土曜日など、保護者が就労等の理由により不在となる家庭の児童（小学校に就学している概ね 10 歳未満の児童）を対象に、児童館・児童センターの 1 室や学校の空き教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業。

障害者(児)福祉

- 1 障害者の自立と社会参加の推進
- 2 障害福祉サービスの充実

1 障害者の自立と社会参加の推進

施策 171

<福祉課>

●現状・課題

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の適性や能力に応じた就労や地域活動、スポーツ・文化活動などへの社会参加ができる機会が必要です。

本市では、障害者の就労や地域活動などへの参加を支援するため、屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の援助を行う移動支援事業や手話通訳者の派遣事業などを行ってきました。

また、企業への就労について、民間企業には、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の雇用率 1.8%の確保が義務付けられています。犬山公共職業安定所管内における就業中の障害者数は、年々確実に増加していますが、平成 21 年の雇用率は 1.51%と、全国、愛知県と比較するとやや低くなっており、法定雇用率達成企業の割合も 54.5%にとどまっています。

そのため、今後も、障害者の雇用については、企業への啓発を進めるとともに、障害者自身の自立を助長するためのサービスとしては、移動手段や情報伝達の向上を工夫しながら障害者が社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

●目指す姿と目標指標

障害者がそれぞれの能力に応じた活動を行い、地域で生きがいを持って自立し、安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆就業中の障害者数（犬山市公共職業安定所管内）	人	683	2010 年度	740	800
犬山公共職業安定所の登録者の就業人数。過去 3 年間における就業中の障害者数の増加は 10 人程度であるため、毎年 10 人ずつの増加を見込み、800 人を目指します。					
◆移動支援利用延べ時間数	時間	2,780	2009 年度	3,270	3,700
移動支援利用延べ時間数。平成 25 年には、障害者自立支援法が廃止され、新たな総合福祉法が制定される予定であるため、利用状況の変化も考えられるが、現時点での利用時間数の 3 割増を見込み、年平均 70 時間の増加で 3,700 時間を目指します。					

●施策の展開方向

①**就労支援の充実** 障害者の雇用については、公共職業安定所や関係機関と連携し、障害者の適性に合致した働く場を斡旋できるように支援します。

②**社会活動への参加促進** 地域活動支援センターの利用を通じて、障害者が生きがいを見つけられるよう機能訓練や創作活動を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援し、社会参加できる機会や情報の伝達手段を充実します。

③**外出支援（交通手段などの確保）** 社会生活上必要不可欠な外出や障害者が安心して社会参加できるよう、移動支援の充実やタクシー料金の助成及びコミュニティバスの利用促進を図るなど、交通手段などの確保に努めます。



用語解説

■**コミュニティバス** 自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

2 障害福祉サービスの充実

施策 172

<福祉課・子ども未来課>

●現状・課題

障害者の福祉サービス利用については、身体障害者及び知的障害者では、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づいて、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する「支援費制度」に平成 15 年度から移行しました。

また、平成 18 年度からは、2 障害に加え精神障害者も含めた「障害者自立支援法」に基づくサービスの利用へと抜本的な改正が行われました。

この改正に伴い、利用者の相談内容やニーズに応じた生活の場の確保とサービスの提供が一層重要になっています。

しかしながら、この障害者自立支援法は、平成 25 年までに廃止され、新たな総合福祉法が制定される予定であり、加えて「障害者権利条約」の批准を視野に入れた障害者施策全般の改正も掲げられており、その動向を注視しながら適切に対応していくことが必要となります。

また、心身の発達に何らかの援助が必要な児童と保護者が親子で通園する「こすもす園」では、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、遊びなどを通して成長・発達を促す取組みを行っています。このような子どもたちへの対応は、何より早期療育につなげることが大切であり、子どもの発達の遅れなどを保護者の気持ちに配慮して伝え、理解してもらい、関係機関との連携を深め、支援を行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

障害のある人が、必要なときに必要なサービスが利用でき、地域で安心して生活をしています。また、保護者自身が子どもの障害や発達の遅れなどを受け止め、速やかに必要な療育を受けています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆障害福祉サービス利用延べ件数	件	3,807	2009 年度	4,260	4,700
障害福祉サービスの延べ利用件数。平成 25 年には、障害者自立支援法が廃止され、新たな総合福祉法が制定される予定であるため、利用状況の変化も考えられるが、現時点での利用のべ件数の 3 割増を見込み、年平均 80 件の増加で 4,700 件を目指します。					
◆児童デイサービス月平均利用延べ回数	回	266	2009 年度	360	360
児童デイサービスの月平均の利用延べ回数。平成 22 年度からの施設増築により、月平均利用回数の 3 割強程度の増加を見込み、360 回を目指します。					

●施策の展開方向

①障害福祉サービスの充実 地域の関係機関やサービス提供事業所と連携し、障害者が安心して地域で生活することができるよう、障害福祉サービスなどを充実するとともに、利用に必要な支援を行う体制の強化を図ります。

イラスト・写真など

②グループホーム・ケアホームの確保 知的障害者や精神障害者の入所施設利用者の地域移行を図るため、グループホームなどひとり暮らしが困難な知的障害者や精神障害者の生活の場の確保に努めます。

③児童デイサービスの推進 心身の発達に何らかの援助が必要な子どもたちに対し、その発達を助長することができるよう個別または集団での療育や、集団生活に適應することができるよう訓練などを行う児童デイサービスを推進します。また、療育備品・図書の充足、保育士などのスキルアップなど療育環境の充実を図ります。

●重点事業

★障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスには、障害者の地域生活や就業を支援するため、障害者自立支援法で定められた介護給付と訓練等給付の2つのサービスと市が行う地域生活支援事業があり、障害者のニーズに合わせて提供できるようにサービス提供体制などを整えるとともにサービスの充実を図ります。



用語解説

■グループホーム 病気や障害などで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフなどの援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態。地域社会に溶け込むように生活することが理想とされ、集団生活型介護という言い方もある。

社会保障

- 1 低所得者への支援
- 2 国民健康保険の運営
- 3 国民年金の運営
- 4 福祉医療の充実

1 低所得者への支援

施策 181

<福祉課>

●現状・課題

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定された「生存権」の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための制度です。

本市の生活保護世帯は、景気後退で、派遣社員や期間従業員など非正規雇用の労働者が契約解除されるなどの経済雇用情勢の悪化や高齢化の進展に伴い、急激に増加しています。また、生活保護を受けるに至らない低所得者の状況も経済的にゆとりがなく、不安定なものとなっています。

そのため、社会福祉協議会やハローワークなどと連携しながら、生活困窮者や低所得者の生活の安定と自立に向けた相談や指導などの支援体制をより一層強化していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

支援が必要な人に必要な援助と自立のための支援が行われており、低所得者などの生活の安定と向上が図られています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆生活保護率	‰	2.7 2009 年度	3.3	3.3
人口 1,000 人あたりの生活保護者数。‰（パーミル）で表示。本市の保護率は国及び県よりも著しく低い数値であり、低所得者の自立支援を推進することで、2010 年 11 月時点での保護率の維持を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**要保護世帯の実態把握** 民生児童委員、社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関との連携をより一層強化し、要保護世帯の実態把握に努めます。
- ②**相談・援助・指導の充実** 生活保護システムを活用することにより、事務の効率化を図るとともに、経験を有した相談職員の適正配置に努め、自立に向けた相談・援助・指導の充実を図ります。
- ③**低所得者の自立支援の促進** 本人の自立意欲を大切にしながら相談事業を展開するとともに、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との連携を図り、生活福祉資金の活用や就労支援員による就労相談及び就労援助などを行い、自立に向けた適切な支援活動を推進します。加えて、保健・医療などの関係機関との連携を強化します。

2 国民健康保険の運営

施策 182

<保険年金課>

●現状・課題

国民健康保険は、国民皆保険実現のため昭和 36 年から始まった制度であり、これまでも様々な制度改正が行われてきましたが、平成 20 年度に後期高齢者医療制度の創設を核とする大規模な医療制度改革が実施されました。

このため、本市国民健康保険の加入状況は、平成 20 年度当初には、後期高齢者医療保険へ 5,562 人が移行し、19,851 人と激減しましたが、平成 21 年度末では 20,056 人であり、ほぼ横這いで推移しています。

また、この改革により、保険加入者の生活習慣病予防の自主的な取組みを促進する目的で、特定健康診査の実施も定められました。本市における受診率は、平成 20 年が 35.5%、平成 21 年度が 43.2%と向上しています。

しかしながら、この改革に伴い、国民健康保険は非常に複雑な制度になるとともに、負担金や交付金の組み立ても大きく変わり、財政的に先行きの見えない状態が続いています。

当面、現在の国民健康保険を円滑に運営することが求められるとともに、平成 25 年度を目指して国が進める後期高齢者医療制度の廃止とそれに代わる新しい医療制度の創設に向けて、市として適切な準備と市民周知を実施していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

後期高齢者医療制度廃止後の新しい保険制度が円滑に運用され、すべての人々が医療を安心して受けられる社会になっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆国民健康保険加入者数	人	20,056	2009 年度	26,700	27,800
国民健康保険の加入者数。平成 25 年度からの新しい高齢者医療制度により、75 歳以上の高齢者が国民健康保険に加入することが見込まれる中、加入者数の増加を目指します。					
◆特定健康診査受診率	%	43.2	2009 年度	65.0	65.0
特定健康診査受診者数／対象者数。国の目標値であり、本市の特定健診等実施計画（平成 20～25 年度）の目標値でもある 65%を目指します					

●施策の展開方向

- ①国民健康保険の円滑な財政運営 医療費の動向を常に把握し、国民健康保険税や国、県などの負担金・交付金の状況と照らし合わせ、被保険者や医師などから構成する国民健康保険運営協議会で協議を行いながら、円滑な財政運営に取り組みます。
- ②予防医療の推進 メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の受診率を高め、その後に実施する保健師による保健指導と併せて予防医療を推進し、健康市民づくりに寄与します。
- ③新制度の情報収集と市民周知 国が進める新しい医療制度の情報を収集し、市民への周知に努めます。

イラスト・写真など



用語解説

- 国民皆保険** 国民誰もが、何らかの医療保険に加入し、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。この制度の根幹を支えるものが国民健康保険制度である。
- 後期高齢者医療制度** 高齢者の医療費を社会全体で支え、医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的に、平成 20 年度から導入された新しい医療保険制度。75 歳以上の高齢者はすべてこの制度に加入しているが、現在、平成 25 年度に向けて見直しが進められている。
- 特定健康診査** 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40 歳から 74 歳までを対象として実施される健診のこと。
- メタボリックシンドローム** 内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

●現状・課題

国民年金制度は、すべての国民が安定した老後生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助け合う仕組みであり、少子高齢化が進む中、老後の生活を支える制度として大きな役割を果たしています。

しかし、年金記録問題による制度に対する信頼感の低下や長引く景気の低迷、若年者の年金離れなどにより、国民年金を取り巻く状況は厳しさを増しています。本市においても、未加入者や保険料未納者が増え、愛知県全体の保険料納付率も、平成 18 年度の 68.7%から平成 20 年度には 64.4%まで低下しており、年金制度のあり方が根本から問われています。

このため、国による年金記録問題の解決に向けた様々な取組みに加え、年金相談や広報啓発活動などの実施により、市民の制度に対する正しい理解を深め、信頼を回復していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

国民年金制度に対する不安や不信の解消が図られたことにより、未加入者や保険料未納者が減少し、制度が安定的に運営され、市民は老後の心配をすることなく安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆年金相談件数	件	1,161	2009 年度	1,400	1,500
各種年金相談の利用件数。今後増加していく相談件数（死亡時の相談が多いため、平成 21 年度の実績値に過去 5 年間の死亡者の伸び平均 2%を設定）に対応するため、相談体制の充実を図ります。					
◆保険料納付率	%	66.7	2009 年度	68.4	70.6
国民年金保険料の納付率。これまで低下し続けている納付率に歯止めをかけ、平成 21 年度の実績値から、毎年 0.5%の向上を目指します。					

●施策の展開方向

①相談体制の充実 市民の国民年金制度に対する理解を深め、加入者の受給権を確保するため、年金相談員による相談、一宮年金事務所による出張相談を開設するなど相談窓口の充実に努め、専門的な相談にも対応できる態勢を確保し、市民の利便性の向上を図ります。

②年金加入・保険料納入の推進 年金への未加入や保険料の未納を防ぐため、広報、市ホームページやパンフレットなどを活用して周知に努めるとともに、年金事務所との協力体制を強化し、国民年金制度の啓蒙・啓発活動を推進します。また、納付困難者に対して、申請免除や納付猶予などの制度を周知します。

4 福祉医療の充実

施策 184

<保険年金課>

●現状・課題

福祉医療制度は、社会的・経済的に弱い立場にある心身障害者や子ども、ひとり親家庭などに対し、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、心身の健康保持と生活の安定を図るものです。

急速に進む少子高齢化や大規模な医療制度改革など社会情勢は大きく変化し、対象者のニーズも多様化しており、こうした状況に対応するため福祉医療制度の適切な運用と一層の充実が求められています。

また、今後も厳しい財政状況の中、医療費は年々増加すると見込まれることから、福祉医療制度を将来にわたり安定的に継続できるように給付と負担の均衡を考慮し、対象者に一部の負担を求めていくなど助成のあり方を検討することも必要です。

●目指す姿と目標指標

市民ニーズにあった福祉医療費助成が実施され、市民誰もが経済的な心配をすることなく、医療機関を受診することができ、安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆福祉医療助成対象者数	人	8,756	2009 年度	17,500	15,300
障害者、子ども、母子家庭等、精神障害者、後期高齢者福祉医療の対象者数の合計。平成 21 年度、平成 22 年度の助成拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。					
◆福祉医療助成額	千円	520,468	2009 年度	913,000	977,000
障害者、子ども、母子家庭等、精神障害者、後期高齢者福祉医療の助成額の合計。平成 21 年度、平成 22 年度の助成拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療のさらなる充実を目指します。					

●施策の展開方向

①福祉医療制度の円滑な実施 医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に制度を見直し、市民ニーズにあった医療費助成を実施します。高校 3 年生までの子どもを対象とした子ども医療費の助成制度を安定的、継続的に実施するとともに、他の福祉医療助成制度と併せて国に補助制度の創設を要望していきます。また、平成 25 年度から創設される新しい高齢者医療制度の枠組みに合わせ、現行の後期高齢者福祉医療費助成事業の円滑な移行を図ります。

②福祉医療制度の広報啓発 適正な適用や受付事務を進めるとともに、制度の周知に努めます。

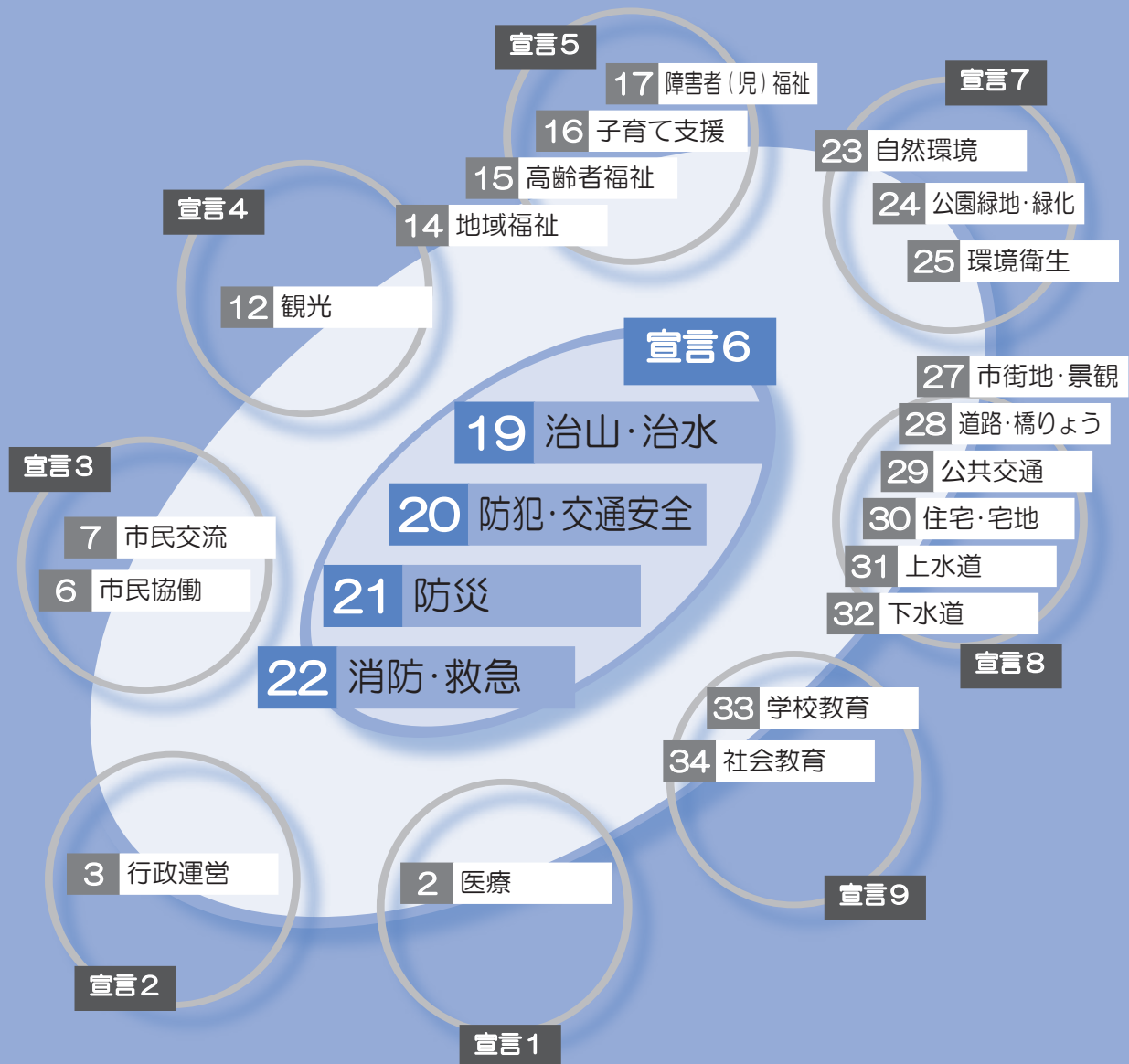
●重点事業

★子ども福祉医療事業	医療費の負担を軽減し、子どもたちの健全育成を支援するため、高校 3 年生までを対象とした子ども医療費助成を実施します。
------------	---

宣言 6

災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます

コミュニティ活動を中心として地域が一体となった取組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境の整備、充実を推進し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。



治山・治水

- 1 河川・ため池の保全・管理
- 2 雨水排水対策
- 3 治山対策
- 4 土石流・急傾斜地対策

1 河川・ため池の保全・管理

施策 191

<農林治水課>

●現状・課題

河川改修は、現在、県により砂防河川伏屋川、虎熊川、落洞南池川において、環境の保全・再生に配慮した改修工事が行われています。平成 20 年度には、自然環境や桜並木の景観の再生を取り入れた郷瀬川圏域の河川整備計画も策定されました。今後も、引き続き県による河川整備の推進を働きかけていく必要があります。

また、本市には、農業用ため池として全国でも最大規模である入鹿池をはじめ市内に約 150 箇所のため池があり、その数は県内で最も多い状況です。そうした中、平成 21 年度には、ため池の持つ多面的な機能を保全、整備するため、「犬山市ため池保全計画」を策定し、計画に基づき整備を進めてきました。

河川、ため池の中には、地域住民活動によって、周辺のゴミ拾い、除草作業などの保全活動を行っているところもありますが、漏水点検や草刈りなどの河川やため池の通常管理は、施設の老朽化や農業関係者の高齢化により困難になってきており、今後の適切な管理方法の検討を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

環境の保全・再生に配慮された河川が整備され、集中豪雨時でも安全に暮らせるまちになっています。また、ため池が適切に維持・管理され、緊急時の水源としての機能や豪雨時の保水・遊水機能を持つとともに、市民の憩いの場となっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆河川工事件数	件	6 2009 年度	8	10
県による河川工事の件数。未整備箇所について現状値を上まわる整備を目指します。				
◆ため池の耐震対策必要箇所数	箇所	5 2009 年度	2	0
耐震対策が必要な市内のため池の数。安心安全の生活を築くため、改修工事を行い、耐震性に不安のあるため池を解消することを目指します。				
◆新郷瀬川の整備進捗率	%	30 2009 年度	65	100
郷瀬川と新郷瀬川の合流地点から富士橋までの整備延長（4.4km）に対する実施率。平成 34 年までの完成を目指します。				

●施策の展開方向

①河川・ため池の適正な維持管理 県管理河川は、県と連携して、適正な河川改修や維持管理に努めるほか、市管理の河川やため池についても、地元関係者との調整を図りながら、計画的な維持管理を実施します。

②協働による維持管理 河川やため池に必要な改修工事を実施するとともに、草刈りなどの通常管理については、地区住民との協働による管理を推進します。

2 雨水排水対策

施策 192

<農林治水課>

●現状・課題

本市の雨水排水は、新郷瀬川を境に木曽川流域と木津用水などを経由して流れる新川流域に大別されます。平成 12 年東海豪雨による水害の発生により、新川流域では、様々な対策が取られています。木津用水路は下流に一級河川の合瀬川や五条川と合流する区間が存在しており、農業用水路と雨水排水路としての両方の機能を有しており、国営新濃尾農地防災事業に基づく改修事業を実施することにより、流下能力が 28.16 トン／秒まで確保できることになりました。現在は、木津用水路の下流にあたる合瀬川の改修を行っています。

しかし、近年、突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨の発生が増加しており、市内各地において道路冠水などの問題が発生しています。

今後は、雨水排水対策として、新川流域では木津用水の下流にあたる合瀬川などの河川改修が県によって進められるとともに、市内における雨水排水路や雨水貯留施設などの整備を計画的に進める必要があります。また、市内各地で発生する道路冠水などへの対策がされ問題が解消されることも求められています。

●目指す姿と目標指標

新郷瀬川や合瀬川、新木津用水の改修が完成し、計画どおりに雨水の放流ができ、雨水貯留対策も進んでいます。市街地では、局地的な道路冠水が発生せず、安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆道路冠水発生区域対策数	地区	2 2009 年度	6	10
市内で雨水排水状況が悪く道路冠水などが発生する地区への対策数。これらの地区へ計画的に対策措置を実施することで目標値である 10 地区での実施を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**木津用水路・新郷瀬川の整備促進** 木津用水の流下能力を十分に発揮するため、下流にある合瀬川の改修、新郷瀬川の改修及び郷瀬川の改修を早期に完了するよう県に要望していきます。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、新木津用水路改修の事業化に向けて取り組みます。
- ②**雨水排水路などの整備促進** 新濃尾農地防災事業や合瀬川改修計画に合わせた雨水貯留施設と排水路の具体的な整備計画を策定し、雨水排水路などの整備を推進します。
- ③**道路冠水発生への対策促進** 市内で雨水排水状況が悪く、道路冠水などが発生する地区に対して調査を行い道路冠水などの発生を軽減するための対策を進めます。
- ④**雨水貯留浸透施設の普及推進** 大雨による浸水被害からまちを守るため、各家庭に雨水浸透貯留槽・浸透枳の設置を呼びかけ、普及に努めます。

●重点事業

★雨水排水路対策事業	雨水排水状況が悪く、ゲリラ豪雨で道路冠水などが発生する地区（西園師、五郎丸、橋爪、内田、羽黒地区など）に対して調査を行い対策措置を行います。
------------	--

3 治山対策

施策 193

<農林治水課>

●現状・課題

治山対策は、山地災害の発生の危険性が高い集落や市街地などの地域に対し、治山施設の設置や森林の整備を行い、山地災害から市民の生命・財産を守るために実施するものです。本市は約45%が森林であるため、治山対策が必要な箇所が多く存在し、これまで森林の整備や山崩れを防ぐ施設設置などの対策を進めてきています。

また、平成12年の東海豪雨や、近年の、突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨による災害発生などから、山地災害を防止する治山対策の重要性は高まっており、地元からの治山対策に対する要望も増えています。

今後は、山地災害の発生の危険性が高い地域周辺住民の生命・財産を守り、安心して生活できるように地元要望や現地調査を通じて治山対策が適切に実施されていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

森林が守り育てられ、山崩れなどを防ぐ治山施設が設置され山地災害を防ぎ、住民の生命・財産が守られています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆ 地元要望危険箇所数	箇所	14 2010年	7	0
地元から要望のあった治山工事対象となる危険箇所数。これらの箇所に治山対策を実施することで地元から要望のあった危険箇所を無くします。				

●施策の展開方向

- ①**治山事業の推進** 住民の生命・財産を守るため、地元との協議を踏まえ要望を的確に把握し、県への要望を行い、危険箇所の解消を早急に図るよう治山対策を推進します。

イラスト・写真など

●現状・課題

平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、県において、土砂災害の恐れがある箇所を航空測量などにより調査を行った結果、市内には、警戒すべき箇所である「急傾斜地崩壊危険箇所」が 371 箇所（人家あり：151 箇所）、「土石流危険渓流箇所」が 107 箇所（人家あり：51 箇所）ありました。県では平成 17 年度から、これらの箇所を詳細に把握するための基礎調査が行われ、その中で土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、住宅などが損壊し住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に順次指定しています。

市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土石流危険渓流箇所」が数多くあるため今後も継続して基礎調査を実施するよう県に要望していきます。また、その結果については速やかに住民へ周知するとともに、地域の警戒避難態勢を見直し、住民の防災意識を高めるよう住民と協働し進める必要があります。

さらに、基礎調査により「土砂災害警戒区域等」に指定された箇所については、要支援者施設がある地域を優先して対策事業を実施するよう国および県に要望し、事業の推進を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

「土砂災害警戒区域等」が明確にされ、周辺住民は警戒区域の危険性を把握した上で警戒避難体制などが整備され、また、危険箇所の対策工事が実施され住民が安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆急傾斜地崩壊危険箇所における基礎調査実施割合 市内の「急傾斜地崩壊危険箇所」〔371 箇所：（人家あり：151 箇所）〕における詳細調査の実施状況の割合。災害が発生する危険性の高い箇所や人家が周辺にある箇所を優先に行い目標値を目指します。	%	17	2010 年度	43	68
◆土石流危険渓流箇所における基礎調査実施割合 市内の「土石流危険渓流箇所」〔107 箇所：（人家あり：51 箇所）〕に対する詳細調査の実施状況割合。災害が発生する危険性の高い箇所や要支援者施設、人家が周辺にある箇所を優先に行い目標値を目指します。	%	26	2010 年度	49	71

●施策の展開方向

- ①**急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流箇所の基礎調査の推進** 土砂災害防止法により県が実施する危険箇所等の基礎調査実施を支援し、市内の危険箇所について詳細を明確にします。
- ②**土砂災害警戒区域等における防災体制の確立** 土砂災害警戒区域等に指定された地区住民に対して、危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備を重点的に実施し、防災体制の確立を図ります。
- ③**土石流・急傾斜地対策事業の推進** 国および県は、土砂災害警戒区域等に指定された区域のうち、人家があり危険性の高い箇所、特に要支援者施設がある箇所から順次整備する方針であるため、犬山市としてもその方針に沿って少しでも早く整備できるよう要望していきます。



■急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地
■土石流危険渓流 土石流の発生の危険がある渓流

防犯・交通安全

- 1 交通安全意識の高揚
- 2 交通環境の整備
- 3 防犯体制・環境の整備

1 交通安全意識の高揚

施策 201

<防災安全課>

●現状・課題

「車」は、私たちが生活するうえで必要不可欠なものであり、より便利で快適な社会の実現を要望すれば、今後ますますその依存度が高まります。これに比例して、交通事故や交通渋滞などの社会問題も深刻化してきました。

本市では、反射鏡設置などの安全対策工事や継続的な啓発事業を行った結果、右肩上がりだった交通事故件数も平成 16 年度をピークに減少傾向にあります。

しかし、自動車台数や運転免許人口の増加、生活様式の夜型・レジャー志向型への移行、高齢ドライバーの増加、自転車利用者の増加などに加え、運転者の基本的な交通ルール無視や、交通マナーやモラルの欠如を改善するために、市民の交通安全意識の高揚が不可欠です。一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを奪う交通事故を撲滅するためには、交通安全教育、啓発活動を推進し、今後も市民の交通安全の意識を高めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが他人を思いやる意識を持ち、運転者の交通マナーの向上と歩行者や自転車の交通ルールの遵守により、路上駐車や放置自転車などがなくなり、交通事故の少ない安全なまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆交通事故(人身)発生件数	件	379	2009 年度	350	320
犬山警察署の発表による交通事故(人身)の発生件数。様々な交通安全運動を実施することで現状値に対して約 15%発生件数を減らす事を目指します。					
◆交通事故による死亡者数	人	2	2009 年度	0	0
犬山警察署の発表による交通事故による死亡者数。交通安全対策を推進し、死亡者 0 を目指します。					

●施策の展開方向

- ①交通安全運動と教育の推進 警察や事業所、町内会などと連携して官民一斉大監視やシートベルト・チャイルドシート関所を実施するなど交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守と身の回りの危険箇所の点検などを通して市民の交通安全意識の高揚に努めます。交通事故ゼロの日や交通安全運動期間中には、市民と協働で街頭監視や広報活動を行い啓発に努めます。
- ②交通安全運動推進組織の育成 交通安全運動を展開するにあたり、愛知県交通安全協会犬山支部や犬山安全運転管理協議会に交通事故の発生状況や特徴に基づいた交通安全教育などを進めます
- ③監視活動の充実 良好な生活環境を阻害しないよう、交通ルールや駐車マナーの啓発に努めるとともに、ボランティアと協働で放置自転車の監視に努め、駐輪場の利用を促進します。
- ④救済対策の充実 市民交通災害見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

2 交通環境の整備

施策 202

<防災安全課、建設課>

●現状・課題

本市では、交通環境の向上のため、生活道路を中心にカーブミラーや交通安全灯の設置、道路の区画線の設置工事などを地元と協議しながら進めてきました。その結果、平成 16 年度をピークに交通事故発生件数は減少傾向にあります。

こうした交通環境の整備を進めてきた中で、放置自転車による通行の妨げの問題も発生してきており、引き続き自転車の駐輪場対策を実施する必要があります。

一方、近年は、これまでの車を中心とした道づくりから、歩行者が安全に歩くことができ、潤いを感じることもできる道路空間づくりが求められるようになってきました。そのため、都市計画道路の歩道部についても、歩行者・自転車などが安全に通行できる幅員の確保や道路整備に伴う修景に配慮した植樹帯の設置など、沿道の良好な景観づくりや安全な交通環境に配慮した道づくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

都市計画道路の歩車道分離や生活道路の危険な箇所へのカーブミラーの設置など、安全で快適な交通環境が整備され、安心・安全に人々が行き交っています。また、放置自転車がなくなり、救急車両が支障なく通行しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆都市計画道路における歩道整備率	%	53	2009 年度	59	65
都市計画道路の歩道整備済延長／整備計画延長(69,020m/24 路線/都市計画道路)。都市計画道路の整備を進めるとともに歩道整備を進めることで目標値を目指します。					
◆放置自転車数	台	346	2009 年度	250	150
16 箇所の駐輪場における放置自転車の数。交通指導員が毎週駐輪場の整理を実施することにより毎年 20 台ずつの減少を目指します。					
◆反射鏡設置	箇所	1,639	2009 年度	1,740	1,830
反射鏡の設置数。地元要望を調整しながら毎年 15 基程度の設置を目指します。					

●施策の展開方向

- ①交通安全事業の推進 交通安全施設などに関する住民の要望や事故多発危険箇所を把握し、事故防止対策を講じます。また、鉄道駅周辺の歩行者や車両の通行環境の向上を目指し、自転車駐輪場を整備し、安全確保に努めます。
- ②登下校時の安全確保 登下校の危険箇所には交通指導員やボランティアによる見守りを行い、小学生の登下校時の安全対策を充実します。
- ③都市計画道路の整備推進 都市計画道路犬山富士線、楽田線、富岡荒井線などの道路整備を推進することで、修景に配慮した植樹帯の設置などにより、潤いを感じることもできる歩道空間づくりに努めます。

●重点事業

★交通安全運動事業	交通事故を防止するため、反射鏡や通学路標識などの交通安全施設を整備するとともに、鉄道駅周辺の歩行者や車両の通行環境を向上するため、自転車駐輪場の整備を進めます。
-----------	--

3 防犯体制・環境の整備

施策 203

<防災安全課>

●現状・課題

社会構造の変化に伴い、犯罪も多様化しており、防犯活動も時代に即したものでなければなりません。本市は、警察と連携を図りながら、自助、共助を基本に、各町会長宅を防犯連絡所とする自主防犯組織、市内事業所などが加入している犬山防犯協会連合会、愛知県防犯協会連合会との協働のもと防犯活動を展開しています。活動内容は、犯罪の防止、青少年の健全な育成、暴力の追放キャンペーンなどの啓発活動を積極的に推進しています。

これらの活動により、刑法犯の発生件数は平成 15 年をピークに減少傾向にありますが、時代を背景とした自転車盗や車上ねらいは増加傾向にあります。

今後は、従来の防犯活動に加え、高齢者をターゲットとする新たな犯罪などの防止も課題となり、市民、行政、警察、学校、事業所などが連携し、地域が一体となって犯罪や非行のない安心・安全なまちづくりを推進することが求められてきます。

●目指す姿と目標指標

市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって、防犯活動を行い、誰もが安心して安全に暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆自主防犯パトロール団体数	団体	23 2009 年度	34	46
愛知県(地域安全課まちづくりグループ)の発表による自主防犯パトロール団体数。犬山警察署と連携して、毎年 2 団体程度の増加を目指します。				

●施策の展開方向

①**全市的な防犯運動の推進** 防犯対策には地域の「住民の目」が有効であり、共助の力を大きくするために、地域住民とのコミュニケーションをとり、組織力の強化と地域住民の協力を得て、青色回転灯を装備した自動車（青パト）で自主防犯パトロールを行うなどの防犯活動を推進します。また、防犯灯の設置などハード面からの安全対策の強化も推進します。

②**救済対策の充実** 犯罪被害者見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

●重点事業

★防犯活動事業	自助・共助の精神を基本に犯罪の少ないまちづくりを推進するため、警察・地域・行政が連携して行う防犯教室や地域住民の協力を得た自主防犯パトロールなどの防犯活動を実施します。
---------	--

防災

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 防災体制の充実
- 3 防災意識の高揚と防災組織の育成強化

1 災害に強いまちづくり

施策 211

<防災安全課・建設課・道路維持課・水道課・下水道課>

●現状・課題

近い将来、発生が予想される東海地震、東南海地震などの大規模地震に備え、市民の生命や財産を守るため、防災関係機関と連携し危険箇所の整備など、防災対策を進めてきました。また、小中学校や子ども未来園の耐震化、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修補助などの取組みも推進してきました。

しかし、昨今の地球環境の変化に伴い、これまで以上の防災体制の強化と対策が求められています。

今後は、予測のつかない災害に対し、被害を最小限に食い止め、迅速に対応できる災害に強いまちを目指すため、防災計画を整備し、市民や防災関係機関との連携を深め、自助・共助・公助の意識の向上を図る必要があります。

また、災害時に必要となる物資などを運搬する輸送路や避難場所まで安全に移動できる避難路を確保するため、都市計画道路のさらなる整備を推進するとともに、安全な避難場所の確保、被災者生活に密着した重要なライフラインである上下水道施設の耐震化などを推進していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

災害時でも緊急輸送路や安全な避難路、避難場所が確保され、多くの避難所において上下水道も使用できる災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆橋りょうの耐震率	%	87.0	2010 年度	100.0	100.0
平成6年度実施の橋りょう点検及び平成8年度実施の道路防災点検に基づき耐震対策が必要な橋りょうに対する整備割合。耐震整備が完了している橋りょう 34 基に対して、整備を必要とする残りの 4 つの橋りょうすべての整備を目指します。					
◆水道施設の耐震化率	%	0.0	2010 年度	17.0	25.0
耐震済主要水道施設／主要水道施設（12 施設）。2016 年目標の犬山配水場をはじめとした主要水道施設の耐震化を進め、目標年次の 2022 年においては耐震化率 25%の達成を目指します。					
◆下水道管きょ重要路線の耐震率	%	23.5	2009 年度	43.5	84.0
重要路線耐震延長/重要路線。市下水道地震対策基本計画に基づき、重要路線の耐震化率 84%の達成を目指します。					

イラスト・写真など

●施策の展開方向

- ①**都市施設の耐震化推進** 主要な道路の橋りょうや上下水道施設をはじめとする都市施設について、震災時においても安心・安全に利用できるよう耐震化を進めます。
- ②**都市計画道路の整備推進** 都市計画道路である犬山富士線（上野字大門交差点から扶桑町行政境）、楽田線（主要地方道春日井各務原線から市道富岡荒井・春日井犬山線交差点）、富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）の整備を推進します。

●重点事業

★橋りょう耐震補強事業	災害時などに安全な橋として耐震調査の結果対策が必要な道路橋の耐震補強工事を実施します。
★水道施設耐震化事業	災害時においても安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を実施します。
★下水道施設耐震化事業	重要な下水道施設の耐震化を図り（防災）、被害の最小化を図る（減災）を総合的な地震対策を実施します。



■**ライフライン** 生活の維持に必要な、電気・ガス・水道・電話・道路などの総称。

用語解説

2 防災体制の充実

施策 212

<防災安全課>

●現状・課題

身の回りに起こる災害には、地震やゲリラ豪雨のように被害が予測できないもの、台風や長雨などのあらかじめ雨量などが予測できるもの、インフルエンザのような感染症の流行が想定されます。

本市では、地震やゲリラ豪雨、台風や長雨などの対策に関しては、犬山市地域防災計画を策定し、各種の防災対策を計画的に実施し、防災体制の充実を図ってきました。総合防災訓練や土砂災害防災訓練の実施、災害時においては迅速な災害情報の発信や応急復旧活動など、市民の安心・安全の確保に努めてきました。

今後も、新たな避難所の指定、非常食などの防災備蓄品を継続的に確保することや、防災関係機関との連携を強化していくことが必要です。

また、インフルエンザなどの感染症対策に関しては、初動マニュアルを作成し、日頃から市民への情報提供に努めるなど、感染症の流行予防対策の推進が求められています。

●目指す姿と目標指標

災害時には、テレビ、ラジオ、携帯電話、ファックス、コミュニティFM放送、アマチュア無線、などのメディアを使用し、住民へ災害情報が迅速かつ的確に提供されています。また、住民が避難所へ避難した際には、隣接した防災倉庫から食料、毛布などが配給できるまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆防災倉庫の設置数	箇所	16	2009 年度	23	30
主に避難所、広域避難場所に隣接した防災倉庫の設置箇所数。毎年1箇所ずつ増加を目指します。					
◆防災備蓄食料数	食	15,000	2009 年度	19,000	22,500
市が備蓄する非常食（主食）の数。人口10%の3日分の非常食備蓄を目標に毎年500食ずつ増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**防災関係機関との連携した防災力の向上** 総合防災訓練や土砂災害防災訓練など、災害の特性や地域性に応じた防災訓練を市民と一体となって行うことにより防災力の向上を図ります。

また、企業や防災関係機関などと連携した防災体制の構築に努めます。

②**災害予防体制の充実** 避難路の確保をはじめ、新たな避難所の指定や飲料水や食料などの物資、資機材の備蓄、防災倉庫の整備・充実に努めるとともに、防災ボランティア組織や市民組織など関係団体との連携による災害予防体制の充実・強化を図ります。また、高齢者や障害者など災害時に特に支援を必要とする人の援護が地域一帯で行えるよう、支援体制を充実します。

③**情報の収集伝達体制の確立** 地震災害や風水害の状況及び避難などに関する情報を市民に迅速に提供できるよう、市のホームページからの情報発信や災害時緊急メール提供サービスの登録利用者の拡大、携帯電話やテレビ、ラジオなどを活用した防災情報の収集・伝達体制を確立します。

イラスト・写真など

●重点事業

★災害時要援護者 避難支援事業

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者が災害の被災者にならないように、地域と連携して援護を行うための避難支援計画を作成します。



用語解説

■初動マニュアル 災害は発生直後に対応すれば、被害拡大を最小限にとどめることができるため、災害発生の可能性が高い場合や災害発生直後のとるべき行動をまとめたもの。

●現状・課題

平成 21 年 4 月現在、市内の 315 の町内会の中で 270 の町内会において自主防災組織が設置され、設置率は約 86%となっています。非常時において迅速な応急復旧活動を行うためには、地域における自主防災組織による共助が不可欠です。

国の地震調査研究推進本部の発表によると今後 30 年以内に本市が震度 5 弱以上の強い揺れに見舞われる確率は低いとされていますが、揺れの強弱に関わりなく、家具の転倒防止など地震による被害を未然に防ぐための自助の取組みは必要です。

平常時から自主防災訓練を実施するとともに、防災備蓄品の拡充などを行うことで、さらなる防災意識や危機管理意識の高揚を目指し、自主防災組織の育成を図っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが高い防災意識と危機管理意識を持ち、日頃より自主防災組織が主体となって行う防災訓練などに積極的に参加しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆自主防災組織設立町内会数	町内会	270	2009 年度	280	290
市内全町内会のうち自主防災組織を設立している町内会数。毎年 2 箇所程度の増加を目指します。					
◆防災用倉庫設置補助団体数	団体	5	2009 年度	9	12
防災用倉庫設置補助金交付要綱に基づく防災用倉庫設置補助団体数。2 年に 1 箇所ずつの設置を目指します。					
◆家庭で災害への備えをしている市民の割合	%	39.5	2010 年度	50.0	60.0
市民意識調査で『家庭で防災グッズ（非常持ち出し品）の備えをしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①**防災意識の高揚と防災啓発** 総合防災訓練を毎年開催し、住民や防災関係機関との連携を推進することで、防災意識の高揚と防災啓発の向上に努めます。

②**自主防災組織の育成** 既設自主防災組織に対し、消防署員や防災担当職員のほか、防災リーダーが自主防災訓練において指導・協力を行うことで組織の育成強化を図るとともに、未設立の町内会には組織化を促進します。新設の際には、担架、ヘルメット、懐中電灯などの防災備蓄品の現物支給を行うほか、既存組織に対しては、防災用倉庫の設置助成を行い、自主防災力・地域防災力の向上に努めます。

③**総合防災マップによる危機管理意識の高揚** 地震、台風、洪水、土砂災害、豪雨などの様々な災害に対して市民が日頃から対応できるよう、災害への対策方法、避難場所や病院、さらには、災害時における危険箇所を示した総合防災マップを作成し、自助による危険管理意識の向上を図ります。

消防・救急

- 1 消防体制の整備・充実
- 2 予防対策の充実
- 3 ~~消防・救急・救助体制の充実~~

1 消防体制の整備・充実

施策 221

<消防庶務課>

●現状・課題

近年、災害などの緊急事案の様相が複雑かつ多様化する中で、発生する災害も昼夜を問わず多岐にわたる傾向が顕著になっています。

このような状況のもと、本市では本署、北出張所を拠点に市民が安心・安全に生活できるように、ソフト面においては地域防災力の要となる消防団員の確保を行い、ハード面では市南部方面の消防力強化を図るため、平成 23 年度に南出張所を開設させたほか、消防車両の購入、消防水利（防火水槽または消火栓）の設置などに取り組んできました。

今後は、災害時の防災拠点となる消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように老朽化した建物の整備を行うほか、現状では、県市町消防本部の平均値に達していない消防水利の設置を計画的に進めるとともに、既存の消防水利についても常時使用できる状態にしておく必要があります。

さらに、大規模な災害が発生した場合にも十分な消防活動を行うため、近隣市町との連携による消防広域体制の確立などの検討を行い、より一層の消防力の強化・充実を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

災害対策が強化され、災害時には、消防署と消防団が緊密に連携し、迅速かつ的確に活動をしています。大規模災害時には、近隣市町と連携し適切に対応ができるまちなっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆消防水利の充足率	%	77 2009 年度	83	87
現有消防水利数／基準数（消防水利の基準により算出した市街地に必要な消防水利数 670 基）。消防水利（防火水槽・消火栓）を年 5 基以上設置し、既存の消防水利についても、常時使用できるように維持管理、更新などを行います。愛知県市町消防本部の充足率の平均（平成 21 年度 83%）を早期に上回ることを目指します。				
◆消防団員の充足率	%	99 2009 年度	100	100
現有消防団員数／条例定数（168 人）。地域防災力の要となる消防団員を常に確保することを目指します。				

●施策の展開方向

①消防力の充実・強化 最新の装備を搭載した消防車両を計画的に購入します。さらに消防水利の充足率向上のため、防火水槽は、公園や公共施設の駐車場などに、消火栓は、水道部水道課と連携した設置を計画的に行い、既存の消防水利については、常に使用できるように維持管理に努めます。また、消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように、老朽化した消防施設については、建替えなども視野に入れた整備を図ります。

イラスト・写真など

- ②**消防団の充実・強化** 地域防災力の要となる消防団員の人員確保に務め、さらには、地域の消防・防災リーダーの担い手として市民の信頼に応えられる人材の育成を図ります。また、消防団施設の整備・充実及び消防団員の技能・知識向上を目的とした訓練・研修などを実施するなど消防団組織の強化に努めます。
- ③**消防広域体制の推進** 愛知県消防広域化推進計画に基づく消防広域化及びデジタル無線の共同化・通信指令施設の共同運用について、近隣市町との連携、協議を進め、大規模災害などの対応ができるよう消防広域体制の確立を図ります。

●重点事業

★消防自動車等購入事業	消防活動が円滑に行えるよう消防本部・消防団の消防自動車や救急自動車などを計画的に購入(新規・更新)します。
★消防水利整備事業	火災による被害を最小限に抑えるため、消防水利(防火水槽・消火栓)を計画的に整備します。

2 災害予防の充実

施策 222

<予防防災課、消防署>

●現状・課題

全国で発生する建物火災による死者数のうち、住宅火災によるものが9割を占め、その半数以上が65歳以上の高齢者で、原因の7割が逃げ遅れとなっています。本市の過去10年（平成13年から平成22年）における建物火災による死者（放火自殺者を除く）の発生状況は、火災件数8件に対し、死者は11名でありました。そのうち、7名（63.6%）は、逃げ遅れによるものであり、また、死者11名のうち、6名（54.5%）は、65歳以上の高齢者、10歳以下又は身体障害者などの身体弱者であり、全国と同様な傾向が見られています。

火災による被害者を抑制していくためには、住宅への火災警報器の設置の普及促進に加え、婦人消防クラブや少年消防クラブといった民間消防組織による効果的な啓発を図り、地域防災力を強化するとともに、防火管理者や防災管理者の養成、専門知識を有する予防技術資格取得者などの育成をしていく必要があります。

また、本市では、約86%の町内会で自主防災組織（270町内（平成22年4月現在））が設置され、消防署・防災担当職員や防災リーダーの指導による訓練を行っている組織もあります。

今後、地域の防災力をさらに向上させていくためには、地域の自主防災組織が創意工夫し、自主的な運営活動ができるように、行政と消防機関がその体制づくりをサポートしていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

災害の未然防止と被害を軽減するための予防対策が充実し、災害から市民生活の安全が確保されたまちになっています。また、自主防災組織が自主的に防災訓練などを実施し、地域に密着した防災組織として活動できるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆住宅用火災警報器設置普及率	%	85 2010年度	100	100
設置世帯／全世帯（平成20年6月条例義務化以降の設置普及率）。すべての一般住宅、併用住宅、共同住宅などに設置が義務づけられており、出火危険排除のため早期に100%を目指します。				
◆自主防災訓練指導実施率	%	14 2009年度	18	20
訓練実施数／自主防災組織。自主防災組織の20%での実施を目指します。				

●施策の展開方向

①**自主防火管理体制の強化** 火災などの災害を未然に防ぐため、予防技術資格取得者による防火対象物や危険物施設の査察を充実し、防火避難施設の点検の励行、防火・防災管理者や危険物保安監督者を中心に自主防火管理体制の強化を促進します。

②**防火意識の高揚と出火危険の排除** 住宅防火推進町内の防火指導及びアンケートによる住宅防火診断を実施するとともに、「住宅用火災警報器」の効果をPRすることで設置世帯の増加を図り、住宅火災による身体弱者などの死傷事故防止と、住民一人ひとりの火災予防の意識向上を図ります。また、平成5年から実施している住宅防火推進町内の設置を継続するとともに、市内全域での防火意識の高揚を図ることにより、出火危険の排除に努めます。

イラスト・写真など

- ③**市民・民間組織との連携による地域防災力の強化** 地域防災の担い手となる婦人消防クラブや少年消防クラブ、民間消防組織などと連携し、市民と一体となった初期消火体制の確立や地域防災における災害弱者の安全対策を図ります。また、専門知識の習得、訓練の実施などを通して、自主防災組織の一層の防火・防災意識の向上を図り、災害時の組織的な初動体制を確立します。

●重点事業

★住宅防火対策推進事業

住宅防火対策を推進するため、各種住宅での住宅用火災警報器設置の促進・啓蒙を行うほか、住宅防火推進町内の設置拡充（地区町内を一定期間指定して、集中して防火などに関係する指導を行い、地区の防火意識・知識の高揚を図る）や高齢者などの住宅防火診断によって、火災発生などの危険排除の助言指導を実施します。

3 救急・救助体制の充実

施策 223

<救急通信課、消防署>

●現状・課題

救急・救助出場時における人命救助には、専門知識や技能を有した救急隊員、救急救命士及び救助隊員が不可欠であることから、その養成を計画的に実施しています。今後も、救急救命士の行う特定行為の処置が拡大されるため、救急資器材の高度化とそれに対応できる人材の育成が必要です。

本市においても、傷病者の生命の危険が予想される場合や3階以上の建物で発生した救急事故等に対して、消防隊と連携して活動し、迅速・的確な処置や搬送ができるよう行っています。

また、近年の救助事案は、複雑・多様化しており、その対応策として都市型救助、交通救助などの新技術の導入や救助資機材の充実、救助隊員の知識・技術の強化を進める必要があります。

現在、突然の心停止に対応するため、公共施設や事業所などにAEDの設置が進められていますが、設置箇所の増加や消防車両への積載を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車している状態になっているなど、人材の確保と養成が進んでいるほか、救急・救助及び基幹病院、さらには防災・ドクターヘリコプター、DMAT(災害医療援助チーム)が連携し、専門性を活かした救急・救助体制が確立されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆運用救命士（消防署に配備され、現場に出場する救急救命士） 実際に救急車に搭乗する救急救命士の人数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車していることが可能となる数を目指します。	人	14 2009年度	18	20

●施策の展開方向

①救急・救助業務の高度化 高度救命処置及び高度救助技術の習得を図るため、救急救命士においては、一層の人員確保を図り、特定行為（薬剤投与・気管挿管）認定者の養成を、救助隊員においては、消防学校等関係機関で都市型救助、交通救助などの研修により専門的人材の養成を進めます。

また、メディカルコントロール協議会や病院などでの研修や救急搬送時の処置及び救助活動に関する検証などを基に、救急・救助技術レベルの向上に努めます。

加えて、救急車両などへのAED搭載を積極的に進めます。

②応急手当の指導・啓発 救急車適正利用のあり方について、市民に対する周知・啓発を行うとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、定期的に実施している上級・普通救命講習や応急手当講習会、公民館などでの地域住民に対する随時講習会及び学校の授業としての救急講習会を積極的に行います。

イラスト・写真など

●重点事業

★救急救命士の育成事業	救急救命士の新規養成に併せて、現任の救急救命士を再教育し、高度救命処置（薬剤投与、気管挿管）の認定を取得させます。
★救命講習・応急手当講習の普及事業	突然のケガや病気が発生した場合、そばに居合わせた人が積極的に救命処置や応急手当ができるよう講習会を開催します。



用語解説

- ドクターヘリコプター 医師、看護師がヘリコプターに搭乗して救急現場などに向かい、現場での救急医療、必要に応じて医療機関への搬送を行う。病院間の搬送も行う。本市では、毎年 10 件程度要請している。
- DMAT（災害医療援助チーム） 医師、看護師などで構成され、大災害・事故現場に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。愛知県は、平成 20 年に、県内 12 医療機関と協定締結。
- メディカルコントロール協議会 医学的観点から救急隊員が行う応急処置などの質を保証する機関

宣言 7

環境と調和したまちをつくります

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取組みを進めます。



自然環境

- 1 自然環境の保全と活用
- 2 里山文化の育成

1 自然環境の保全と活用

施策 231

<公園緑地課、農林治水課>

●現状・課題

市域の 6 割を占める東部の丘陵地帯は、自然公園法による国定公園や森林法による保安林指定などの法制度による規制に加え、国有林や大学林としての公的な監視により乱開発が防がれてきました。これらの自然資源は、本市の貴重な財産であり、市民の誇りとなっています。この豊かな自然を保全し、共有の財産として次世代に引き継いでいくため、自然を活かした健康づくりの場としての機能も含めて、将来的な利活用を検討していく必要があります。

市民一人ひとりがその大切さや尊さを正しく認識するとともに、行政と市民による適正な役割分担を進める中で、人と自然が調和した豊かな自然環境を保全していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市の自然の実態と利活用に関する方針が明らかにされ、豊かな自然が健全な状態に保たれています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆自然環境が、大切に保全されていると感じている市民割合 市民意識調査で『犬山市の自然環境は、大切に保全されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	62.9	2010 年度	65.9	68.9
◆外来魚駆除実施 外来魚駆除事業を実施した回数。実施回数の上昇を目指します。	回	1	2009 年度	2	3

●施策の展開方向

①里山の実態の把握 犬山里山学センターを拠点として、NPO や市民ボランティアが協働して里山の樹木相や健康度、里山に生きる希少な動植物の系統的な実態調査を行います。

②希少動植物の保護の推進 希少な動植物を、次世代へ引き継ぐ自然資産として積極的に保護します。定期的な外来魚駆除や絶滅危惧種であるウシモツゴなどの在来種の保護・増殖などの取組みを進めます。

③自然環境の活用 豊かな自然環境の保全に留意しながら、環境学習の場として、また、自然散策、遊歩道ウォーキング、エコツーリズムなどの観光・レクリエーション・健康づくりの場として、積極的に活用します。

●重点事業

★外来魚駆除事業

ため池での外来魚の駆除を行うことにより、従来の生態系を取り戻し後世につなげます。



用語解説

■エコツーリズム 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくこと目指していく仕組み。

2 里山文化の育成

施策 232

<公園緑地課>

●現状・課題

本市の緑豊かな丘陵地は、古くから地域の暮らしの中に薪炭や農業生産の場として利用され、その中で多様な生き物も育まれてきました。しかし江戸時代後期から戦後まもなくまでは一面のはげ山となり、洪水と干ばつが繰り返されていました。そこで、地元住民と国や東京大学が協力して植林を行って管理してきた結果、現在の緑豊かな姿となっています。このように地域で育まれてきた里山の保全と、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で示された「SATOYAMAイニシアティブ」が目指す里山文化の育成に取り組んでいます。拠点となる犬山里山学センターでは、環境ボランティアの育成と環境教育の普及を行い、ボランティアによる里山保全活動も行っています。

今後も、犬山里山学センターを中心として、里山文化の保全・創造に向けた活動の一層の拡大と活動内容の充実が求められています。

●目指す姿と目標指標

市民・行政・NPO（特定非営利活動組織）・企業が協働した維持管理体制により、市民が直接ふれあえる里山が守られています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆環境学習・人材育成講座などの開催	回	34 2010年度	40	52

環境学習や人材育成講座の実施回数。週1回の学習講座などの実施を目指します。

●施策の展開方向

- ①里山学センターの機能充実 市民が自然を身近に感じ、動植物の健全な生態系の維持により豊かな環境が保たれていることを実感できるような学習・展示機能を充実させることにより利用者の拡大を図ります。
- ②自然資源のネットワーク化 木曽川、東部丘陵、入鹿池などの自然環境と地域に点在する歴史・文化資源をつなぐ散策道を整備し、自然資源のネットワーク化を進めます。
- ③里山を守る市民活動の活性化 環境フェアや里山自然学校を通して、子どもからお年寄りまで幅広い市民に対して、里山の自然への理解を深めるとともに、自然環境の保全に自主的に取り組むボランティアの育成に努め、市民と協働による環境保全の取組みを推進します。また、学校などへの出前講座により、子どもたちの環境意識を高めるとともに、子どもを中心とした自主的な環境保全活動を支援します。

●重点事業

★里山保全活動・活性化事業	先人が育ててきた里山という自然の重要性を理解し、自らの財産として守っていく市民活動を支援します。
---------------	--



用語解説

■SATOYAMAイニシアティブ 国連大学高等研究所と環境省によって推進される試みで、COP10の場で提案され、日本の里山をモデルに人と自然の共生を目指す国際組織が設立された。古来から受け継がれてきた農業と天然資源の持続的な管理により地域の生態系の恩恵を引き出してきた日本の里山文化を国際的な生物多様性保全活動の中に取り込んでいこうという考え。

■NPO Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

公園緑地・緑化

- 1 公園の整備・管理
- 2 水と緑のネットワークの形成
- 3 緑の創造と緑化の推進

1 公園の整備・管理

施策 241

<建設課・公園緑地課>

●現状・課題

公園は、潤いある地域コミュニティや市民の健康維持、身近な自然とのふれあいの増進などの役割を担うものであり、本市においても、都市公園・緑地のほか、地域の子どもたちの身近な遊び場としてのちびっこ広場などが整備されています。

しかし、多くは宅地開発に伴って整備された小規模で画一化された街区公園であることに加えて、鎮守の森や丘陵地の豊かな自然空間自身が地域の憩いの場所として位置づけられてきたこともあり、本市の1人あたりの都市公園面積 4.9 m²/人は、県平均の 7.16 m²/人に比べ、低い水準にあります。

少子高齢化の進行や健康意識の高まりなどの中で、市民がゆとりを持って生活していくための憩いの場となる公園を整備していくことが一層求められています。

今後、遊具など公園施設の老朽化に伴い、不良箇所が増加が予測されますので、利用者の安全確保を図るためには、定期的に点検を行い、計画的な修繕や改修を行っていく必要があります。併せて、健康増進のための遊具の見直しなど地域の実状や市民のニーズを視野に入れた計画的な施設の更新が重要となり、特に、犬山ひばりヶ丘公園など利用者が多い公園は、広域的な利用も視野に入れた魅力ある公園としての整備が求められています。

●目指す姿と目標指標

自治会長や町会長を中心とした地域役員との連携により、清潔で魅力ある公園としての維持管理が行われ、高齢者には生活のゆとりと憩いの場として、児童などには健全に活動・運動のできる場として、また、災害時には避難場所として利用されています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆新しく整備する公園の数	箇所	0	2008 年度	3	5
市内に新しく整備する公園の数。新しく公園を 5 箇所整備することを目指します。					
◆点検による遊具などの修繕率	%	70.0	2010 年度	100	100
前年度の点検における修繕が必要と判断される遊具の修繕率。安全に安心して遊具を利用できるよう修繕率 100%を目指します。					

●施策の展開方向

①**公園の整備推進** 五条川ウォーキングトレイル事業に合わせた休憩などの中継場所として、また、各地区における潤いや憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、計画的に地区公園などの整備を推進します。また、木曽川犬山緑地については、国に対して木曽川上流域公園整備促進期成同盟会などを通じて国営木曽三川公園としての新たな整備を要望していくとともに、木曽川沿いの他市町緑地への広域的なネットワークの形成を図り、緑地の利活用に努めます。

②**市民協働の維持管理** 街区公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行うことを通じて、住民の公園に対する愛着を高めます。また、地域と行政が連携しながら、維持管理ができる連絡体制を確立します。

イラスト・写真など

③安全で利用しやすい公園づくり 都市公園として指定された公園施設については、公園長寿命化計画や更新計画を策定し、老朽化に対する安全対策や適切な維持補修を計画的に実施し、安全で利用しやすい公園管理を推進します。

●重点事業

★公園施設長寿命化計画事業	公園内の施設を安全に利用ができるよう長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行います。
----------------------	---

2 水と緑のネットワークの形成

施策 242

<公園緑地課・建設課>

●現状・課題

近年、市民の健康意識が高まり、身近な場所で自ら健康づくりを行う市民も増えてきており、ネットワーク化された遊歩道など、歩行者空間の整備が求められています。

本市においては、市民生活に潤いをもたらす水辺や森林などの自然資源として東部に広がる丘陵地や木曽川、五条川、新郷瀬川といった自然によって結ばれる軸と、犬山城・入鹿池・木曽川・犬山緑地・犬山ひばりヶ丘公園などの拠点施設があります。これらの軸や拠点をネットワーク化するため、平成 19 年度に歩行者ネットワーク構想『犬山さくらねっと・うおーく』を策定しました。構想に基づき、犬山市西古券地内の尾張広域緑道整備や五条川左岸の堤防を利用した遊歩道整備が順次完了する予定です。

一方で、自然歩道は急な階段や斜路も多く、さらに、降雨や車両の通行によるわだちや路面崩壊、雑草木の繁茂などもあり、歩行者が安全に利用できる状況にはない箇所もあります。

今後は、歩行者ネットワーク構想に基づいた新たなルート整備に向けて、土地所有者や河川、道路などの管理者との調整を行い、東海自然歩道や尾張広域緑道、河川敷の整備などを円滑に実施し、ネットワークの形成を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

緑道・自然歩道・河川などによるネットワークが形成され、市民が生活スタイルに合わせて水辺や緑の中で心の潤いを実感しながら、緑道や遊歩道を歩くことができるまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0	2009 年度	100.0	100.0
ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道 2.82km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。					
◆緑道整備率（犬山地内）	%	78.0	2009 年度	100.0	100.0
犬山地内の緑道（尾張広域緑道 2.82km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長のすべての整備完了を目指します。					

●施策の展開方向

①河川堤防を利用した遊歩道の整備 新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防や半ノ木川、新郷瀬川などの河川堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。

②拠点緑の保全・育成 拠点的な公園の緑や河川敷などの桜並木や樹木の緑を保全するため、桜・モミジの植樹や剪定、また、市民組織による保全体制の整備などを実施するさくらねっと・うおーく事業を推進し、適切な維持管理を進めます。

●重点事業

★さくらねっとう
おーく事業 豊かな自然を健全な状態にし活用を図るため、市の花でもある桜の維持管理、植樹、樹木診断を市民組織と協働して計画的に行います。

3 緑の創造と緑化の推進

施策 243

<公園緑地課・都市計画建築課・道路維持課・建設課>

●現状・課題

緑は環境保全や災害防止機能など多くの公益的機能を有しており、市街地の緑の整備・保存には、街路樹を充実させることが効果的です。

しかし、植樹されてから長い期間が経過していることに加えて、街路という厳しい生育環境の中で病害虫に侵されたりして、倒れやすくなっている街路樹も増えています。

また、市街地では冬季の落葉樹による落ち葉の問題や樹木をすみ家とする野鳥の糞や羽毛などの苦情も増えています。

市街地調整区域の住宅団地などにおいては、地区計画を活用し、周辺自然環境と調和した良好な住環境を保全していくため、生け垣や在来種など地域の自然環境に配慮した植栽を誘導し、緑化推進に努めています。また、楽田工業団地などの大規模な工業地においては造成当時から緑地協定が結ばれ、良好な環境整備が進められてきました。しかし、既成市街地においては緑地協定を結ぶことは難しく、緑化推進が進んでいない状況です。

そのため、街路樹の適切な更新を計画的に進めていくとともに、市民一人ひとりの緑化に対する理解を深め、公空間・私空間を合わせて、緑化を推進していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

道路や河川、公園などの公共施設においては、豊かで健全な緑が創出され、潤いと憩いが感じられる快適な生活環境と緑の空間が創り出されています。また、民有地についても市民の緑化意識が高まり、市内各地で緑を感じることでできるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆民有地緑化の推進 あいち森と緑づくり補助事業に基づいて緑化などがされた民地の件数。新たな施策の展開により年1箇所の拡大を目指します。	件	0 2009 年度	6	12

●施策の展開方向

①街路樹の整備・保全 市街地における快適な生活環境と緑の空間の確保のため、既存の街路樹の実態把握を行い、地域の特性に応じた緑の整備・保全を推進します。

②民有地の緑化推進 森と緑が有する環境保全や災害防止などの公益的機能の維持増進のために導入されたあいち森と緑づくり税により設立された基金を活用した、あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化を広報などで PR し、住民の協力を得て進めていきます。また、新規に住宅団地や工業団地の整備にあたって、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化推進を図ります。



用語解説

■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

■緑地協定 都市緑地法に定められた制度で、住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。

環境衛生

- 1 環境の保全と美化
- 2 地球環境対策
- 3 公害対策の推進
- 4 し尿・生活排水の適正処理

1 環境の保全と美化

施策 251

<ごみ減量推進課・道路維持課>

●現状・課題

本市では、散乱するごみの問題に対して、環境パトロール員による市内巡回や監視カメラによる不法投棄の監視、不法投棄抑制看板の設置などにより、生活環境の保全を図ってきました。

しかし、空き缶などのポイ捨てをはじめ、粗大ごみや家電4品目などの不法投棄は依然として多い状況です。

そのため、自ら出したごみについては、自らが責任を持って、決まった方法により排出するといった、ごみの排出についてのモラルの向上を促していく必要があります。

近年、環境に対する意識が高まる中、町内会や子ども会、ボランティアグループによる清掃活動、アダプトプログラムによる道路美化が活発に行われており、今後も市民と協働したきれいなまちづくりを進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

環境に対する市民意識が向上し、ごみの不法投棄が少なくなり、より多くの市民が身近な道路をはじめとした公共空間を管理する、快適なまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆クリーンタウン犬山推進事業の参加者	人	17,990	2009 年度	18,550	19,000
地域などの美化活動への参加延べ人数。現状値に対して年間 80 人の上昇を目指します。					
◆アダプトプログラムの参加者	人	1,630	2009 年度	2,400	3,060
清掃活動への参加延べ人数。現状値に対して年間 110 人程度の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①不法投棄の発生抑制 監視カメラの設置や環境パトロールを通じて、不法投棄の発生抑制、早期発見に努めます。中でも、不法投棄多発地区において不法投棄発生状況を分析し、最適な抑制及び監視体制を整え、町会長やクリーンキーパー、郵便配達員、タクシードライバーなどからの不法投棄発見通報に対して、迅速な対応対応を実施していきます。また、家電リサイクル法に基づいた処理方法や適正なごみ処理方法について、広報や市のホームページ、チラシの作成などを通じ普及啓発を推進します。

②地域力を活かした生活環境の保全 クリーンタウン犬山推進事業としてボランティアによる清掃活動など地域の美化活動を支援し、また、地域住民によるアダプトプログラムによって身近な道路の美化活動や維持管理などを進めるなど、地域力を活かした生活環境の保全を推進します。



用語解説

■アダプトプログラム 親が子どもを大切にするように“まち”の世話をする制度。アダプト (ADOPT) とは、養子にすることの意味。

■犬山クリーンタウン推進事業 市民などが行う自主的な地域環境美化活動を認定し、活動の奨励と必要な支援を行う事業。

2 地球環境保全の対策

施策 252

<公園緑地課・学校教育課>

●現状・課題

本市は、これまで地球環境問題に対する市民の意識を高めていくため、地球温暖化をテーマとしたイベント、環境学習出前講座、環境フェアなどの様々な機会を通じて多くの市民に対して環境意識の向上に向けた啓発を行ってきました。

しかし、生活実態の違いなどにより、市民や事業者における環境への意識や関心には違いがあるため、今後は、さらに市民ボランティアと連携した環境教育システムを充実させ、広く市民に啓発を行っていくとともに、身近な生活の中での温暖化対策を進めていく必要があります。

また、犬山市地球温暖化対策実行計画に基づく、市庁舎における地球温暖化対策の取組みを推進し、CO₂の排出削減目標の達成に向けた取組みを一層推進していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

地球温暖化をはじめとした地球環境に対する市民一人ひとりの意識が向上し、地球環境問題を地域の課題としてとらえ、市民が課題の解決に対して自主的に取り組み、地球環境にやさしい快適なまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆環境フェアなどの地球環境に関するイベントに参加した市民	人	500 2009 年度	650	800
地球環境に係る催事への参加延べ人数。環境フェアに加え、市民ボランティアなどとの協働による啓発講座を開設し、現状値に対して年間 25 人の上昇を目指します。				

●施策の展開方向

①**地球環境問題の意識向上** 環境フェアなどのイベントや講座を通じて市民の地球環境問題に対する意識の向上を図ります。また、あいち森と緑づくり事業などを活用した市民による植樹活動や公共施設・家庭・事業所などでの緑のカーテンの設置など、家庭における省エネ対策や環境負荷の軽減に向けた取組みを促進するとともに、企業やボランティア団体などとの協働による取組みができる体制づくりを推進します。

②**地球温暖化対策地域推進計画の検討** 地球温暖化対策をより実効あるものにするため、行政だけでなく市民や事業者も含めた全市が一体となった取組みを推進し、地域推進計画の策定を検討します。また、環境学習のメニュー化を図り、地球温暖化対策推進員などの市民ボランティアと協働した環境教育システムの充実を図ります。

③**太陽光発電システムの推進** 地球温暖化防止を目的とした住宅用太陽光発電システム設置費補助事業や小中学校への太陽光発電設備の設置を推進します。

●重点事業

★環境イベント・講座開催事業	市民や事業者の地球環境に対する意識の向上を図り、地球温暖化対策を進めるため、各種の環境イベントや出前講座などを実施します。
----------------	---

3 公害対策の推進

施策 253

<公園緑地課>

●現状・課題

本市では、市内の主要な工場・事業所と公害防止協定を締結し、公害の事前防止に努めています。
また、市内の河川、道路などで環境測定を実施し、監視に努めるほか、公害苦情に対しては、聞取調査、現地調査など原因調査を実施し、公害の除去、解決を図っています。

今後も引き続き、主要な大手事業所との公害防止協定の締結を進めるとともに、地域ごとに騒音・振動・水質などの環境項目について、継続的に調査を実施し、市民が快適に暮らせる環境を守るための監視体制を充実させることが求められています。

●目指す姿と目標指標

事業所の公害対策が充実し、主要箇所での水質・騒音調査が定期的に行われており、市民が安心して生活できる環境が保たれています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
		2016 年度	2022 年度	2016 年度	2022 年度
◆公害防止協定の締結事業所数 公害防止協定を締結した事業所数。新たな工業立地への事業者との締結を行うとともに、水質などへの影響が指摘されている事業所との協定締結に向けた協議を進めることにより、締結事業所数の増加を目指します。	事業所	22	2010 年度	23	28
◆環境調査結果で基準を満たしている割合 主要河川水質調査、主要道路交通騒音調査の調査結果に基づく環境基準を満たしている箇所の割合。全ての箇所で環境基準を達成することを目指します。	率	90	2009 年度	95	100
◆公害苦情申し立て件数 公害苦情に対する申し立て件数。近年、近隣での生活騒音などの苦情が増加傾向にあり、今後、工業団地造成実現後に事業所が増加することなども勘案した上で、現状に対して年間 1 件の減少を目指します。	件	64	2009 年度	58	52

●施策の展開方向

- ①発生源対策の推進 道路交通騒音や主要河川などの水質、底質の分析調査をはじめとする環境調査を実施することにより、環境基準を満たしていない地点を明確にし、愛知県との連携を図りながら発生源対策を推進します。
- ②協定推進と内容の充実 工業団地に参入する事業所をはじめとする大手事業所と公害防止協定を締結するとともに、過去に締結した事業所についても定期的に内容を見直します。
- ③公害監視体制整備と意識の高揚 市民ボランティアと協働した身近な環境の監視体制を整えるとともに、市民生活に起因する公害苦情や近隣苦情の防止について啓発に努めます。



■公害防止協定 公害防止の手法として自治体または、住民と企業との間で締結される協定。法令による規制基準を補完し、地域に応じた公害防止のための目標値を設定して、定期的な公表などを行っているもの。

4 し尿・生活排水の適正処理

施策 254

<ごみ減量推進課>

●現状・課題

河川や海の汚染原因の一つは、生活雑排水であるといわれていますが、浄化槽のうち、平成 12 年まで製造されていた単独浄化槽は、生活雑排水を処理しない構造になっていたため水環境に影響を及ぼす要因の 1 つとなっています。

この単独浄化槽の新規設置は既に禁止されていますが、今後は、既設の単独浄化槽から、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる合併浄化槽への切替えを一層推進していく必要があります。

設置された浄化槽についても、定期的な点検や清掃を適切に実施していないことにより、浄化槽の機能低下による悪臭などの問題を引き起こす恐れがあるため、浄化槽の適正な維持管理について、市民への周知・徹底を図っていく必要があります。

また、公共下水道計画区域では、平成元年 10 月に供用を開始して以降、五条川左岸処理区の市街化区域から順次整備を進めており、整備完了区域では、各世帯への接続促進を図っています。

今後は、住宅が密集する五条川右岸処理区の污水管きよの早期整備を進めていく必要がありますが、その一方で、計画区域外については、合併浄化槽の普及と浄化槽の適正な管理を推進しています。

●目指す姿と目標指標

公共下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置が進み、浄化槽管理者は責任を持って維持管理を実施しており、悪臭がなく、河川や海にも汚れた水が流れ込まない、きれいな水環境が保たれています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆合併浄化槽の普及率	%	21.7 2009 年度	25.0	27.5
下水道接続以外の合併処理浄化槽の設置割合（合併浄化槽設置基数／（汲み取り戸数＋単独基数＋合併基数）×100）。下水道接続以外の区域において、合併浄化槽の占める割合をし尿処理全体の 1／4 以上を目標とし、年間約 0.5% の上昇を目指します。				

●施策の展開方向

①**水環境の保全** 浄化槽からの排水先となっている側溝の掃除について、土のう袋を支給し清掃後の回収など地域の清掃活動を引き続き支援します。また、川や海の汚れの原因が生活雑排水であることを再認識できるよう、効果的な PR と意識改革に取り組みます。

②**浄化槽の適切な維持管理の推進** ホームページや広報を有効活用し、浄化槽の維持管理の重要性を啓発します。10 月 1 日の「浄化槽の日」に合わせて特集チラシを作成し、周知・徹底を図っていきます。

③**浄化槽設置補助制度の周知** 単独浄化槽の撤去工事に対する補助など制度の見直しの検討も含めて、合併浄化槽への切替え工事に対する補助制度を充実するとともに、利用率の向上に向けて制度の周知を図ります。

循環型社会

- 1 ごみの適正処理
- 2 ごみの減量化とリサイクル

1 ごみの適正処理

施策 261

<ごみ減量推進課>

●現状・課題

昭和 58 年に稼働を開始した本市のごみ処理施設である都市美化センターは、その老朽化に伴い、平成 18 年度から大規模補修工事を実施し、ごみの安定的な処理ができるように、施設の適正な管理を行っています。

しかし、大規模補修工事は老朽化問題を根本的に解決するものではなく、新施設の建設には長期の年数が必要になることも考慮して、早急に将来の方向性を確定していく必要があります。

本市では、これまで単独でごみ処理施設の運営を行ってきましたが、新たなごみ処理施設建設を検討する上では、ごみ処理の効率化や建設費用や維持管理費用などの財政的な側面などから、複数の自治体が協力して事業実施をすることが有効な方法です。これまでも国からの施設整備に関する指針や県のごみ焼却処理広域化計画においてブロック区割（犬山市を含む 4 市 2 町）が決められています。

現在は、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で一つのブロックを形成し、共同で事業推進に取り組んでおり、今後も着実に事業を継続していく必要があります。

また、事業系ごみについても、適正処理を促していくため、関係機関と連携し、その周知に努めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

エネルギー循環型の施設が隣接する広域処理施設で、適正かつ合理的にごみが処理されており、環境に配慮したまちとなっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆ごみ処理による熱エネルギー回収率	%	0.0 2010 年度	0.0	10.0
ごみの焼却により供給する熱量に対する有効利用される熱量の割合。2018 年度の新ごみ処理施設の供用開始以降、毎年度 10%以上の回収率を目指します。				

●施策の展開方向

- ①新ごみ処理施設の整備推進 新ごみ処理施設の建設に向け、尾張北部地域の 2 市 2 町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が共同で事業推進に取り組めます。
- ②現有施設の包括的管理運営 都市美化センターの運転管理を民間企業に包括的管理委託することで、工事に係る費用や薬品、光熱水費などの用役費の削減と安定した施設の運転管理の実現に取り組めます。また、管理委託の業務についてモニタリングしながら健全な運転業務を監視していきます。
- ③事業者への普及啓発 事業系一般ごみに関するパンフレットを作成し、市内事業者に配布することにより適正な処理を促すとともに、商工会議所などの関連機関と連携し、周知・徹底に取り組めます。

●重点事業

★尾張北部地域ごみ焼却処理広域化事業	ごみ質の均一化による安定した燃焼で、ダイオキシン類の排出削減、ごみ焼却施設の集約化によるごみ発電などの余熱利用、広域的なごみ処理における公共事業のコスト削減を図るため、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）が一つのブロックとなって、ごみ処理事業に取り組めます。
--------------------	---

2 ごみの減量化とリサイクル

施策 262

<ごみ減量推進課>

●現状・課題

本市のごみの中で最も多いごみは、家庭から排出される可燃ごみとなっており、その量は平成 20 年度で 12,685t にのぼり、全体のゴミ収集量の約 52%を占めています。

このような中、本市では、昭和 53 年度以降、分別収集を実施し、平成 17 年度からは 18 分別による収集を実施し、ごみの減量とリサイクルを推進しています。平成 21 年度には、ごみ減量とリサイクルの促進、ごみ処理費用負担の公平性のため、家庭系可燃ごみの指定ごみ袋制度を導入しています。

また、家庭から出る剪定樹木は、可燃ごみとして焼却処分するのではなく、チップ化し、堆肥やマルチング材として有効活用するよう家庭用樹木粉碎機の貸出を実施しており、都市美化センターに搬入される剪定樹木についても、チップ化事業として委託し、可燃ごみの減量と樹木のリサイクルをしています。

しかしながら、家庭から排出される可燃ごみについては、資源物が混入するなど分別が徹底されずに処理されている状況であり、今後も、市民のごみ問題に対する意識の向上とともに分別リサイクルについて市民への啓発を積極的に行い、ごみ分別の習慣づけを徹底し、ごみの減量化、資源のリサイクルを一層推進していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりの環境意識が高まり、ごみの適正な分別が行われ、排出量が少なくなるとともに、ごみ総排出量中の資源物としての回収量の割合が増加しリサイクルが進んでいます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆市民 1 人あたりの家庭系可燃ごみ排出量	kg	163	2009 年度	157	153
人口あたりの都市美化センターに搬入される可燃ごみの量。県内で 1 人あたりのごみ量が犬山市より少ない自治体の平均値（犬山市の約 93%の量）[県の廃棄物処理事業実態調査 2009 年実績より算出]を目標とし年間 800 g の減量を目指します。					
◆資源物のリサイクル率	%	26.0	2008 年度	29.0	32.0
ごみ総排出量中の資源物としての回収量の割合（県の廃棄物処理事業実態調査に基づく数値）。リサイクル率をごみ総排出量の 30%以上を目標とし、毎年 2%の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①ごみ問題への理解の向上 市民が自発的にごみの減量に向けて行動するよう、出前講座の実施、広報やホームページの有効活用、わかりやすいチラシの作成・配布などにより、ごみの諸問題に関して様々な情報発信をするとともに、分別方法の周知・徹底を図ります。
- ②リサイクル事情の周知徹底 リサイクルの現状を分かりやすく周知するため、企業に協力を得て、リサイクル工場の施設見学を取り入れた市民講座を開催します。
- ③ごみの減量化とリサイクルの推進 市民に対する剪定樹木粉碎機貸出、剪定樹木のチップ化事業や生ゴミ堆肥への補助事業を継続し、減量とリサイクルに結び付く施策を検討し、市民と協働して取り組める体制づくりを推進します。

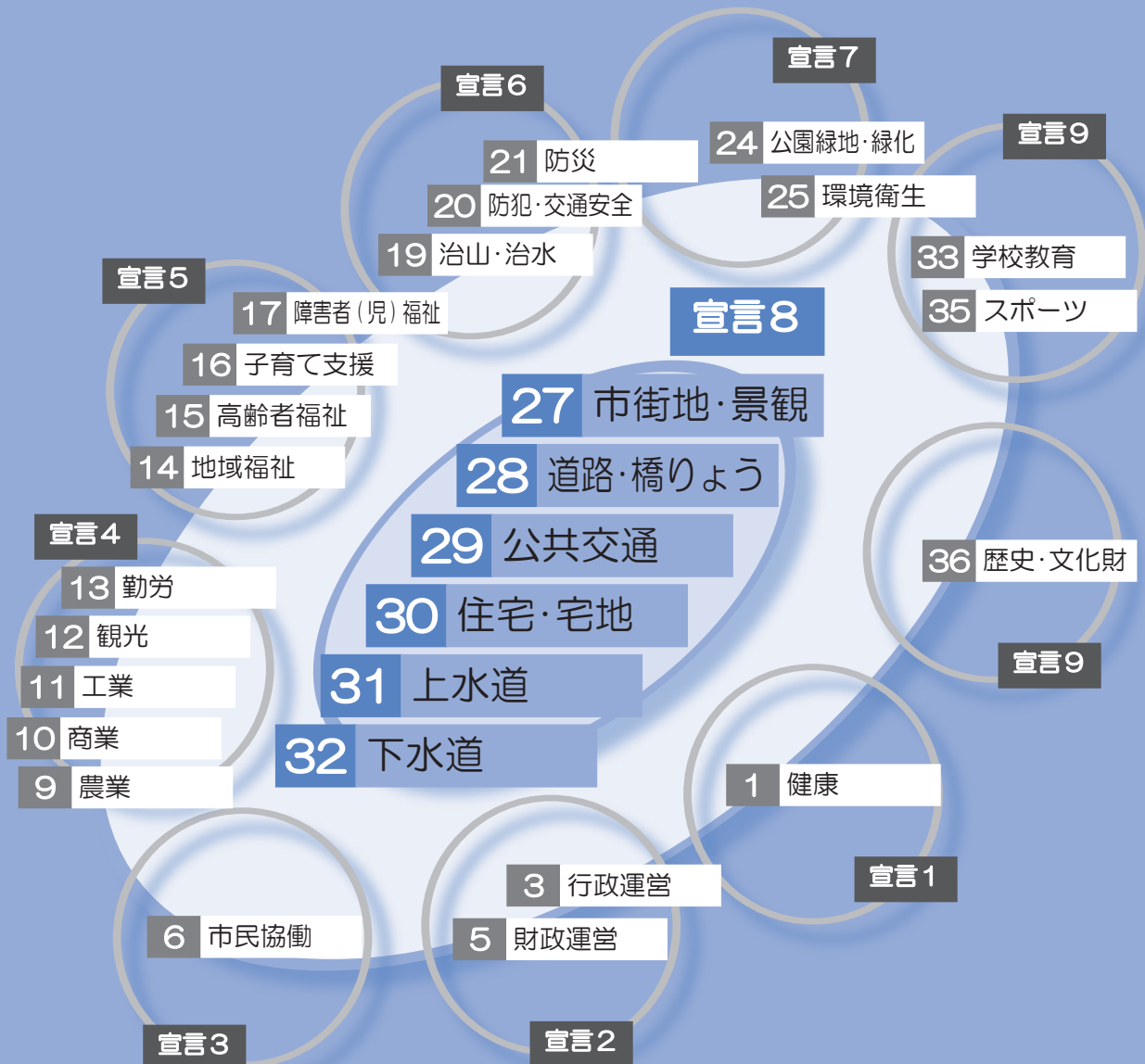


■マルチング材 雑草の防除、地温の安定、病虫害の発生抑制などを目的に、植物の周囲や遊歩道などに敷設する土壌被覆材。

宣言 8

快適な暮らしを支える都市基盤を整えます

生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。



市街地・景観

- 1 駅周辺地区の整備
- 2 市街地の整備
- 3 地域特性を活かした景観づくり

1 駅周辺地区の整備

施策 271

<都市計画建築課・商工企業振興課・歴史まちづくり課・建設課>

●現状・課題

本市においても、車社会の進展や郊外型大型店舗の出店などにより、駅周辺の既存の商店街では、一時の賑わいが失われつつあります。こうしたことから、鉄道駅周辺は、今後とも地域の拠点として地域交通の利便性の向上を図るなど効果的な整備を進めていくことが求められています。

近年では、犬山駅改札口からホーム及び駅西口から駅連絡通路へのエレベーターを、犬山遊園駅西口に公衆トイレを設置したほか、楽田駅では駅前広場整備に着手するなど各種整備を実施していますが、今後一層、駅を核とした魅力あるまちづくりを進めるためには、市民と協同でまちの活性化を図り、にぎわい創出に組む必要があります。

中でも、城下町を含む犬山駅西地区は、市の玄関口として犬山祭や犬山城のほか登録有形文化財など歴史的資源が数多く残り、今後も歴史的なまちなみを保全することが必要です。

また、城下町地区の最寄り駅である犬山駅や犬山口駅から城下町に至る動線には来訪者などが安全に行き交うことのできる歩道や案内看板が統一されていないなど設備面が不十分な箇所もあるため、地域住民と合意形成を図りながら、来訪者を迎え入れるための適切な動線確保や誘導対策が求められています。

さらに、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅周辺においても、駅周辺地区の活性化や市民の利便性の向上、歩行者などの安全確保に向け、住民との協働による整備を進める必要があります。

●目指す姿と目標指標

各駅が地域特性を活かした拠点施設としての機能を十分に発揮した利便性の高い駅となり、活力とにぎわいあふれる地域となっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆駅前広場の整備箇所数	箇所	2 2008 年度	4	5
駅前広場が整備されている箇所数（市内駅数 7 箇所）。整備箇所の拡大を目指します。				

●施策の展開方向

- ①駅周辺の魅力づくり 商業地をにぎわいの核とするために、商業機能の充実を図るとともに、地域住民との協働によりまちづくりの課題などを検討しながら、生活拠点として市民交流の場や生活サービス提供の場の導入を進め、駅周辺の魅力づくりに取り組みます。
- ②来訪者に対応した駅周辺の整備推進 駅前通りの歩道整備や犬山駅、犬山口駅から城下町、犬山城への道路上の案内看板の整備など、来訪者を意識した駅周辺の整備を進めます。
- ③駅前広場及び駅周辺の整備推進 楽田駅や羽黒駅などにおいて、駅前広場の整備や周辺の基盤整備を推進します。楽田駅については、広場、道路、歩道、駐輪場、調整池、修景施設などの整備ならびに新しい改札口を設置し、広場整備に伴う周辺道路の新設なども推進します。

2 市街地の整備

施策 272

<都市計画建築課・商工企業振興課・建設課・道路維持課>

●現状・課題

本市の市街化区域は、住居系用途地域が約 66%、商業系用途地域が約 11%、工業系用途地域が約 23%の割合となっています。市街化区域における都市的低・未利用地は市街化区域全体の約 10%となっています。

また、本市の人口は平成 20 年をピークに減少傾向にあります。そのため、土地利用ニーズに対応しつつ、拡大型から集約型まちづくりへの転換が求められています。

また、今後は、少子高齢化の一層進展が見込まれることから、財源の確保に向けた地域経済基盤の確立と雇用機会の確保が重要であり、本市においても、現在分譲を開始している羽黒・楽田地区（昭和 41 年～）、高根洞地内（平成 15 年～）の工業用地のほか、環境と調和した新たな工業用地の確保が求められています。あわせて、まちの魅力向上に伴う新たな定住人口向けの宅地化などを想定した市街化区域内の都市的低・未利用地の有効活用も求められています。

また、市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、既存市街地における地区計画区域内での計画的な一路線ごとの道路整備計画の立案、展開が必要です。

●目指す姿と目標指標

既成市街地の公共施設や生活利便施設などの既存ストックを活用し、その機能を維持、向上させつつ、計画的な都市基盤整備や土地利用が図られ、市民が安全・快適で住みやすい生活を送っています。また、新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場拡張などが進み、活力のあるまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92	2009 年度	92	122
県及び市により整備された工業用地と地区計画の算定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造出荷額の伸び率を今後も確保するため必要な新しい工業用地の確保を目指します。					
◆地区計画区域内道路の整備率	%	0.0	2008 年度	5.0	12.0
地区計画区域内における道路の整備計画延長(5,772m)に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①**工業用地の確保** 土地利用計画のもとに新たな工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備や企業誘致を進めます。

②**市街化区域内都市的低・未利用地の整備促進** 市街化区域内の都市的低・未利用地における無秩序な開発を防止し、特に一定規模以上の土地の宅地化を促進するとともに、貴重な緑などの保全も含めた土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。また、計画的な面的整備が必要な地区においては、土地地区画整理事業により公共施設を適切に配置され、安全性・快適性を高めるとともに、土地の有効利用を図ることができる整備を検討します。

③**計画的な土地利用の推進** 地域の特性、住民ニーズに応じて、適切な用途地域や地区計画の活用などを検討し、計画的な土地利用を図っていきます。

イラスト・写真など

●重点事業

★市街化区域内都市的低・未利用地の整備促進の関連事業

土地区画整理事業により面的整備を図ることが困難であると判断される市街化区域内農地などについて、無秩序な開発を防止し、土地の有効利用と公共施設の整備を図るため「市街化区域内農地等の整備促進に関する指導要綱」に基づく申請による、面積が 0.5ha 以上 1 ha 未満で、農地などを概ね 70%以上有している地区の公共施設の整備を図ります。

★楽田東 346、347 号線道路改修事業

道路改修により本郷地区、藪畔地内市道への接続がスムーズになるため延長 78 mの道路整備と区域内の路舗装面積 1,400 m²の整備を図ります。



用語解説

■都市的低・未利用地 道路、鉄道、水面などの公共空間以外で、駐車場、農地などのように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地。

■土地区画整理事業 公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ住民と市町村とが連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法

3 地域特性を活かした景観づくり

施策 273

<都市計画建築課・歴史まちづくり課>

●現状・課題

本市は、平成5年に「犬山市都市景観条例」を制定し、良好な景観形成のために独自の取組みを行ってきました。平成17年に景観行政団体となり、平成20年に犬山市景観条例を施行し、犬山市景観計画を策定しました。さらに、平成21年に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく犬山市歴史的風致維持向上計画の認定を受けるなど、景観に対する取組みを進めてきました。

その一方で、歴史的価値の高い建造物と周辺市街地の良好な環境形成を図る城下町地区において、歴史的風致の観点から景観阻害要因となっている公共施設が立地しているなどの課題もあります。

今後も、犬山市景観計画の積極的な推進や良好な景観形成への取組みを通じ、市内のすべての地域が美しく、市民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになるように、市民・事業者、行政が協働で景観形成に取り組むことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山らしい良好な景観を創るため、市民や来訪者をはじめとした誰もが、市全域に広がる歴史的風致が市の共有財産であることを認識し、市民・事業者、行政などが一体となりそれぞれの役割を担いながら、景観を創り、守り、育て、これを後世に引き継いでいます。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆景観地区数 景観地区に指定された地区数。景観促進地区に指定された地区において、さらに積極的に良好な景観の形成を図っていくため1地区の指定を目指します。	地区	0 2009年度	0	1
◆景観形成促進地区数 景観形成促進地区に指定された地区数。犬山市景観計画に定める城下町ゾーンにおいて期限を定め意欲的に良好な景観形成を推進する地区の増加を目指します。	地区	6 2009年度	10	15

●施策の展開方向

①地域の特性を活かした景観づくり 犬山市景観条例、犬山市景観計画に基づき、それぞれの地域の特色や景観的特性を活かし、景観地区などの指定や良好な景観形成に著しく寄与する建造物の修景などに対する助成を行うなど、まちづくりを通じた景観づくりを進めます。また、犬山市歴史的風致維持向上計画を推進し、重点区域の拡大や見直しのほか、歴史的風致維持向上施設（道路、公園、歴史紹介施設などの公共施設）の整備を行います。

②城下町の景観保全と創造 城下町地区の景観保全と創造を図るため、歴史的建物の保全や復元整備、公共施設の移転・整備を促進します。

③市民参加の景観づくり 地域住民が誇りと愛着をもてるまちづくりを進めるため、市民組織の育成・支援に努めます。



■景観行政団体 景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

道路・橋りょう

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 安全な道づくり
- 4 橋りょうの整備

1 幹線道路の整備

施策 281

<都市計画建築課・建設課・道路維持課>

●現状・課題

経済の活性化、都市の健全な発展や市民生活の利便性向上に必要な役割を担っているのが道路であり、本市は広域幹線道路の国道 41 号が東西に横断し、南北に都市間連絡道として主要地方道春日井各務原線が縦断しています。

また、都市計画道路は、29 路線が決定されており、現在は犬山富士線や富岡荒井線などの整備を積極的に進めています。現在の都市計画道路整備率（平成 20 年度末）は、区画道路及び歩行者専用道路は 100%となっている一方で、幹線道路については、整備率が約 53%に留まっており、一部で朝夕に渋滞が恒常的に発生しています。

そのため、市街地への通過交通の流入軽減対策、鉄道との立体交差の整備を図るなど、さらなる道路整備が必要です。

また、車社会の進展と大型車両の増加により幹線道路の舗装の傷みが顕在化してきており、今後ますます幹線道路の適正な維持管理の推進が必要となります。

●目指す姿と目標指標

市街地内環状線や地域間交通軸など幹線道路が整備され、また、維持管理が行き届き、市民がより快適かつ安全で安心して移動でき、市民生活の利便性が高いまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆都市計画道路の整備率	%	53.0 2009 年度	59.0	65.0
都市計画決定道路の総延長に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。				

●施策の展開方向

①都市計画道路の整備推進と適切な維持管理 都市計画道路犬山富士線（上野字大門交差点から扶桑町行政境）、楽田線（春日井各務原線から春日井犬山線交差点）、富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）の整備を推進することで、市街地への流入軽減や渋滞の解消を図ります。また、幹線道路の適切な維持管理に努め、良好な道路環境を保持します。

②広域的な交通軸の整備 名濃バイパス建設促進期成同盟会を通じて国への要望を行い、広域幹線道路である国道 41 号の拡幅事業や、地域高規格道路である名濃道路（自動車専用道路）の建設を促進します。また、国道 21 号と接続するため、木曽川に新しい架橋を要望していきます。

③都市間連絡道の整備 愛知県への要望を行い、市の南北軸となる主要地方道春日井各務原線及び岐阜県多治見市とを結ぶ主要地方道多治見犬山線などの建設を促進します。

イラスト・写真など

●重点事業

★犬山富士線道路整備事業	犬山城下町地区への日常的な通過交通の進入を防止するとともに、国道 41 号へのアクセス性を高めるため、名鉄犬山線との立体交差事業の整備を実施します。
★楽田線道路整備事業	市南部地域の交通需要に対応するため、主要地方道春日井各務原線と市道春日井犬山線間の東西交通軸である楽田線を整備し、渋滞緩和や歩行者などの安全を確保します。
★富岡荒井線道路整備事業	市の南北市街地を連絡する本路線の羽黒高見交差点から県道大県神社線に至る区間を整備し、消化活動困難地域の解消や交通の緩和及び地域の発展を図ります。

2 生活道路の整備

施策 282

<建設課・防災安全課・道路維持課>

●現状・課題

生活道路は、市民生活の日常を支える最も身近で重要な生活基盤であり、災害時などは安全な避難路への導線となっています。

しかし、既成市街地内においては、道路境界まで建物が建ち並び、災害時に建物が倒壊し通行できない恐れのある地域もあり、緊急車両が通行可能な道路幅員を確保することが求められています。

また、災害時だけでなく、日常生活を送る上でも、歩道の設置など人にやさしい街づくりに対する要望は高く、道路の拡幅や歩車道分離など利便性の向上や街路灯の設置など安全・安心で快適な環境空間の形成に向けた道路整備の推進が求められています。

●目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な道路として安全性確保のための良好な維持管理とともに、歩行者や自転車と自動車が共存し安全かつ快適に利用できるよう、歩道・車道を新設、拡幅するなど道路環境が整っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ 犬山市の道路は徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思う市民割合 市民意識調査で『市内の道路は、徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	20.9	2010 年度	27.0	30.0
◆ LED街路灯の整備率 現在設置済みの街路灯総数（2,503 基）に対して今後新設するLED街路灯の整備割合。LED街路灯の整備割合の上昇を目指します。	%	10.2	2009 年度	20.0	30.0

●施策の展開方向

①**生活道路の新設・拡幅の整備** 地区の要望に基づき、生活道路の現状と課題を把握し、地区にあった生活道路の新設・拡幅整備を推進します。

②**交通安全施設の整備** LED街路灯、反射鏡や区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。

イラスト・写真など

3 安全な道づくり

施策 283

<建設課・防災安全課・道路維持課>

●現状・課題

本市では、急速に高齢化が進んでいる中、高齢者や障害者はもちろん、歩行者の誰もが安全で安心して歩くことができるような環境が求められています。そのため、反射鏡などの安全施設が設置された交差点や段差が解消された歩道など、歩行者が安全で安心して通行できる歩行空間を目指し整備を進めています。

また、近年は、歩くことを通じた健康維持などのための遊歩道の設置や潤いある道路空間なども求められるようになってきています。そのため、歩車道が分離された都市計画道路の歩道など、歩行者空間のネットワーク化の形成とともに修景に配慮した道づくりが必要となっています。

●目指す姿と目標指標

通学路をはじめ市民生活に密着した身近な道路の安全性が確保され、歩行者や自転車と自動車が共存する安全かつ快適に利用できる道路環境が整っています。また、駅や公共施設周辺道路が、ネットワーク化され、景観に配慮された歩行者空間として整備され、市民が散策しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆ウォーキングトレイル事業の整備率	%	3.0 2009 年度	100.0	100.0
ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道 2.82km）の整備済延長/整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。				

●施策の展開方向

①歩行空間の創出とバリアフリー化の推進 歩行空間が確保されていない道路や市街地での歩行空間としての用地確保が困難な箇所においては、路側帯のカラー化など簡易的な手法により歩行空間を視覚的に創出するとともに、道路から歩行者の通行に障害をなくすなどバリアフリー化を進めます。

②交通安全施設の整備 街路灯や反射鏡、区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。

③五条川左岸堤防を利用した遊歩道の整備 新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。

●重点事業

★歩道整備事業(ウォーキングトレイル事業)	健康づくりをするための遊歩道を、新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までの総延長 2.82km の五条川沿い左岸堤防を整備します。
-----------------------	---

4 橋りょうの整備

施策 284

<建設課・道路維持課>

●現状・課題

市民生活の日常を支える最も身近で重要な道路施設の一つである橋りょうは、拡幅及び歩車道分離など利便性の向上や安全性の向上はもちろんのこと、災害時などには安全な避難路としての重要な施設であり、本市では地震時に落橋せず緊急車両などが安全に通行できるよう耐震化が必要な橋りょうについてこれまで耐震対策を進めています。

今後、10年後には市内の15メートル以上の橋りょうの約14.5%が建設後50年以上となるため、個々の橋りょうに対して最も効率的・効果的な修繕計画を立て、計画的に実施することで、橋りょうの延命化や修繕・架け替えに係る費用の縮減につなげていくことが必要です。

また、県が実施する災害対策事業の新郷瀬川などである河川改修工事に併せて市管理の橋りょうについて計画的に改築することで万一の災害時においても安心・安全な避難路として利用できることが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な生活道路の新設・拡幅に伴う橋りょうの新設・改築や橋りょうの長寿命化計画による定期的な点検に基づく修繕・改築（架け替え）が実施され、橋りょうの安全性が確保され、万一の災害時においても安心・安全な避難路として利用できるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆改築計画橋りょうの整備率	%	6.0 2009年度	80.0	100.0
県が実施する新郷瀬川などの改修工事に伴う改築計画における改築済み橋りょうの割合。計画的に改築を実施することで100%を目指します。				
◆長寿命化修繕計画による修繕率	%	— 2009年度	10.0	30.0
長寿命化修繕計画を策定した橋りょうに対する修繕済み橋りょうの割合。建設後50年以上を経過した橋りょうの修繕を計画通り実施することで、市内15メートル以上の橋りょう（48橋）における修繕済み橋りょうの3割を目指します。				

●施策の展開方向

①橋りょうの改築 車が通れないような狭い生活道路の拡幅及び道路新設改良に伴う橋りょうの改築・新設、また、県管理の一級河川(新郷瀬川・郷瀬川・合瀬川)や砂防河川(虎熊川 外)の改修工事に伴う橋りょうの改築などで整備の推進を図ります。

②橋りょうの長寿命化対策の推進 橋長15メートル以上の橋りょうにおいて長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいた定期点検や修繕などの維持管理を実施し、延命化を図ります。

イラスト・写真など

公共交通

- 1 鉄道の利便性の向上
- 2 バスの利便性の向上

1 鉄道の利便性の向上

施策 291

<防災安全課>

●現状・課題

車社会が定着し、子どもや高齢者など車を利用できない人にとって、公共交通は日常生活を支える重要な役割を担っています。また、地球環境への負荷軽減といった環境面からも、公共交通の重要性はますます高くなっています。

本市は、名古屋鉄道の4路線（犬山線・小牧線・広見線・各務原線）が通り、便数も多く、小牧線の一部は単線であるものの、その他の路線は全線複線化になっており、名古屋市や岐阜市へ大変至便な環境にあります。また、市内には7つの駅が設置されていますが、中でも犬山駅はターミナル（結節点）として、鉄道のみならず、バス、タクシーの拠点でもあることから年間約570万人にも及ぶ利用者がおり、利便性向上のため、平成22年にはエレベーターの設置が完了し、駅のバリアフリー化にも努めております。今後は、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化や歩行者などの安全確保などのため、駅前広場や駅周辺の整備を推進するとともに、引き続き、鉄道交通の利便性を活かした輸送能力の強化や輸送サービスの向上を図っていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

名鉄小牧線が全線複線化されるなど、鉄道交通の輸送機能や輸送サービスが強化され、利便性が高く、多くの市民が鉄道を利用するまちなっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆鉄道利用者（乗降人員）	人	25,838	2009年度	26,000	26,200
市内全鉄道駅での1日あたりの鉄道利用者（乗降人員）数。現在、名鉄小牧線では毎年2%程度の割合で利用者数が減少している状況がありますが、各駅周辺の活性化や輸送サービスの向上などを図ることで、現状値26,000人前後の維持をします。					

●施策の展開方向

①**主要駅の機能強化** 羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化事業に合わせて、バリアフリー化を推進するとともに、駐輪場の整備を進めます。

②**輸送機能の強化や輸送サービスの向上** 本市をはじめ、江南市、小牧市など4市2町で構成される尾北地区広域交通網対策連絡協議会などを通じて、国や県などの関係機関への要望を行い、名鉄小牧線全線複線化を促進します。

2 バスの利便性の向上

施策 292

<防災安全課>

●現状・課題

バス交通は、住民の最も身近な交通手段としての役割と鉄道を補完し市内の公共交通網を構成する役割をあわせて担ってきましたが、近年は、車社会の定着などにより、利用者が減少し、民間事業者も路線バス事業から撤退していくようになりました。そのため、本市においては、平成12年度より、既存の公共交通機関が存在しない交通空白地に在住する高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者に対するサービスとして、主要な公共施設や市街地などへ移動する手段となるコミュニティバスの運行を4路線から開始しました。

運行開始後には、より良い事業を続けていくため、定期的にアンケートや意識調査を行っていますが、利用者から運行ルートや運行本数の増便の要望が多く寄せられたことから、小学校区単位で意見交換会を開催しました。そこで出された意見をコミュニティバス検討委員会で諮り、意思決定機関である「道路運送法」と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通会議で協議・審査し、事業の改善を図っています。

今後は、時代の変化や市民ニーズを反映しやすい運営組織を目指し、サービスと公費負担のバランスのとれたコミュニティバスの運行が求められています。

●目指す姿と目標指標

効率的、効果的にコミュニティバスが運行され、交通空白地が解消し、誰もが安心して利用できる親しみ深い移動手段になっています。また、必要に応じて新たなバス運行の検討や導入も進んでいます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆コミュニティバスの車両数 コミュニティバス車両のリース台数。バス1台の増加を目指します。	台	2	2009年度	3	3
◆コミュニティバスの利用者数 コミュニティバスの年間利用者数。バスが3台体制になり利用者が1.5倍となり、併せて7年間で利用者が10%程度増加することを目指します。	人	22,514	2009年度	37,100	40,800

●施策の展開方向

- ①**コミュニティバスの効果的な運行** 現行運行に対する様々な意見や要望に対してアンケートや意識調査を行い、利便性の向上に向けてダイヤ、運行路線、運行形態などを常に見直し、市民ニーズに合った運行を図るほか、広報紙などでコミュニティバスの運行をPRし、利用者の拡大を図ります。
- ②**コミュニティバスの自己財源の確保** 健全な運営を図るため、運賃収入だけでなくラッピングバスや広告付きバス停の採用により広告収入の確保を目指します。
- ③**コミュニティバスの運営・運行形態の点検と新たなバス運行の検討** 運行を維持するとともに、交通空白地に対して地域の実情に応じた地域公共交通運行を検証し、運行ルールを定めます。また、市民ニーズを捉え、自己財源の確保と公費負担のバランスを考慮し、新たなバス運行の検討も行います。

イラスト・写真など

●重点事業

★コミュニティバスの運営・運行形態の見直し事業

高齢化が進展する中で、交通弱者の移動手段として使いやすいコミュニティバスの運行を目指し、利用実績やアンケート調査等によるニーズ把握を行い、常に見直しを実施します。



用語解説

■ラッピングバス 車体に企業広告を貼り付けたバスのこと。

住宅・宅地

- 1 住宅・宅地の供給
- 2 良好な住環境の形成

1 住宅・宅地の供給

施策 301

<都市計画建築課>

●現状・課題

本市では、これまでに8箇所の土地区画整理事業の施行により約140haが整備され、また、市街化調整区域では大規模住宅団地が造成され、多くの宅地を供給してきました。

しかし、今後、少子高齢社会の到来に向け、宅地需要の高い年齢層の著しい人口増加が見込まれない状況においては、土地区画整理事業などによる宅地供給の可能性は低くなるものと考えられます。

しかしながら、近年でも市街化区域内の都市的低・未利用地を活用した民間宅地開発は実施されていることから、今後の人口動向によっては、市内全域を対象として民間事業者による宅地造成や団地開発などを誘導していくことも必要に応じて求められます。

一方で、低廉な家賃で住宅を供給するため、昭和25年～昭和34年に建築した9箇所の市営住宅を維持管理していますが、建設から50年以上を経過した木造住宅であるため、老朽化が著しく、今後は、市営住宅の今後の方針について平成18年3月に策定した「公営住宅の取り組み」に基づいて、団地別に活用方策を推進していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

適切に配置された公営住宅の耐震化やバリアフリー化が推進され、誰もが安心して生活できる住宅が供給されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆再整備した市営住宅団地数	団地	0	0	1
改善・再整備した市営住宅の団地数。「公営住宅の取り組み」に基づき市営住宅の集約を図るため、一団地を選定し再整備することを目指します。				

●施策の展開方向

①市営住宅の適切な維持管理と建替えの推進 市営住宅の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、老朽化した市営住宅については、将来需要を見据えて、建替えや複合化などにより質の向上を図ります。小規模な団地は、縮小、集約、移転、廃止し、それらの用地は、公共施設用地などへの活用を計画的に実施します。

②団地開発の誘導 市街化調整区域の住宅団地開発については、市全体のまちづくりの中で検討を行い、鉄道駅などの既存ストックの活用、周辺地域の環境保全などができる地域に誘導します。



■雇用促進住宅 かつて雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業により整備された勤労者向けの住宅で、職業の安定を図るために宿舍の確保が必要であると公共職業安定所長が認めた者が入居の対象。

2 良好な住環境の形成

施策 302

<都市計画建築課・建設課>

●現状・課題

本市では、大規模住宅団地において、事業者や住民の合意形成により地区計画制度を導入し、建築物の高さや用途制限などを実施し、良好な住環境の保全、形成を図っています。住宅団地以外の地区計画区域においても、区域内道路について、一路線ごとの道路整備計画を立案し、道路拡幅を進めていくことなどの取組みを引き続き進めていく必要があります。

また、地震への対策としては、平成 19 年度に犬山市耐震改修促進計画（～平成 27 年度）を策定し、既存住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の基本的な方針を示し、耐震化を進めています。中でも、昭和 56 年以前に建築された民間木造住宅は、地震による建物倒壊の恐れがあることから、特に耐震化率の向上を図っていく必要があります。

また、本市では、犬山市建築設計事務所協会との連携により「住宅相談」を行っており、今後も、このような連携により、市民への住宅耐震化の啓発や安全な家づくりの相談を続けていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

地区計画制度の誘導などにより、豊かでゆとりある住まいと、良好で安全な住環境づくりが進んでいます。

また、市内建築物の耐震化が進み、災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆住宅の耐震化率	%	76.0 2007 年度	88.0	90.0
住宅の耐震化率。犬山市耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度に耐震性を満たす住宅が 90% となることを目指し、その後一層の耐震化率を目指します。(参考：平成 19 年現在 住宅総数 24,295 戸)				

●施策の展開方向

①**地区計画による住環境形成** 新規の大規模住宅団地において、事業者や住民との合意形成による地区計画制度の導入を促進し、建築物の高さや用途制限などを実施します。既存の住宅団地以外の地区計画区域においては、住宅などの建替え時における用地の取得を引き続き行い、地区計画内の道路拡幅整備工事を推進し、良好な住環境の保全、形成に努めます。

②**良好な住環境の形成** 住宅の安全性の向上を図るため、市内の住宅事業関係者との連携により、民間木造住宅に対する耐震診断や昭和 56 年 5 月末以前に着工した民間木造住宅を対象とした耐震改修補助を行い、耐震化の促進を図るほか、関係機関と連携した「住宅相談」を実施し、市民の安全な家づくりの指導・相談を行います。

●重点事業

★民間木造住宅耐震改修補助事業	住宅の安全性の向上を図るため、昭和 56 年 5 月末以前に着工した耐震性の低い民間木造住宅を対象に耐震改修補助を行い、耐震化を促進します。
-----------------	--



用語解説

■**地区計画** 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ住民と市町村とが連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法

上水道

- 1 水道施設の整備と維持管理
- 2 安全でおいしい水の供給
- 3 効率的な事業運営

1 水道施設の整備と維持管理

施策 311

<水道課>

●現状・課題

本市の上水道は、昭和 7 年に給水を開始して以来、使用者に良質な水を安定的に供給するために、昭和 26 年より 5 期にわたる水道施設の拡張や統合を行って今日に至っています。一方、既存の水道施設は、簡易水道から引き継いだものに加え、昭和 40 年代から 50 年代にかけて造成された大規模住宅団地の管路についても老朽化が進んできています。現在は、「犬山市水道ビジョン」などに基づいて、災害時においても常に安定して給水ができるように耐震化も含め、老朽化した管路の布設替を毎年実施しているほか、浄配水施設の更新改良事業なども行っています。

しかし、今後、管路及び浄配水施設の老朽化が急速に進行することから、今まで以上に、老朽管布設替事業や浄配水施設の更新改良事業を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

老朽化した管路及び浄配水施設の更新改良が進み、市民に対して安全な水が安定して供給されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆年間配水管布設替延長	km	5.9 2009 年度	7.5	7.5

年間の配水管布設替延長。水道ビジョンの目標値を上回る 7.5km を目指します。

●施策の展開方向

①老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良の

推進 日常生活だけでなく、災害時であっても常に安定した給水が可能となるよう、「犬山市水道ビジョン」などに基づき、計画的な整備と改良を進めます。

イラスト・写真など

●重点事業

★老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良事業

水道水を安定して供給し続けるために、老朽化した管路及び浄配水施設の計画的な更新を行い、災害時においても安全な水が安定して供給できるよう更新改良事業を進めます。



用語解説

■水道ビジョン 水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したもの。

2 安全でおいしい水の供給

施策 312

<水道課>

●現状・課題

本市の水道供給は、自己水である羽黒、城東、楽田、楽田東部の各地下水系及び木曽川表流水の白山水系と愛知県営水道から受水する県水系からなっています。

これらの水道供給施設については、平成 14 年度に水質に関する危機管理マニュアルを策定し、平成 20 年度には水道供給施設への侵入防止を目的としたセキュリティ設備を設置しました。また、厚生労働省の登録機関による詳細な水質検査の実施や浄水場等運転管理業務委託業者による日常的な管理によって、安全な水を供給できる施設として維持管理を行っています。

市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を安定的に供給することは、市民の健康を維持する上で最も重要です。

今後も、水質検査計画に基づき、水質管理の強化を図り、水源から給水栓に至るまでの水の安全性を確保し、また、地下水系や白山水系など自己水の効率的な活用をさらに進めることが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民がいつでもおいしく安心して水道水を利用できるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆自己水率	%	42.7 2009 年度	43.0	45.0
年間自己水配水量／年間総配水量。給水区域の見直しにより自己水率を高め、目標年次において 45%を目指します。				

●施策の展開方向

①**水質管理の強化** 水質管理は、市民の健康を維持する上でも最も重要なことであり、水質検査計画に基づき、市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を供給するため、適切な水質検査に努めます。

②**自己水の有効活用** 災害時においても安定した給水ができるよう、自己水の維持管理を適切に行い、最大限の有効活用を図ります。

イラスト・写真など



■自己水 犬山市が自前で生産した上水道

用語解説

3 効率的な事業運営

施策 313

<水道課>

●現状・課題

本市の水道事業は、水道使用者からの水道料金により事業運営を行っており、常に効率的な経営を行っております。その1つとして、平成12年度から浄水場などの運転管理業務、平成15年度から料金徴収業務について外部委託を進め、経費の削減に努めています。

一方、施設や管路については老朽化が進み、今後の施設更新や耐震化事業が、将来の水道事業に影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、今後の施設などの更新や耐震化が計画的に実施できるよう、将来を見据えた効率的な事業運営と安定的な経営が求められています。

●目指す姿と目標指標

計画的な施設などの更新や耐震化と安定的な経営がされ、効率的に水道事業が運営されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆年間有収率	%	88.6	90.2	92.6
年間有収水量／年間配水量。水道ビジョンの計画値を目指します。				

●施策の展開方向

①**有収率の向上及び環境への配慮** 経営基盤の強化を図るため、市内を計画的に調査し、漏水箇所の修繕により、有収率の向上を図り、水道事業の効率化に努めます。また、この取組みにより電力消費量の抑制をし、地球温暖化防止など環境改善も推進します。

②**業務の効率化** 水道事業は水道料金で運営していることから、無駄を省いた経営を行う必要があります。システムなどの改善や民間への一部業務委託の継続などにより、効率的な経営を図ります。

③**水道施設整備の計画的な更新** 計画的に施設などの更新や耐震化を図るとともに、将来の水需要や経済性などを勘案し、効率的な水道施設の更新を図ります。



■有収率 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率

下水道

- 1 公共下水道の整備
- 2 公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な維持管理
- 3 下水道事業の健全経営

1 公共下水道の整備

施策 321

<下水道課>

●現状・課題

本市の公共下水道は、平成元年に供用を開始して以降、整備を進め、五条川左岸処理区については、平成 21 年度末で 882.8ha を整備し、市街化区域の整備は完了しました。

また、五条川右岸処理区については、全区域が 258.0ha あり、平成 17 年度より事業着手し、平成 21 年度末までに 57.8ha の整備を行いました。

しかし、下水道人口普及率は、57.4%に留まっており、全国平均の 73.7%を下回っています。

下水道整備は生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図るための重要な都市基盤であることから、特に全域が市街化区域であり、住宅が密集する五条川右岸処理区については、污水管きよの早期整備を進める必要があります。

●目指す姿と目標指標

五条川右岸処理区の 70% (180ha) の整備が完了し、既に整備が完了している五条川左岸処理区 (市街化区域) と合わせ、約 5 万人の市民が下水道を使えるまちになっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆五条川右岸下水道人口普及率	%	19.7 2009 年度	47.0	74.0
右岸処理区の全人口に対する右岸処理区整備完了区域内の人口割合。人口普及率を全国平均 73.7% の達成を目指します。				

●施策の展開方向

①**五条川右岸処理区の整備促進** 流域幹線の整備に合わせて下流域の上坂地区、橋爪・五郎丸地区、上野地区、三笠地区の整備促進を図ります。また、右岸処理区全域の事業認可の取得を行います。

②**流域幹線の整備促進** 県への働きかけを行い、犬山 4 号接続点 (上野大門交差点) より上流域の流域幹線の早期整備を図ります。

●重点事業

★五条川右岸処理区 の整備事業	流域幹線の整備が完了した上坂地区 39ha の整備を行います。流域幹線の整備に合わせて橋爪・五郎丸地区 56ha、上野地区 23ha、三笠地区 7ha の整備を行います。
--------------------	---

●現状・課題

本市では、公共下水道施設及び農業集落排水施設の円滑な機能を保持するために、平成 10 年度から平成 21 年度にかけて、維持管理工事（更生工事 4,000m、部分補修工事 600 箇所、人孔補修工事 100 箇所）や管きよの清掃を実施し施設の適切な維持管理を行っています。また、点検を毎年 6 月から 7 月にかけて実施することで、日常生活に影響を及ぼすような大きな事故、トラブルはほとんど発生していません。

しかし、楽田地区においては、管きよの建設後、30 年を向かえ、長者町団地地区においては、管きよ建設後、40 年を向かえようとしています。これらの老朽管については、調査を実施し、必要に応じて、更新、補修工事を行っていく必要があります。

公共下水道施設及び農業集落排水施設に起因する道路陥没や、マンホールポンプの機能停止による事故などは市民生活に直接影響を及ぼします。そこで、汚水処理機能の保持を図るため、公共下水道施設及び農業集落排水施設の計画的な点検・管理を行うことにより、施設の長寿命化を図り、管きよ破損などに起因する事故を未然に防止することが必要です。

また、接続後の事業場排水の定期水質検査を実施し、適切な水質基準での排水を指導していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な管理、計画的な補修が行われ、管きよ破損などによる汚水処理機能の停止がなく、市民が快適に下水道を使用しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆ 不明水率	%	26.0	2009 年度	23.0	20.0
地下水、雨水などの下水道管きよへの侵入率。国の下水道設計指針に基づき、不明水率 20%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

①**修繕計画に基づく計画的な維持管理** 管きよやマンホールの点検、調査を行い、不良箇所については、計画的に修繕工事を実施し、道路陥没事故や管きよ閉塞による機能停止を未然に防ぎます。また、マンホールポンプの長期修繕計画を作成し、計画的に修繕を行うとともに、保守・点検を定期的に行います。

②**排水への意識啓発** 有害物質を排水する事業所については、排除基準に基づき、除外施設の設置を指導し、毎月水質検査を実施します。特に水質基準を上まわる事業所については、指導勧告を行います。

③**入鹿浄化センターの適切な維持管理** 入鹿浄化センターの運転業務を委託し、定期的に保守・点検を行い適切に運転管理します。また、長期修繕計画を作成し、計画的に修繕工事を行い、浄化センターの延命化を図ります。

3 下水道事業の健全経営

施策 323

<下水道課>

●現状・課題

下水道事業を継続的に行っていくためには、健全な経営状態を維持することが不可欠となります。下水道事業の健全経営に向けては、整備を行った地区の水洗化率を上げ、安定した使用料収入を得ることが必要です。本市における水洗化率をみると、平成 21 年度末で 84.1%となっており、約 15%程度の世帯や事業所が、下水道に接続していない状況です。今後、未接続の世帯や事業所に対しては、面談やチラシ配布による PR 活動を積極的に進め、接続促進を図っていく必要があります。

一方で、近年の節水型機器の普及や節水意識の向上により、1 世帯あたりの下水道使用量は減少傾向にあり、接続件数が増加しても使用料収入は伸びにくい状況になっています。使用料収入は、下水道施設の修繕工事や県への維持管理負担金にあてられることから、これらの収入が著しく不足すると、下水道施設の適切な維持管理に支障をきたす恐れもあります。

そのため、下水道使用料の着実な徴収を実施するとともに、市の財政に負担が少なくなるよう適正な事業計画において事業を進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

下水道事業が健全に経営され、下水道施設の維持管理が計画的に実施されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆水洗化率	%	84.1 2009 年度	86.0	87.0
下水道整備区域内人口に対する下水道へ接続し水洗化した人口の割合。同等規模人口の全国平均 87%の達成を目指します。				

●施策の展開方向

①未接続世帯、事業所の接続促進 長期末接続世帯や供用開始後 3 年を経過した世帯、事業所に接続依頼を行い、接続を促進することにより収入原資を増やします。

②下水道使用料の徴収 下水道使用料について、支払い方法の簡略化や、未収納な世帯への督促の強化を図るなどすることで着実な徴収を行い、収納率の向上を図ります。

イラスト・写真など

宣言 9

豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します

地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育みます。



学校教育

- 1 幼児教育の充実
- 2 義務教育の充実
- 3 教育施設の整備・充実

1 幼児教育の充実

施策 331

<学校教育課>

●現状・課題

幼稚園は、学校教育の始まりの幼児期を担う教育施設です。とりわけ幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期と位置づけ、教育内容を一層充実していくことが求められています。市内には私立4園・公立1園の幼稚園があり、公立幼稚園と保育園（子ども未来園）が連携し同じカリキュラムで保育をするなど教育内容の充実を図っています。私立幼稚園では、それぞれの特徴を活かしながら、教育内容の充実を図っています。

近年、幼稚園においても経済自立や自己発揮のため、就労する母親が増えており、預かり保育（延長保育）を実施している園もあり、保護者の労働時間に合わせて対応しています。しかし、家族の介護や授業参観などによる就労以外の預かり保育利用者も増えており、様々なニーズに合わせた受入れができるように、預かり保育の拡充が求められています。また、保護者の要望に応じて特別支援教育を実施している園もありますが、今後も一人ひとりに合わせた支援計画を作成するなど、特別支援教育の充実を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

整備された施設で、質の高い幼児教育が実践されているとともに、園行事などに保護者や地域の人が計画的に参加できる環境が整い、子どもたちが多くの人に見守られ心豊かに成長しています。また、預かり保育や特別支援教育の充実が図られ、保護者が安心して子育てをしています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆預かり保育利用者数（犬山幼稚園）	人	839 2009 年度	920	1,010
預かり保育利用者の年間延べ人数。利用者が増加傾向にあるため、保護者の様々なニーズに合わせ利用しやすい条件を整えて積極的に受け入れ、子育てを支援していくために利用者の増加を目指します。				
◆特別支援児受入れ数（犬山幼稚園）	人	1 2010 年度	3	4
実際に特別支援児として受入れている園児の数。対象児の入園希望者が増加傾向なので、保護者の要望に応え、条件を整えて受け入れの枠を広げていけるよう入園児の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**保育サービスの充実** 預かり保育の拡充、特別支援教育の充実を図ります。育児相談を受ける際の慎重な対応や専門機関との連携強化、未就園児親子への園庭開放など保育サービスの充実を図ります。
- ②**教師の資質向上** 幼児一人ひとりの発達過程に即した教育内容を充実するため、課題研究への取り組みや研修などへの参加、専門知識や保育技術の習得を支援するなど、教師の一層の資質向上を図ります。

イラスト・写真など

- ③**幼保小連携の推進** 保育園、公立幼稚園では、幼保共通のカリキュラムに基づき、保育園・幼稚園の区別なく同一内容の養護・教育を実施することにより、小学校教育へつなげる連続性を持った質の高い幼児教育・保育を提供します。また、保育園（子ども未来園）・私立幼稚園・公立幼稚園・小学校が合同して研修を行うなど幼保小の連携を進めます。



用語解説

- 特別支援教育** 障害のある幼児の自立などに向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善または克服するため、適切な指導または必要な支援を行うもの。
- 幼保共通のカリキュラム** 幼稚園と保育園（子ども未来園）の一体化を推進するにあたり、公立の犬山幼稚園と子ども未来園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

2 義務教育の充実

施策 332

<学校教育課>

●現状・課題

義務教育のねらいは「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」にあります。本市では、「自ら学ぶ力」を重要な柱と位置づけ、「犬山の子は犬山で育てる」という考えのもとで、すべての子どもの人格形成と学力保障を目指し、少人数学級や少人数授業、チーム・ティーチング、副教材の作成・活用、2学期制の導入、学び合いの授業づくりなど、様々な取組みを進めてきました。

こうした中、小学校では平成 23 年度、中学校では平成 24 年度から新学習指導要領が実施され、学習内容と学習時間が増え、「生きる力」を育み確かな学力の確立が図られます。また、小学校 5・6 年では外国語活動が必修となり言語活動が充実されます。

こうした新しい学習指導要領に対応しながら、これまでの犬山の教育を深化・発展させていくことが求められます。

●目指す姿と目標指標

学校に学びの文化が根つき、子ども同士、教師と子ども、教師相互の豊かな人間関係が地域社会と一体となって育まれ、幅広い人間性と学力の形成、教師の資質・能力の向上が図られることにより、学校が活性化しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆保護者の学校教育に対する満足度	%	小 65.7 中 66.4 2009 年度	75.0	85.0
抽出の保護者に対するアンケートで『学校教育に対して満足していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した保護者の割合を高めることを目指します。				
◆学校を楽しんでいる児童・生徒の割合	%	小 74.7 中 73.1 2009 年度	85.0	95.0
抽出の児童・生徒に対するアンケートで『学校を楽しんでいますか。』の設問に対し、「はい」と回答した児童・生徒の割合を高めることを目指します。				

●施策の展開方向

①**特色ある学校づくり** 保護者や地域の理解を得ながら、学校、家庭、地域が一体となった教育活動を展開するとともに、学校内、学校間の授業研究を深め、教師の資質向上と日々の学び合いの授業を充実し、特色ある学校づくりを進めます。

②**特別支援教育の充実** 学校と特別支援教育に関わる関係機関との連携を密にし、特別支援教育支援員を配置するなど障害を持つ児童生徒の自立を図る支援を進めます。

●重点事業

★特色ある学校づくり事業	英語指導講師や常勤講師・非常勤講師を配置し、少人数学級、少人数授業・チーム・ティーチングを展開するとともに、副教材の作成・活用などを通して、学び合いの授業を中心にした子どもを主体の授業づくりを図る中、特色ある学校づくりを進めます。
--------------	---



■**チーム・ティーチング** 複数の教師が協力して行う授業方式の一つ。

用語解説

3 教育施設の整備・充実

施策 333

<学校教育課>

●現状・課題

本市には、現在小学校 10 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園の 15 施設があり、校舎（園舎）、体育館、給食室、運動場、プール、クラブハウス、遊具、給排水設備、電気設備など、その施設は多岐にわたっています。それらの施設は、昭和 30 年代から 50 年代に建設されたものが多く、築後 30 年から 50 年が経過し老朽化が著しくなっています。

今後、大規模な地震による被害が懸念されていますが、体育館や校舎については、羽黒小学校を除き耐震補強が完了しており、羽黒小学校についても平成 22 年度から改修・改築事業を進めています。その他の施設については、様々な故障や不具合が報告されており、建物については、雨漏りや壁の亀裂などが多くなっています。

今後は、教育ニーズや情報の高度化に伴う学習環境の多様化といった課題と照らし合わせながら、これら施設の維持・整備を進めていくことが必要です。

また、近年子どもの体力低下が叫ばれるなか、体育施設の維持、充実についても重要となってきています。

●目指す姿と目標指標

老朽化した校舎や施設の全面的な改修や改築が行われ、児童生徒が安全に教育を受けることができ、地域住民も快適に利用できる環境が整っています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆老朽校舎改修箇所数	箇所	0 2009 年度	3	9
耐用年数を超えているなど老朽化が進んでいる校舎を対象に、羽黒小学校の改修・改築工事が終了後、施設の状況に合わせて年間 1 校舎ずつ計画的に改修等を実施し目標値の達成を目指します。				
◆老朽付属建物等改修箇所数(体育館・プールなど)	箇所	0 2009 年度	6	12
耐用年数を超えているなど老朽化が進んでいる付属建物（体育館・プール・給食室・クラブハウス）を対象に、施設の状況に合わせて年間 1 施設ずつ計画的に改修を実施し目標値の達成を目指します。				
◆太陽光発電設備設置箇所数	箇所	4 2010 年度	7	14
太陽光発電設備が未設置な施設（9 施設）を対象に、年間 1 校を目途に設置し目標値の達成を目指します。				

●施策の展開方向

- ①**教育施設の整備** 園児や児童生徒が 1 日の大半を過ごす学習の場、生活の場である小中学校や幼稚園の施設は、学習環境の多様化に適応できるよう、耐用年数などの状況に応じて整備を行います。
- ②**環境に配慮した施設づくり** 太陽光発電設備や、学校建物の外側に植物を生育させ、建築物の温度上昇抑制を図る事業を実施するなど、子どもが学校生活の中で身近に自然科学を学べる環境を整備します。
- ③**時代に合った学校の利用** 少人数教室での授業や総合学習など様々な授業形態に即した教室の利活用を推進し、きめ細かな学習を目指します。また、調理室や会議室を地域に開放し利用を促進することで、生涯学習の支援を図ります。

社会教育

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習活動の支援
- 3 生涯学習活動の活性化
- 4 青少年の健全育成
- 5 図書館の充実

1 生涯学習機会の充実

施策 341

<社会教育課>

●現状・課題

情報社会、高齢社会の到来により、生涯学習に対する市民ニーズはこれまで以上に多様化、高度化しています。こうした状況に対応するため、本市では、大学の学部制度にならった「市民総合大学」（一般教養学部、専門学部（歴史文化学部、環境学部、教育学部、社会学部）を展開）をはじめ、料理や茶道、華道のほか太極拳やヨガなど幅広い講座を展開する「公民館講座」など成人を対象にした各種講座を実施しています。特に市民総合大学歴史文化学部は、全市博物館構想を具体化したもので、受講生が地域の歴史・文化を学び、学んだことを地域に持ち帰り活かしてもらうよう実施しています。

また、一方では小中学校の週休 2 日制への移行に伴う、学校の授業以外に子どもたちの生きる力を育む「放課後子ども教室」を推進する国の方針に合わせ、実験や自然体験、日本の伝統文化に触れる講座などを展開する「子ども大学」を実施しています。

学習に対する市民のニーズは、今後ますます多様化していくものと予想されることから、より多くの市民が参加しやすい日時や会場での開催に努めるほか、これまで以上に専門的な分野の講座や郷土の歴史、文化に根ざした特色ある講座を開設するなど、一層学習機会の充実を図っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

時代のニーズにあった学習機会が提供されており、子どもからお年寄りまで誰もが意欲的に学ぶことができる学習環境が整っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆各種講座の参加者数 市民総合大学、公民館講座などの各種講座の延べ参加者数。現状値に対して、参加者 5,500 人を目指します。	人	5,110	2009 年度	5,300	5,500
◆各種講座の実施数 市民総合大学、公民館講座などの各種講座の実施数。現状値に対して、講座数 25 講座を目指します。	講座	16	2009 年度	20	25

●施策の展開方向

- ①**全市博物館構想の推進** 市内各地域の学校や学習等供用施設などに地域を研究、調査、学習できるよう、地域の歴史や資源を周知できるよう整備していきます。また全市民が、郷土に誇りと愛着を持ち、歴史と文化によるまちづくりの担い手となれるよう、これまで以上に市民総合大学を充実させ、地域を理解し学習する機会を設定していきます。

②次代を担う子どもを対象にした事業の充実 将来の犬山市を担う子どもたちに豊かな情緒と生きる力を身につけてもらうため、現在、実施している「子ども大学」をより充実していきます。また大学などとの連携を強化し、全体事業における受講生の中で、特に参加が少ない若者世代を対象にした魅力ある参加型の講座を開設します。

③時代や地域のニーズに沿った事業の実施 市民のニーズや地域のニーズを的確に把握し、市民総合大学や公民館講座など成人向講座を展開します。

イラスト・写真など

●現状・課題

市内には、各種生涯学習事業を展開する市民団体として、婦人会、文化協会、(特)犬山市音楽文化協会、PTA連合会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどがあります。各団体は、会員相互の連携を深めながらそれぞれの団体の目的を達成するために活発な活動をしています。また、本市としては団体の育成のため、補助金を交付するとともに、必要に応じて社会教育指導員が活動の相談や指導などサポートを実施しています。こうした団体は、その活動そのものが生涯学習の充実に寄与するものですが、一部団体では、会員の高齢化が深刻化しており、将来にわたって活動内容を一定の水準に保っていくことが困難な状況になっています。

そのため、各団体の活動が若い世代にとって、魅力的なものになるよう、積極的な事業展開が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

市民が主体となった情報交換や交流が行われ、社会教育団体などが自主的な活動を通して活発に生涯学習活動を行っています。また、各団体における若い世代の活動が増え、地域が活性化しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆社会教育団体数	団体	12	2008年度	15	18
社会教育の分野で活動する市民団体数。現状値に対して18団体を目指します。					
◆社会教育団体の活動事業日数	日	226	2008年度	285	350
社会教育の分野で活動する市民団体が事業活動する年間の日数。現状値に対して350日を目指します。					

●施策の展開方向

- ①生涯学習情報の提供 社会教育団体の活動を支援するため、各世代のニーズに沿った有益な情報を提供できる体系的な枠組みの整備を確立し、情報提供に努めます。
- ②団体相互のネットワーク化 ホームページで団体のイベント情報などを公開し、生涯学習活動を行う団体が、情報交換できるようネットワーク化を図り、各団体間の相互の交流を促進します。
- ③生涯学習施設の整備 公民館や学習等供用施設など老朽化の進む生涯学習施設については、一部廃止や用途変更も含め地域の特性などを考慮した整備方策を検討し、施設の有効利用や多機能化などを進めます。

3 生涯学習活動の活性化

施策 343

<社会教育課>

●現状・課題

民間主体の生涯学習活動は、平成 13 年頃から活性化し、名古屋経済大学による公開講座、〈特〉いぬやま e コミュニティネットワークによる I C T 講習会などが積極的に行われるようになってきました。

市民の学習ニーズが多様化・高度化する中であって、ニーズに合った学習内容を提供するためには、行政だけでは限界があります。大学など各種機関との連携、協働を強化するとともに、地域の人材を有効に活用することも重要になります。

今後は、名古屋経済大学だけでなく、他の大学との連携による講座の充実を図るとともに、〈特〉いぬやま e コミュニティネットワーク、〈特〉市民活動支援センターとの協働により、地域と一体となった講座を開設するといった事業展開が求められます。

●目指す姿と目標指標

地域資源を活かした講座の講師となるリーダーや有資格者が育ち、大学や地域と団体が一体となった講座などが開催されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆連携した講座開催日数 大学、企業、ボランティア、地域などと連携した事業（名古屋経済大学公開講座、I C T 講習会など）の年間開催日数。現状値に対して、連携講座日数 450 日を目指します。	日	379 2008 年度	400	450
◆人材バンクの登録者数 市民講師（人材バンク）の登録者数。現状値に対して、登録者数 60 人を目指します。	人	44 2008 年度	50	60

●施策の展開方向

①民間団体と連携した講座の充実 名古屋経済大学や地域の N P O などとの連携を深めることにより、大学公開講座やパソコン講座などを充実するとともに、市民の学習ニーズを的確に捉え、多種多様な地域の資源や人材を有効に活用した講座を展開します。

②人材の育成と市民講師の活用 ボランティア講師登録制度により、市民講師や地元企業の人材を積極的に活用するとともに、市民サークル団体登録制度による市民の生涯学習活動を促進するなど、人材バンクの取組みを活発化し、地域の人材の育成と生涯学習活動への有効活用を図ります。

●重点事業

★文化講座	市民講師登録者を講師にした講座を開設し、制度の活用と人材の育成を図ります。
-------	---------------------------------------



■ I C T information and communication technology の略で情報通信技術のこと。

4 青少年の健全育成

施策 344

<社会教育課>

●現状・課題

青少年を取り巻く環境は、情報化の進展などにより、インターネットでの有害サイトなど多くの危険が潜むようになりました。

本市では、青少年の健全育成のため、平成 19 年 11 月に青少年健全育成市民会議を設置し、明るい地域社会づくりを目指して、「おあしす運動（おはよう・ありがとう・しつれいします・すみませんの頭文字をとったあいさつ運動）」を展開しています。

しかし、現状では、青少年健全育成市民会議の会員数が増えず、新しい事業展開が十分になされていないため、今後は、活動の輪をさらに広げて、子ども・若者育成支援推進法を視野に入れた青少年の健全育成に向けた事業を一層展開していくことが必要とされています。また、地域の声を取り入れながら、青少年に関する団体と市が一体となった青少年健全育成施策を展開していくことも求められています。

●目指す姿と目標指標

学校、家庭、地域が一体となって「おあしす運動」を中心とした青少年健全育成事業が活発に行われ、社会の中で次世代を担う青少年がいきいきと生活しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆青少年健全育成市民会議会員数	団体	26	2009 年度	30	35
青少年健全育成市民会議に登録している団体会員数。現状値に対して、会員数 35 人を目指します。					
◆青少年健全育成市民会議事業参加者数	人	625	2009 年度	700	800
青少年健全育成市民会議が行う事業の年間の参加者数。現状値に対して、参加者数 800 人を目指します。					

●施策の展開方向

- ①「おあしす運動」の新たな展開 毎月 1 回、犬山、羽黒、楽田の市内 3 駅とスーパーで実施している「おあしす運動」を子どもを対象に通学路で登下校時にも行うなど場所や回数を拡大し、青少年健全育成市民会議の新たな会員増につなげます。
- ②市民会議全体事業の実施 青少年健全育成市民会議の個人・団体会員全体を対象にした青少年健全育成の推進のための講演会や情報交換を行い、個人・団体間の交流を促進することで新たな事業を展開します。
- ③市民会議会員数の増加 PTA 連合会やスポーツ少年団などの青少年対象事業の実施を通して、青少年に関わる団体を掘り起こし、個人・団体会員を増やし、青少年の健全育成運動の浸透を進めます。

5 図書館の充実

施策 345

<社会教育課>

●現状・課題

図書館は、生涯学習の場として学習活動の振興や文化の発展に大きな役割を果たしています。

本市図書館は、平成2年から供用を開始し、年々資料拡充に継続して取り組み、現在、約22万冊の資料を所蔵し、年間延べ11万人以上に利用されています。

時代の進展に伴い、市民の学習目的や学習要求がますます多様化しており、図書館は、新たな社会の要請に対応した情報提供施設として、今後、より一層積極的な役割を果たすことが求められており、施設の維持修繕も計画的に検討し、実施していく必要があります。

また、近年は子どもの読書離れが指摘されており、読書の拠点施設として、地域、家庭、学校などと連携し、子ども達が本に親しむことができる取り組みや、成人に対する読書の定着を推進することが求められています。

●目指す姿と目標指標

図書館が地域の情報センター、読書センターとして、幼児から高齢者まで多様な市民に親しまれ、活発に利用されています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆市民一人あたり貸出冊数 図書貸出冊数／総人口。過去10か年の最高値を超えるよう現状値の上昇を目指します。	冊	6.4	2009年度	6.6	6.8
◆図書館の利用しやすさに対する市民満足度 市民意識調査で『図書館は利用しやすいと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値に対して約8ポイント上昇を目指します。	%	57.3	2010年度	61.0	65.0

●施策の展開方向

①**図書館資料の充実** 市民の多様なニーズに対応した新しく豊富な資料の充実とともに、郷土の歴史や文化に関する資料の充実を図ります。また、情報化の進展に対応して電子媒体による情報提供についても検討を進めます。

②**図書館ネットワークの充実** 市民が市内公共施設などで、気軽に図書館の資料の貸出・返却ができるサービスの検討を行います。また、名古屋経済大学や市内の学校図書館との連携を強化しネットワークを充実します。

③**読書の普及啓発** 読書の拠点施設として、市民の読書を推進・支援します。中でも、特に乳幼児期から本に親しむことができるように読み聞かせなど子どもの読書活動の推進に重点を置いて取り組みます。

イラスト・写真など

スポーツ

- 1 スポーツの振興
- 2 スポーツ指導者の育成
- 3 スポーツ施設の整備・充実

1 スポーツの振興

施策 351

<社会教育課>

●現状・課題

文部科学省は、スポーツ振興法に基づくスポーツ振興計画の中で、「子どもの体力について、スポーツ振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す」また「生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指す」としています。

本市においては、小学生を対象としたスポーツ少年団活動が、9つの種目で延べ1,300人が参加して行われています。各中学校のスポーツ系の部活動に対しては、市民から40名を専門指導者として派遣するなど積極的に子どもたちのスポーツ振興の充実を図ってきました。

また、成人については、21団体3,500名が加入する（特）犬山市体育協会が中心となり、年間を通して全団体が市民大会を実施しています。また各団体は、大会を自主的に開催するなど、スポーツを愛好する市民の活動を積極的にサポートしています。

平成22年度に実施の市民意識調査の結果では、本市における成人の週1回以上のスポーツ実施率は78パーセントとなっています。

今後は、新体育館の建設を契機として、（特）犬山市体育協会を中心に、市民へのスポーツ実技指導や助言を行う体育指導委員や地域市民への健康づくりやスポーツ振興を担うスポーツ振興委員などとも連携をとりながら、市民の誰もが、スポーツを気軽に楽しめる環境づくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで、年齢や性別などに関係なく誰もが継続的、定期的にスポーツを楽しんでいます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆屋外・屋内体育施設利用者数	人	500,000	2009年度	525,000	550,000
屋外体育施設（木曽川緑地、名証グラウンド、山ノ田公園、野外活動センター、市民プール、学校開放グラウンド）と屋内体育施設（体育館、武道館、弓道場、体育センター）の利用者数。近年増加傾向にある利用実績と新体育館建設から利用者数増加を見込み、12年間で50,000人の増加を目指します。					
◆市民大会参加者数	人	7,000	2009年度	7,200	7,500
軟式野球をはじめとする21種目の市民大会の参加者数。近年増加傾向にある参加者実績より12年間で500人の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**体育指導委員による軽スポーツの実施** 小中学校やその他の団体に体育指導委員などを派遣し、市民の誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室を実施します。
- ②**（特）犬山市体育協会を中心としたスポーツの推進** （特）犬山市体育協会の自主事業としてスポーツ教室を実施するほか、（特）犬山市体育協会が中心となり、体育指導委員やスポーツ振興委員らと連携をとりながら、子どもから大人まで年齢を問わず誰もができるスポーツを推進していきます。
- ③**スポーツ振興委員による各地域での事業実施** スポーツ振興委員が中心となって、各地域において各々のニーズに合ったスポーツ行事を実施します。

イラスト・写真など

2 スポーツ指導者の育成

施策 352

<社会教育課>

●現状・課題

スポーツを振興させるためには、スポーツの素晴らしさや楽しさを伝え、適切な指導ができる人たちの存在が必要不可欠です。そのためには、責任感と使命感を持ち講習などを通じて常に新しい知識を習得し、継続的に指導ができる人材を育成・確保していくことが必要です。

本市では、こうした人材を育成するために、市民総合大学スポーツ学部でスポーツ指導員養成講座を開設しているほか、スポーツ少年団の指導者に対しては認定員講習会も実施しています。

今後は、特に子どもたちの育成に大きな影響を与えるスポーツ少年団指導者や体育指導委員のスキルアップなど、多様な対象者に応じた適切な指導能力を有する人材の確保が一層重要になります。

●目指す姿と目標指標

各地域において、スポーツ少年団指導者や体育指導委員を中心に適切なスポーツ指導資格を有する指導者が、子どもをはじめ市民のスポーツ指導を的確に行っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆スポーツ少年団指導者数(登録指導者のうちの有資格者の割合)	%	30.0	2009 年度	40.0	50.0
指導者全体に占める有資格者（日本スポーツ少年団認定員）の割合。現状値に対し、指導者の半数が有資格者であることを目指します。					
◆体育指導委員数	人	21	2009 年度	23	25
体育指導委員の数。犬山市体育指導委員設置規則にある定数を目指します。					

●施策の展開方向

- ①指導者の資質向上 スポーツリーダー養成講習会をはじめ、専門知識の習得や資格の取得につながる研修や講習会などを実施し、スポーツ指導者の資質の向上を促します。
- ②体育指導委員の人員確保 指導者資格取得のための援助を行うことで指導者を養成し、体育指導委員の人数を段階的に増やします。
- ③指導者間の交流の促進 指導者同士の交流を促進させ、スポーツ指導のレベルアップを図っていきます。

イラスト・写真など

3 スポーツ施設の整備・充実

施策 353

<社会教育課>

●現状・課題

昭和 38 年に建設された市体育館は、築後半世紀が経過し老朽化が進んでいます。また競技スペースもスポーツ人口の増加により手狭となってきました。この現状では、市民が安心・安全・快適にスポーツに親しむことが困難な状態となっています。現在、新体育館建設のための基金を積立てるとともに、平成 22 年度には、建設検討委員会を設立し、建設候補地の選定のほか、体育館の機能や規模を検討するなど新体育館建設に向けた取組みを進めており、今後も、継続的に取組みを進めることが求められています。

本市では、平成 21 年にグラウンドゴルフ場の整備や山ノ田公園におけるテニスコートの増設などを実施し、スポーツ施設の整備を計画的に行っていますが、運動施設の充実に対する市民ニーズは年々高くなってきています。

したがって、こうしたニーズをしっかりとつかみ、必要なグラウンドなど運動施設を適地に整備することが求められています。

●目指す姿と目標指標

新体育館が建設され、新たなグラウンドも確保ができて、より多くの市民が安全・安心・快適にスポーツに取り組み、健康的でいきいきと生活しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆屋内体育施設充足率	%	50.0	2009 年度	100.0	100.0
「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策」の整備基準より算出した屋内体育施設の充足率。充足率 100%を目指します。					
◆屋外体育施設充足率	%	60.0	2009 年度	80.0	100.0
「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策」の整備基準より算出した屋外体育施設の充足率。充足率 100%を目指します。					

●施策の展開方向

①**新体育館の建設** スポーツ関係者や一般市民により構成された建設検討委員会で、具体的な機能や規模などの精査を行い、市民誰もが利用しやすい体育館の建設を目指します。

②**新たなグラウンドの確保** 市民ニーズを把握し適地の選定を行い、計画的な整備を進めていきます。

●重点事業

★犬山市スポーツ振興基金積立	犬山市が管理する体育施設の維持修繕及び新設（当面は新体育館建設）を目的に基金積立を行います。
★新体育館建設検討委員会	平成 22 年度に設立した新体育館建設検討委員会において、新体育館の機能や規模を検討します。
★新体育館建設事業	築 47 年経過した現体育館に代わって、多様なスポーツニーズに対応した新体育館を、都市公園整備と併せて建設します。
★グラウンド整備事業	市民が気軽にスポーツを楽しむことのできる新たなグラウンドを整備します。

誰もが愛着のもてるまちをつくります

歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりがまちに対して誇りと愛着を持つとともに、犬山市の周辺都市の方にも犬山の魅力を伝えることのできるまちを創造します。



歴史・文化財

- 1 歴史・文化財の理解と意識の高揚
- 2 歴史・文化財の保存・活用
- 3 歴史・文化のネットワークづくり
- 4 城下町地区の整備

1 歴史・文化財の理解と意識の高揚

施策 361

<歴史まちづくり課>

●現状・課題

本市では、全市博物館構想に基づき、市民が市内の歴史・文化を学ぶ「市民総合大学歴史文化学部」を開催し、古代史学科、明治カルチャー史学科、中近世史学科の分野において、独自のテーマ設定により歴史と文化財を学ぶ機会を提供しています。その結果、市民の歴史と文化財に対する意識は高まり、地域に愛着を持つ市民も増えています。

しかし、地域の歴史・文化をテーマとする市民主体の活動については、犬山歴史研究会をはじめとした既存の団体に加えて、平成 21 年度に設立された（特）古代瀬波の里・文化遺産ネットワークのような新たな市民団体が育成されつつあるものの、まだまだ十分ではありません。

今後、犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき、文化財の保存・活用を推進する中で市民意識を高揚していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

文化史料館を中心に市民に向けて犬山の歴史文化に関する情報が発信され、地域の歴史や文化財に興味を持つ市民が増え、市内各地域において、市民総合大学の受講者を中心に歴史と文化財に対する意識が高まり、地域に愛着をもつ市民が増えています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆市民総合大学「歴史文化学部」への応募者数	人	478	2010 年度	600	600
市民総合大学「歴史文化学部」への応募者の総数。歴史に興味を持ち、市民総合大学に応募する市民が増え、1 学科 150 人の早期実現を目指し、その水準を維持します。					
◆歴史・文化をテーマとした市民団体の結成	件	1	2009 年度	3	5
歴史・文化をテーマとした市民団体の年度発生件数。市民の歴史や文化財に対する意識を高めていくため、市民グループの結成件数の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**犬山の歴史と文化財を知る・学ぶ機会の提供** 市民総合大学における「歴史文化学部」の開催や市民団体とのまち歩きなどを通じて、犬山の歴史や文化を教材として地域の伝統や文化を学ぶ機会を設け、地域に愛着と誇りを持つ市民を育みます。

②**文化財の保存・活用に係る市民団体との連携** 市民団体に対する情報の提供や団体事務局への活動支援・研修などを通じて、行政と市民団体が連携して文化の担い手を育成できるネットワークづくりを進めます。

イラスト・写真など

- ③**文化財の保存・活用に係る普及と啓発** 市内各地域に点在する文化財などの地域資源について、保存の手法や活用アドバイスをを行うとともに「犬山市の文化財」などの出版物を活用し、文化財の普及と啓発に努めます。

●**重点事業**

★ 市民総合大学専門学部	市民総合大学「歴史文化学部」として、①古代史学科、②明治カルチャー史学科、③中近世史学科を開催します。
---------------------	---

2 歴史・文化財の保存・活用

施策 362

<歴史まちづくり課>

●現状・課題

指定文化財や登録文化財の保存や伝承にあつては、その価値を維持することが求められています。現在、国指定重要無形民俗文化財である「犬山祭の車山行事」の保存・修理、登録有形文化財建造物の修理、史跡の調査や整備が、専門家などにより組織された委員会の技術指導、監修によって行われています。

一方、市内に点在し、法律等に基づく指定などを受けていない文化財については、平成9年の犬山市史編さん終了後は継続した調査研究が進んでいないため、今後、犬山市歴史的風致維持向上計画の推進に向けて、継続的な調査の実施が求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的資産の保存や管理、史跡・天然記念物の管理、犬山祭の伝承保存に対して補助を行うなど、市内文化財の保存と活用が進んでいます。また、犬山城においては、犬山城の世界遺産登録に向けた活動を推進するとともに、調査研究に基づき復元整備計画が策定され、門や櫓など一部の施設が復元されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆文化財の調査実施件数	件	2 2009 年度	3	3
文化財保全のための調査実施件数。文化財を保全するため、民俗文化財、埋蔵文化財・記念物、建造物を中心に継続した調査の実施を目指します。				
◆指定・登録文化財の保存・修理に対する補助件数	件	2 2009 年度	4	4
文化財保存修理に関する補助件数。民俗文化財、建造物の伝承保存を一層推進するため、年間補助件数の拡充を目指します。				

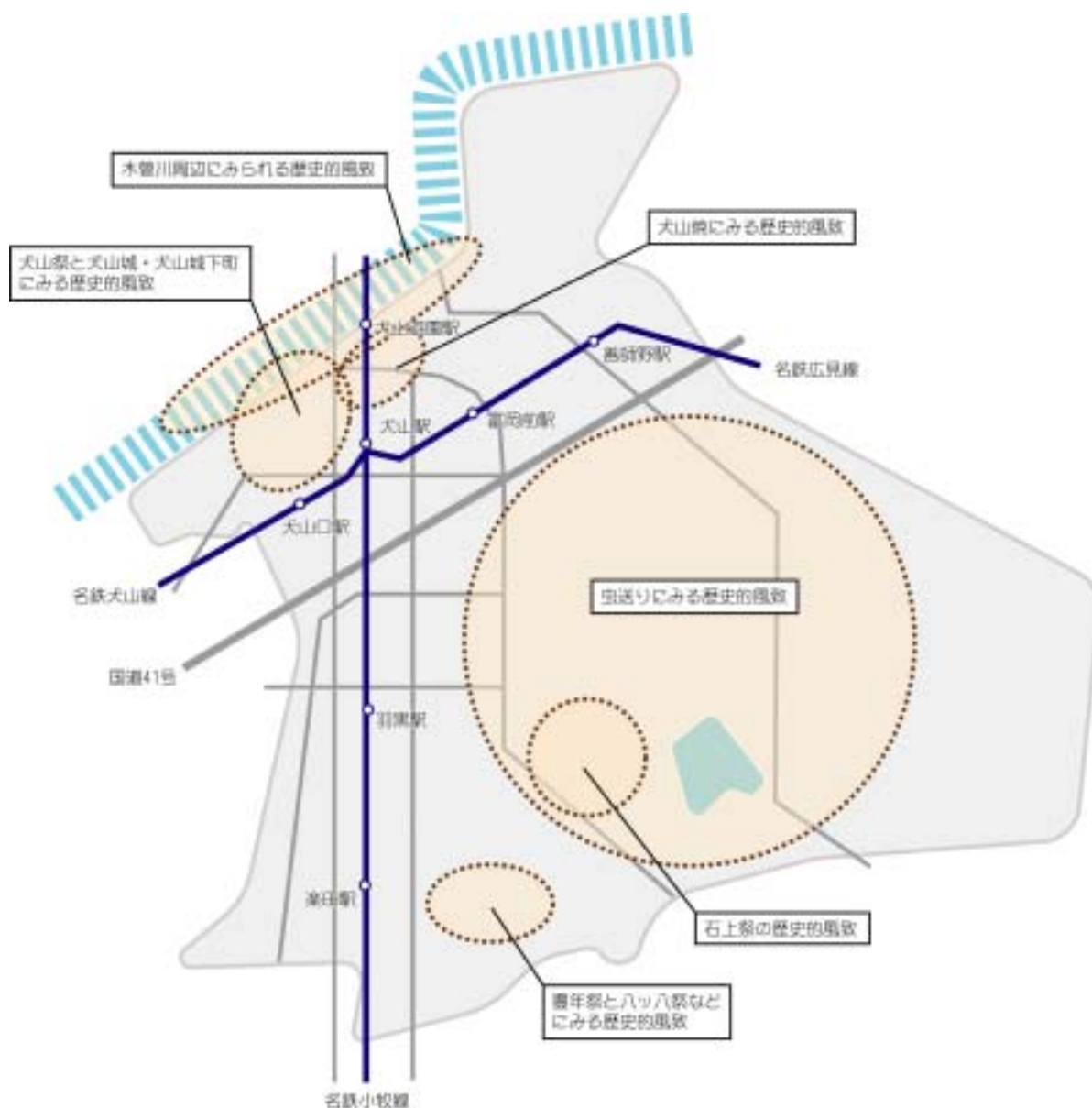
●施策の展開方向

①**文化財の保護と調査** 専門家や必要に応じて設置する専門委員会などの指導、調査などに基づき、指定・登録文化財の保存や修理、羽黒城址をはじめとする史跡・埋蔵文化財の整備、犬山城の城郭内の調査などを推進します。また、東之宮古墳については、整備基本計画に基づいて史跡整備を進め、未調査の文化財については、調査、収集、研究を推進します。

②**歴史的風致の維持・向上** 文化財の所有者・管理者、市民・事業者、行政が連携して歴史的風致の維持・向上を図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく計画の中で指定された建造物や城址、堀、常夜灯などの歴史的風致の維持・向上に寄与する施設などの保全を図り、住民との協働により、施設の活用と整備を進めます。また、重点区域の追加や変更などによる計画の見直しに努めます。

③**文化財の活用** 文化財の保存に影響が及ばない範囲で、教育や普及のために文化財の活用を推進します。文化史料館のリニューアルを行い、犬山城と城下町を結び、人と文化を繋ぐ施設としての整備を進めます。

図 犬山市の維持及び向上すべき歴史的風致



●重点事業

★犬山城城郭遺構調査事業	犬山城に関連した遺構の残存状況と城郭の範囲を確認し、犬山城城郭調査委員会の指導及び遺構調査の実施成果を基に、堀や切岸などの遺構の年代を推定できる資料を整理し、犬山城の歴史的価値を追究し、国の史跡指定を目指します。
★犬山祭の車山行事の伝承保存事業	犬山祭の車山行事で用いられる用具の修理・新調を計画的且つ適切に実施するために車山所有町内に対して支援を行います。郷土の誇りである伝統行事を正しく継承するための環境形成と意識醸成を進めます。



■歴史的風致 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町屋などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったものの。

3 歴史・文化のネットワークづくり

施策 363

<歴史まちづくり課>

●現状・課題

平成 21 年度から着手した文化史料館のリニューアルに伴い、国宝犬山城、文化史料館、旧磯部家住宅、どんでん館、旧堀部家住宅をはじめとした各歴史・文化施設の役割を明確にし、相互のネットワーク化が求められています。

また、市民総合大学歴史文化学部は、毎年多くの方々が受講しており、卒業後の自発的な活動を一層推進させていくため、卒業者の人材の育成と活用が求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山城、文化史料館などを拠点として歴史と文化のネットワークが構築されています。また、市民や学生の参加のもと、市内各地域で歴史や文化をテーマにした市民グループが組織され相互交流が行われています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆歴史・文化施設の自主活動事業 歴史・文化施設を会場とした市民団体などの自主的な活動の実施回数。市民の歴史や文化財に対する意識を高めていくため、活動回数の増加を目指します。	回	1 2009 年度	5	10
◆歴史・文化をテーマとした市民グループの結成 歴史・文化をテーマとした市民グループの結成件数。市民の歴史や文化財に対する意識を高めていくため、市民グループの結成件数の増加を目指します。	件	1 2009 年度	3	5

●施策の展開方向

- ①歴史・文化のネットワークづくり 「犬山」固有の歴史的・文化的資源をネットワークすることにより、地域を愛し、郷土に誇りを持てる人材を育成します。
- ②文化史料館を拠点に情報発信 文化史料館で、犬山城と城下町を中心とした歴史文化に関する情報発信を行い、企画展示や案内機能の充実を図ります。
- ③(財)犬山城白帝文庫との連携 犬山城と城下町の情報発信を行うため、旧犬山城主成瀬家にまつまる文物の保存・管理や研究などを行っている(財)犬山城白帝文庫と連携した事業を実施します。
- ④各種NPO・市民団体との連携 祭りや古墳などの文化財の保存や普及啓発、町並み保存、歴史文化探訪などの活動を行っている市民グループと連携した文化交流などの事業を実施し、次世代への歴史文化の継承を図ります。

4 城下町地区の整備

施策 364

<都市計画建築課・歴史まちづくり課・建設課>

●現状・課題

城下町地区では、歴史的資産を活かしたにぎわいのある安全で暮らしやすい町の再生のため、犬山城前広場の整備や電線類地中化・道路美装化などを行ってきました。このような取組みの結果、近年では、多くの人たちが城下町を訪れるようになりました。

一方、歴史的建造物の保存については、維持管理に要する手間や費用の増大、跡継ぎの不在という理由から、取り壊されて空地になり、その後建てられた建築物が城下町の景観にそぐわない、といった事例も出てきています。加えて、今後については、歴史的風致の観点から問題となっている区域内の老朽化した公共施設の移転も課題となっています。

そのため、住民が安全・安心で、にぎわいと潤いを感じられる良好な住環境の形成を図りながら、城下町の歴史的景観を保持した町並みを形成していく必要があります。

また、地区外からの車両や地区内における歩行者の動線を地域住民と協議しながら検討を行い、適切な誘導を図っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

歴史的建造物が保全され、歴史や文化などと人々の生活が調和する歴史的風致を維持し、住民は安全・安心やにぎわいと潤いを実感でき、来訪者は利便性や快適性を実感できるまちとなっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆伝統的建造物の修理・修景（累計）	件	- 2009 年度	12	24
伝統的建造物の修理・修景に関する助成件数。伝統的な建造物については、歴史的風致維持向上計画に基づく指定を行い、長期的な視点で計画的に修理・修景を行うことを目指します。				
◆市指定文化財（建造物）の件数（累計）	件	0 2009 年度	3	6
市指定文化財の指定件数。特に重要な建造物について、長期的な視点で計画的に調査を行い、文化財指定を行うことを目指します。				

●施策の展開方向

- ①城下町地区の町並み環境を整備 電線類地中化や道路美装化などにより良好な道路環境の整った城下町地区は犬山の歴史文化を象徴する風格のある地区であるため、景観などに配慮した住環境の整備を推進し、住民にも来訪者にも配慮した整備や車両・歩行者動線の望ましい交通体系の確立を計画的に推進します。
- ②伝統的建造物の保護・保全 伝統的建造物群保存地区の指定を目指し、伝統的建造物などの保存計画を検討していく中で、修理・修景などの基準を定め、城下町地区の伝統的な町並みや文化遺産などを後世に伝えます。また、地域において歴史及び文化面から価値の高い建造物を市の文化財として指定し、後世への継承を図ります。
- ③歴史的風致形成建造物の指定 景観や都市計画と調整を図り、歴史的風致形成建造物の指定などを通して、城下町の歴史的風致の維持と向上を図ります。

イラスト・写真など

●重点事業

★歴史的建造物整備活用事業

国登録有形文化財の旧堀部家住宅の修理を行い、既存の旧磯部家住宅や中本町まちづくり拠点施設などと連携を図り、歴史的建造物の活用を進めます。

★伝統的建造物の保存・修理・活用

「歴史都市犬山」の実現のため、伝統的建造物を修理・修景し、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向け協議を進めます。
また、「犬山市伝統的建造物群保存地区条例(仮称)」や「犬山市歴史まちづくり条例(仮称)」の制定を目指します。
歴史的建造物の保存計画の策定に向け、内容を検討し、国の補助制度の活用して、伝統的建造物の修理・修景を進めます。

文化

- 1 文化活動の振興
- 2 新しい文化の創造と活動の支援

1 文化活動の振興

施策 371

<社会教育課>

●現状・課題

文化芸術振興基本法の第1条には「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらす」と明記されています。これは、文化芸術の振興が、心豊かな国民生活をつくり出し、活力ある社会の実現に寄与することを示しています。

本市では、昭和57年に市民が芸術文化に親しむための拠点として市民文化会館を建設しました。開館以来、市民に優れた舞台芸術を鑑賞してもらうため、自主事業として数多くのコンサートや演劇などの公演を実施してきました。また、日頃から文化芸術に携わる市民らが、自らの創作活動の成果を発表する場としても広く利用されています。加えて、市民文化会館に併設する南部公民館では、市民の絵画や書などの創作作品を展示するギャラリーとして活用も進められています。

今後は、施設の老朽化が懸念されることから適切な点検・修理や保守・管理を計画的に行い、市民が利用しやすい芸術文化拠点施設として、維持管理していく必要があります。また、多くの市民が芸術文化に親しみ、市民自らが文化芸術活動に積極的に取り組むことができるような環境づくりも求められています。

●目指す姿と目標指標

市民文化会館を中心として、優れた舞台芸術が開催されるとともに、市民の自主的な文化芸術活動が展開され、多くの市民が文化芸術に親しみ、心豊かに文化的な生活をしています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆自主事業の鑑賞・参加者数	人	4,822 2009年度	5,500	6,000
自主事業を鑑賞及び参加した市民の年間延べ人数。現状値に対して約1,200人増を目指します。				
◆市民文化会館の利用者数	人	40,545 2009年度	42,500	45,000
市民文化会館の年間利用者数。現状値に対して約4,500人増を目指します。				

●施策の展開方向

- ①自主事業の充実 市民参加型事業として既に実施している「市民芸能祭」や「市民音楽祭」、「文協まつり」、「第九演奏会」などを充実するとともに、市内や近隣市町で活動する団体やサークルとの共催事業を実施します。
- ②市民文化会館の充実 市民文化会館の施設の点検・修理や保守・管理を計画的に行い、芸術文化拠点として市民が利用しやすい施設として充実を図ります。
- ③文化活動の場の確保 多くの市民が文化活動に参加できるように、市民展、市の施設（公民館・市庁舎など）を活用した市民ギャラリーなどの充実に努めます。

●重点事業

★文化活動の場の確保

多くの市民が参加できるような文化活動の場として、ギャラリーや展示スペースを確保します。

2 新しい文化の創造と活動の支援

施策 372

<社会教育課>

●現状・課題

本市では、文化協会と（特）犬山市音楽文化協会を中心として様々な文化活動が実践されています。文化協会は 65 団体、970 人で構成され、市民展、芸能祭、文協まつりなど数々の事業を主体となって実施しています。

また、（特）音楽文化協会は 8 団体、280 人で構成され、市民音楽祭を毎年開催するとともに、定期演奏会や各種大会・行事を展開しています。

しかし、文化活動団体の会員は高齢化が進み、年々会員数も減少しているため、若い世代への会員拡大を図り、犬山の新しい文化の創造と活動の活性化を促していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

文化協会や（特）犬山市音楽文化協会が若い世代の会員を増加させ、自主的な新規事業を展開するなど、市民が主体となる新しい文化活動を展開しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆自主的活動団体（団体数）	団体	73	2009 年度	78	83
文化協会、音楽文化協会に所属する団体数。現状値に対して、団体数 83 団体を目指します。					
◆自主的活動団体（会員数）	人	1,250	2009 年度	1,300	1,350
文化協会、音楽文化協会に所属する会員数。現状値に対して、会員数 100 人増を目指します。					

●施策の展開方向

①自主的活動団体の育成・支援 文化協会・（特）犬山市音楽文化協会など、既存の団体の活動を充実させ、市民劇団・サークルなどに活動の場を提供します。

②犬山らしさのある文化の創造 市民が参加する芸能祭や市民ギャラリーをはじめ、豊かな自然、歴史に根ざした犬山らしさのある文化を創造する機会や場を充実します。

イラスト・写真など